

第四次 草加市総合振興計画

基本構想：2016(平成28年度)－2035(令和17年度)

第三期基本計画：2024(令和6年度)－2027(令和9年度)

快適都市～地域の豊かさの創出～



草加市

第四次草加市総合振興計画
2016-2035
(平成28年度) (令和17年度)

「だれもが幸せなまち 草加」を目指して

草加市長 山川 百合子



第四次草加市総合振興計画基本構想は、平成28年度(2016年度)から令和17年度(2035年度)を計画期間とし、草加市の最高規範である『草加市みんなでまちづくり自治基本条例』の理念を実現するために定めた「まちづくりの指針」となるものです。

この基本構想を土台として、重点テーマを定め、市として取り組むべき施策を体系化したものが基本計画です。計画期間は原則4年間となっており、本市ではこれまで第二期基本計画(令和2年度から令和5年度)に基づき、まちづくりを進めてまいりました。

第二期計画の期間中、私たちの生活に多大な影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症は、感染症法上の位置付けが5類に移行したとはいえ、私たちの働き方や生活様式は大きく変化しました。また、類をみない少子高齢化と人口減少の波は、本市にも例外なく押し寄せており、働き手の確保や社会保障制度の維持などの様々な課題に直面しています。本年1月、能登半島地震が発生し多くの被害をもたらしましたが、このような大規模地震が近い将来再び発生することが指摘されていることに加え、近年の気象災害の激甚化・頻発化も見逃すことはできず、そうした自然災害への対策も必要に迫られています。

このような中、第二期基本計画の終了に伴い、上述した社会状況の変化とそれに伴う課題を踏まえ、計画の一部を改訂することとし、令和6年度から令和9年度までを計画期間とする第三期基本計画を策定しました。

第三期基本計画では、山積する課題の解決と限られた財源の有効活用のため、重点テーマとして「持続可能性が向上するまちづくり」「多様性を尊重するまちづくり」「パートナーシップが育つまちづくり」の3つを位置づけるとともに、「安全と安心」「活気の創出」「地域の共生」などの目標を掲げ、事業の選択と集中を進めます。

社会保障費の増大による厳しい財政状況の中ではありますが、「だれもが幸せなまち 草加」の実現に向け、市民の皆様と共に手を取り合い、対話を通じパートナーシップを深め、「このまちに住み続けたい」「このまちでこどもを育てたい」と思っただけのような魅力あるまちづくりに着実に取り組んでまいります。皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びとなりますが、策定に当たり、熱心にご審議・ご議論くださいました草加市振興計画審議会委員の皆様と市議会議員の皆様、そして貴重なご意見・ご提案をいただきました草加のまちを愛する市民の皆様にご心より感謝申し上げます。



草加市章

(昭和33年(1958年)11月1日制定)

草加の「草」の古字「艸」と「カ」を図案化したもので、3つの円は2町1村(草加町、谷塚町、新田村)の合併、3つの線は3地区の編入を意味します。

草加市民憲章

(昭和63年(1988年)11月1日制定)

わたくしたち草加市民は、綾瀬の流れと松原をシンボルとして、おおきな夢をはぐくんできました。

人の心をたいせつにし、自然をいかした住みよいふるさとをめざして、ここに憲章をさだめます。

わたくしたちは、

- 1 平和を愛し、文化的で、ゆたかなまちをつくります。
- 1 きまりを守り、安全で、せいけつなまちをつくります。
- 1 健康に努め、親切で、さわやかなまちをつくります。

市の花・キク

(昭和48年(1973年)11月1日制定)



市内では明治時代から切り花の菊の栽培が始まったといわれています。大正時代から昭和初期にかけて、小さな花をたくさんつける「東菊」の産地として、全国的にその名をとどろかせました。

また、夏ギクとあわせて、秋ギクの栽培も盛んで、現在も、谷塚・新田地区を中心に農家で栽培され、東京の生花市場に出荷されています。

市の木・マツ

(昭和48年(1973年)11月1日制定)



草加松原のクロマツは、草加市の歴史と文化のシンボルとなっています。獨協大学前<草加松原>駅から旧日光街道（県道足立越谷線）に出ると、綾瀬川沿い一帯に美しい松並木が広がります。

江戸時代から「草加松原」「千本松原」などと呼ばれ、日光街道の名所となっており、平成26年（2014年）3月に国の名勝（おくのほそ道の風景地）に指定されました。

想い出はいつも

(昭和63年(1988年)11月1日制定)

作詞：中村八大・西村達郎 作・編曲：中村八大

- 1 朝露をふるわせる 緑の風を追いかけて
夢の国へとたどり着けた あの頃よ
聞こえてたあの詩は 明日の空を越えてきた
幼ごころに届けられた 小さな調べ
想い出はいつも このまちとともにある
生れ育った このまち草加と
- 2 陽だまりにみつけた 可憐な花の彩りが
若い瞳にまがしすぎた あの頃よ
愛しさに切なさに 誰かの胸に橋をかけ
初めて独り向こう岸へ ころこの旅を
想い出はいつも このまちとともにある
生れ育った このまち草加と
- 3 夕映えにきらめいて 変わらぬ姿綾瀬川
過去と未来を永久に繋ぐ 遥かさよ
草加人それぞれの 喜びそして悲しみを
時の彼方へ運んでゆく 大きな流れ
想い出はいつも このまちとともにある
生れ育った このまち草加と
想い出はいつも このまちとともにある
生れ育った このまち草加と

宣言

■草加市環境共生都市宣言

私たちのまち草加は、綾瀬の川の流れと草加松原をシンボルに、歴史と文化を築いてきました。

しかし、急激な都市化により、かつての良好な環境が徐々に失われ、さらに私たちの活動は、川や空気の汚れ、ダイオキシンなどの有害物質、地球の温暖化など、身近な環境から地球環境まで影響を及ぼしています。

私たちは、かけがえのない環境を次の世代に引き継ぐため、共に生きるしくみや役割を考えながら、身近なことから協力して実行しなければなりません。

私たちは、「人と自然が共に生きるまち そうか」をつくるため、ここに環境共生都市を宣言します。

1 私たちは、水と緑を生かした環境にやさしいまちづくりに努めます。

1 私たちは、エネルギーの節約やリサイクルの推進に努め、限りある資源を大切にします。

1 私たちは、毎日の生活が地球環境に影響を及ぼしていることを学び、環境を良くすることを考え、行動するように努めます。
(平成 11 年 (1999 年) 6 月 5 日制定)

■草加市平和都市宣言

人類は、20 世紀の前半に二度にわたる世界大戦を引き起こし、第二次世界大戦では瞬時にして廃きよをもたらす悲劇的な核兵器の恐怖を体験し、以来、核兵器の保有と増殖の苦悩に日夜さいなまれてきた。

我々は、国際化が進む今日、国境の枠を越えた「地球村」の一員として共存して行かなければならないのであり、今こそ人類の英知を平和の確立と核兵器の廃絶に向けて結集すべきである。

草加市民は、21 世紀に向けた快適都市の実現をめざすなかで、国際化という社会変動の波が地域社会に大きく影響してきていることを認識し、「ふれあいのきずなを世界に広げて行くこと」が世界の恒久平和と国際協調の崇高な理想を達成する有効な方法であると考えます。

ここに、草加市民は、市民レベルでの国際交流を軸としながら、いかなる戦争にも反対し、核兵器の廃絶を求め、「平和都市草加」を宣言する。
(昭和 62 年 (1987 年) 12 月 19 日制定)

■草加市みんなで取り組む安全安心まちづくり宣言

犯罪や交通事故などから守られ、安全で安心して暮らすことは、すべての市民の願いです。また、まちの未来を担う子どもたちの将来のためにも、欠かすことができません。

しかし、私たちの身のまわりでは、あき巣、ひったくり、暴力事件などの犯罪や交通事故などが多発しています。また、地域社会の急激な変化などにより地域のコミュニケーションはうすれ、本来地域社会が持っていた犯罪抑止や防止の機能が低下しつつあります。

安全で安心なまちづくりを進めるためには、私たち一人ひとりが、同じ地域で共に生活していることを自覚し、人やまちを大切にすることをはぐくみ、お互いに声をかけ合い、手を取り合いながら、安全安心の芽を大きく育てていかなければなりません。

そこで草加市では、市民と市、警察などの関係機関が協力し合い、犯罪や交通事故などから守られた安全で安心できる快適なまちづくりを進めていくことを宣言します。
(平成 16 年 (2004 年) 12 月 17 日制定)

■草加市スポーツ・健康づくり都市宣言

私たち草加市民は、ひとりひとりが健康の意義を十分に認識し、健康生活に対する意欲と能力をたかめ、スポーツや食生活を通じて健やかな心と体をつくり、連帯の輪を地域にひろめ、健康な明るいまちづくりを進めていきます。

ここにスポーツ健康都市の精神を発展させ、生涯にわたり健康づくりを進めるスポーツ・健康づくり都市を宣言します。栄養と体力の調和のとれた健康生活をきずきましょう。

スポーツに親しみ健やかな心と体をつくりましょう。

スポーツ・健康づくりを通じて多くの仲間をつくり、連帯の輪をひろめましょう。

身近なところから体を動かし、バランスのとれた食生活を実践しましょう。

健康な明るいまちづくりをすすめましょう。

(平成 26 年 (2014 年) 9 月 17 日制定)

■草加市暴力排除都市宣言

暴力のない明るく平穏な生活は、すべての市民の願いです。しかし、最近、暴力団等は、民事介入暴力、企業対象暴力さらに行政対象暴力等、あらゆる分野に不当に介入し、その活動を多様化・不透明化させており、市民生活や経済活動に大きな不安と脅威を与えています。

このような反社会的な活動は安全で安心して暮らすという市民の願いを踏みにじるものであり、断じて許されるものではありません。

ここに草加市は、市民と行政が毅然と暴力に立ち向かい、警察をはじめとする関係機関・団体と連携を強化し、総力をあげて、暴力を排除し、安全で快適なまちを実現することを宣言します。

(平成 19 年 (2007 年) 12 月 19 日制定)

■草加市音楽都市宣言

綾瀬のほとりにメロディー流れ

草加のまちなかにリズムあふれる

人々の心にハーモニー生まれ

よるこびとやすらぎが満ちる

新しい味わいと共感の息づく我がまち

ここに音楽都市を宣言する

(平成 5 年 (1993 年) 6 月 22 日制定)

目次

基本構想

1	基本構想の期間と計画的なまちづくりの展開	3
(1)	基本構想の期間	3
(2)	計画の構成	3
(3)	第三次基本構想から第四次基本構想へ	3
2	計画の前提となる条件	4
(1)	これまでの歩みを振り返って	4
(2)	これからのまちづくりに向けて	6
(3)	まちづくりの基本姿勢（地域経営指針）	8
3	草加のめざす都市像	11
(1)	将来像	11
(2)	将来の人口及び将来都市構造	12
4	構想の体系	16
(1)	快適な環境 ～環境にやさしい水とみどりのまちをつくる	16
(2)	安全と安心 ～人にやさしい安心して住み続けられるまちをつくる	17
(3)	活気の創出 ～にぎわいのあるまちをつくる	18
(4)	地域の共生 ～ともに力をあわせて自分たちのまちをつくる	19
(5)	地域経営を進める市役所	21

第三期基本計画

1	総論	25
(1)	計画の位置付けと計画の期間	25
(2)	計画の役割と性格	25
(3)	草加市の計画体系	26
1)	分野別計画との関係性	26
2)	草加市版総合戦略	27
3)	SDGsの達成に向けて	29
(4)	行政評価による計画の進捗管理と第三期基本計画における取組	31
1)	進捗管理の考え方	31
2)	施策評価市民アンケートの実施結果	32
2	計画のフレーム	35
(1)	人口・世帯	35
(2)	財政	37
(3)	産業	38
1)	産業別事業所数・従業者数の状況	38
2)	産業別人口の状況	40
(4)	土地利用	41
3	重点テーマ	43
(1)	重点テーマの位置づけ	43
(2)	重点テーマ	43
4	計画	45
○	施策体系図	45
(1)	快適な環境～環境にやさしい水とみどりのまちをつくる	
1)	水とみどりのまちづくり	48
施策1	水環境の保全	48
施策2	みどりの保全と公園の再生・活性化	50
2)	環境との共生	52
施策3	環境を守り育てる	52
(2)	安全と安心～人にやさしい安心して住み続けられるまちをつくる	
1)	良好なまちづくり	56
施策4	良好なまちづくりの推進	56
2)	安全で円滑な交通	58
施策5	利用しやすい公共交通網の整備	58

施策6	安全で快適な道路の整備	60
3)	安全性の高いまちづくり	62
施策7	総合的な治水対策の推進	62
施策8	交通安全対策の推進	64
施策9	危機管理体制の強化	66
施策10	地域安全の推進	68
施策11	安全・安心な消費生活の推進	70
施策12	安全で安定した水の供給	72
施策13	安定した汚水処理の推進	74
(3) 活気の創出～にぎわいのあるまちをつくる		
1)	にぎわいの創出とものづくりの発信	78
施策14	地域とともに栄える産業の振興	78
施策15	就労支援・勤労者福祉の推進	80
施策16	おもてなしの心が息づく観光の振興	82
2)	心地よい風景づくり	84
施策17	心地よいまちづくりの推進	84
(4) 地域の共生～ともに力をあわせて自分たちのまちをつくる		
1)	活力と生きがいのある高齢社会	88
施策18	総合的な高年者施策の推進	88
2)	みんなで取り組む子育て	90
施策19	子育て支援の推進	90
施策20	幼保小中を一貫した教育の推進	92
施策21	学校・家庭・地域の連携・協働の推進	94
施策22	教育環境の整備・充実	96
施策23	子ども・青少年育成の充実	98
3)	ともに暮らす地域づくり	100
施策24	市民自治の推進	100
施策25	地域福祉の推進	102
施策26	障がい者福祉の推進	104
施策27	生活保護世帯・生活困窮者の自立支援	106
施策28	国際交流・地域間交流の推進	108
施策29	人権の尊重	110
4)	草加らしい豊かな暮らし	112
施策30	学びの成果が発揮される生涯学習社会の推進	112
施策31	草加らしい文化の創造	114
施策32	スポーツの推進	116
施策33	心と体の健康づくり	118
施策34	医療環境の充実	120
(5) 地域経営を進める市役所		
1)	市民とともに考え行動する職員	124
施策35	市民とともに考え行動する職員の育成	124
2)	「地域の豊かさ」を創出するための組織	126
施策36	市民参画制度の推進	126
施策37	社会ニーズへの的確な対応	128
施策38	市役所の情報化の推進	130
3)	情報公開から情報共有へ	132
施策39	市政の透明性・公平性の充実	132
4)	経営手法の導入	134
施策40	計画的で効果的な行政の推進	134
施策41	広域行政・官民連携の推進	136

資料編

草加市振興計画審議会条例	142
草加市振興計画審議会委員名簿	143
第四次草加市総合振興計画基本計画策定等委員会設置要綱	144
諮問	147
答申	148
策定経過	150
草加市みんなでまちづくり自治基本条例	152



I 基本構想

1 基本構想の期間

基本構想の計画期間は、人口減少や少子高齢化の急速な進展など、本市を取り巻く社会状況の大きな変化に対応し、同時に策定する草加市都市計画マスタープラン¹との整合を図るため、平成28年(2016年)から令和17年(2035年)までの20年間とします。

この基本構想では、令和17年(2035年)を目標年とし、本市の将来像を示し、これを実現するための施策の方針を定めます。

2 計画の構成

この基本構想を実現するため、基本計画、実施計画を策定し、施策の計画的な推進を図ります。

1 | 基本計画

基本計画は、基本構想にもとづき、施策を体系化するものです。

計画期間は原則として4年間とします。

2 | 実施計画

実施計画は、基本計画にもとづき事務事業の内容や事業費を定めるもので、毎年度の予算編成の指針となるものです。

計画期間は、3年間とし、毎年度見直します。

3 | 基本構想の検証・見直し

基本構想は20年の計画期間と長期にわたるため、基本計画の改定期には検証を行います。また、おおむね10年後には、本格的な見直しをします。

3 第三次基本構想から第四次基本構想へ

この第四次基本構想は、将来都市像や基本理念など骨格部分において、第三次基本構想を継承しました。

まちづくりは長い時間をかけて理想を実現していくものです。

第三次基本構想までの将来都市像である「快適都市」は、都市がめざす究極の目標といえ、今後も追求するべき目標であると考えたからです。

少子高齢化の急速な進展、人口減少社会の到来など、本市を取り巻く環境は大きく変化しています。市民が都市に求めるニーズも多様化しており、それに伴って市民一人ひとりが持つ都市の「快適」さも多様なものになっています。

1:草加市都市計画マスタープラン …第四次草加市総合振興計画のめざす将来都市像「快適都市～地域の豊かさの創出～」を実現するため、必要なまちづくりに関わる施策を総合的に展開するためのハード面を中心とした空間施策の指針となる計画

そのため、今後も市民ニーズの的確な把握に努め、普遍的価値としての「快適都市」の実現に向けて取り組んでいくことが必要と考えます。

2 計画の前提となる条件

これからのまちづくりを考える上でキーワードになるのは「持続可能性」と「安心」です。

世界的にも類を見ない急速な高齢化や人口減少、地球環境の悪化、新型コロナウイルス感染症の流行やデジタル技術の発達を契機とした生活様式の変化などの急激に変化する社会の中でも、地域での生活や生産などの機能を維持しつづけることのできる都市づくりが求められています。また、雇用や年金、物価上昇などの経済的不安、東日本大震災や今後30年以内に70%程度の確率で発生すると予測されている首都直下地震をはじめ、大型の台風、局地的大雨などの防災面での不安など、前例のない時代ゆえの先行きの不透明感がこうした不安に拍車をかけています。

これからは、「快適都市」の実現に当たっても、持続可能性と安心の向上の視点が重視される時代となります。

こうした点を踏まえた実効性が高い計画とするため、これまでの取組を振り返り、前提となる条件を整理した上で、市民と行政が共有・協働できる計画として本計画を策定するものとします。

1 これまでの歩みを振り返って

① 総合振興計画策定以前

現在の草加市のルーツとなる村落の大部分は、江戸時代の奥州・日光街道の開通による「草加宿」の誕生、綾瀬川の改修による舟運の隆盛、湿地等の開拓により形成されています。

明治32年（1899年）の東武鉄道の開通後は、宿場町から駅を中心としたまちへと変化をはじめます。

その後、本市が大きく変貌を遂げるのは、昭和30年代に入ってからです。昭和33年（1958年）に市制を施行、さらに昭和37年（1962年）には草加松原団地の入居開始や草加八潮工業団地が開設し、高度成長の波に乗って本市の人口は飛躍的に増加し、教育施設や上下水道の整備など、都市の基盤が整備されました。

しかし、こうした産業・経済の急激な成長に伴って、公害や水質悪化、大型店の出店による地場商業の衰退などが進む一方、都市化の急激な進行により、田・畑などの保水・遊水機能¹が減少したことから水害が多発するようになりました。

② 総合振興計画による計画的なまちづくり

こうした課題に計画的に対応することをめざした第一次総合振興計画（昭和48年（1973年）～昭和60年（1985年））、第二次総合振興計画（昭和61年（1986年）～平成12年（2000年））、第三次総合振興計画（平成13年（2001年）～平成27年（2015年））にもとづく施策を実施してきた結果、都市環境は徐々に改善されてきました。

東武鉄道の高架複々線化、東京外かく環状道路や東埼玉道路の建設、綾瀬川の改修と放水路の建設、草加駅前や谷塚駅前再開発などの大規模プロジェクトにより都市の骨格づくりが進みました。

また、そうか公園やまつばら綾瀬川公園などの公園、学校や保育園、コミュニティセンター、図書館、スポーツ施設、子育て支援センターなどの市民生活に密着した施設の整備も行われています。平成26年（2014年）には、草加松原が国指定名勝となり、今後、宿場町の面影を残すまちなみやせんべいをはじめとする地場産業などと連携したまちづくりも求められています。さらに、国により東埼玉道路の自動車専用部が事業化されるなど、広域的な影響を及ぼすインフラ整備が進められているとともに、草加柿木産業団地（柿木フーズサイト）やスポーツ施設の整備をはじめ、新田駅周辺の区画整理も進めています。

一方、社会の成熟化に伴い、市民によるまちづくりの活動も多様化・活発化しています。平成16年（2004年）には、「草加市みんなでまちづくり自治基本条例¹」が制定され、市民と行政とのパートナーシップによるまちづくりの仕組みが制度化され、着実に市民に根付きつつあります。今後も引き続き、こうした制度・取組を土台としながら、個々の市民や地域コミュニティなどがまちづくりの主人公となるような仕組みへと転換し、市民や地域コミュニティの自治力を高めていくことが求められています。

1: 草加市みんなでまちづくり自治基本条例 …市民自治の実現とパートナーシップによるまちづくりを進めるため、市民・市議会・市の三者の関係やそれぞれの役割と責務を定め、すべての市民の自由と平等と公正を保障する「だれもが幸せなまち」をつくるために制定された条例

2 これからのまちづくりに向けて

1 | 社会

① 人口減少と人口構成の急速な変化

本市では、今後、人口減少に向かうと同時に、高齢化や少子化が進むものと考えられます。また、社会を支える現役世代である生産年齢人口（15歳～64歳）も減少し、人口構成が大きく変化します。人口減少や人口構成の変化は、ハード・ソフト両面でのまちづくりや土地利用、市財政へも大きく影響するものと考えられることから、重要な前提として考慮することが必要です。

② 高年単身世帯の増加

世帯で見ると、今後、ひとり暮らしの世帯の比率が増加するものと推計され、なかでも65歳以上の高年者のひとり暮らし世帯が大幅に増加することが見込まれています（令和4年度推計）。こうした高年者が住み慣れた地域で自立した生活が送れる環境づくりが急務となっています。

③ 市民の生活様式の変化

令和2年（2020年）に発生し、世界的に流行した新型コロナウイルス感染症の影響やデジタル技術の発達により、働き方や日常生活、地域コミュニティなど、社会のあらゆる分野であり方が急激に変化しています。こうした市民の生活様式の変化に伴う市民ニーズの変化を的確に捉えたまちづくりを行っていく必要があります。

2 | 環境

① 環境問題への対応

近年の環境問題は、オゾン層の破壊、熱帯雨林の減少、マイクロプラスチック¹による海洋汚染など広範囲にわたり複雑化・多様化しており、これまでの大量生産・大量消費を前提とした社会活動から、自然との共生を図り、自然を地域資源として捉え、環境への負荷を削減する脱炭素社会へと転換して地球温暖化等の環境問題に取り組むことが重要です。

② 頻発化・激甚化する自然災害への備え

人命や住宅、商業や農業など地域経済に甚大な被害をもたらすような、大規模な地震、台風、局地的大雨などの自然災害が日本全国で増加しており、本市においても、市民の生命・安全・財産を守るための防災対策が急務となっています。

3 | 経済

① 持続可能な財政の確立

高年者の増加に伴う福祉などの費用増加の一方で、現役世代の減少は市の収入の多くを占める市税の減少につながるため、現役世代の増加や産業振興などを通じ、税金を確保するとともに、行政手続のオンライン化をはじめとしたデジタル化の推進による行政経営の効率化・高度化などを通じ、行政サービスの利便性など質の維持・向上と歳出の抑制の両立を図ることで、持続可能な財政を確立していくことが必要です。

② 公共施設の維持・管理・再整備などに係る費用の増加

昭和40年代から本格的な都市化が進んだ本市では、建築物や道路、上下水道などの公共施設の老朽化が進行しており、特定の時期に改修や建て替え費用が集中することになります。そのため、施設については、今後の人口構成の変化や施設に求められる機能の変化に適切に対応できるよう、必要な機能や規模の見直しを行うほか、費用負担が発生する時期が集中しないような改修・建て替え時期の検討など、財政負担を軽減するための取組が重要となっています。

3 まちづくりの基本姿勢（地域経営指針）

次のとおり、「地域の豊かさ」の創出を目的とし、市民と行政がともに考え、まちの魅力を高め、まちの付加価値を高める取組を進めるという地域経営の実現に向け、「地域経営指針」として定めるとともに、「③基本姿勢」を本計画の基本姿勢として位置付けます。

1 | 基本的な視点

① 「地域の豊かさ」とは

人口減少と少子化・高齢化との同時進行、生活様式の変化や地震をはじめとする自然災害の脅威など、これからの草加市を取り巻く環境は、これまでに経験したことのない状況に大きく変化しています。

今後のまちづくりでは、このような不透明な状況の中でも、市民が、自分らしく活動でき、だれもが幸せを見出せ、暮らしの中に豊かさを実感できるよう、「地域の豊かさ」を高めていくことが必要となります。

「地域の豊かさ」とは、一人ひとりがつながり、支え合う中で、安全で安心して暮らせること、健康な生活を送れること、居住環境が快適であること、趣味や仕事に生きがいを見出せることなど、暮らしの中に「豊かさ」が実感できるまちであり、経済的に高い収入があることだけを意味するものではありません。

また、「地域の豊かさ」を実感する上では、人と人との「つながり」が重要な要素となります。震災等で「つながり」は絆となり、そこから大きな力や安心感が生まれており、様々な人々がつながることが、「地域の豊かさ」の実感につながります。市民同士の「つながり」・「支え合い」によって高まるコミュニティの力こそ「まちの力」です。

② 「地域の豊かさ」の創出

「地域の豊かさ」を創出する担い手は、行政だけではありません。

市民も、行政も、ともに知恵を出し合い、持てる資源を活用し、「地域の豊かさ」の創出のために、様々な取組を進めていく必要があります。

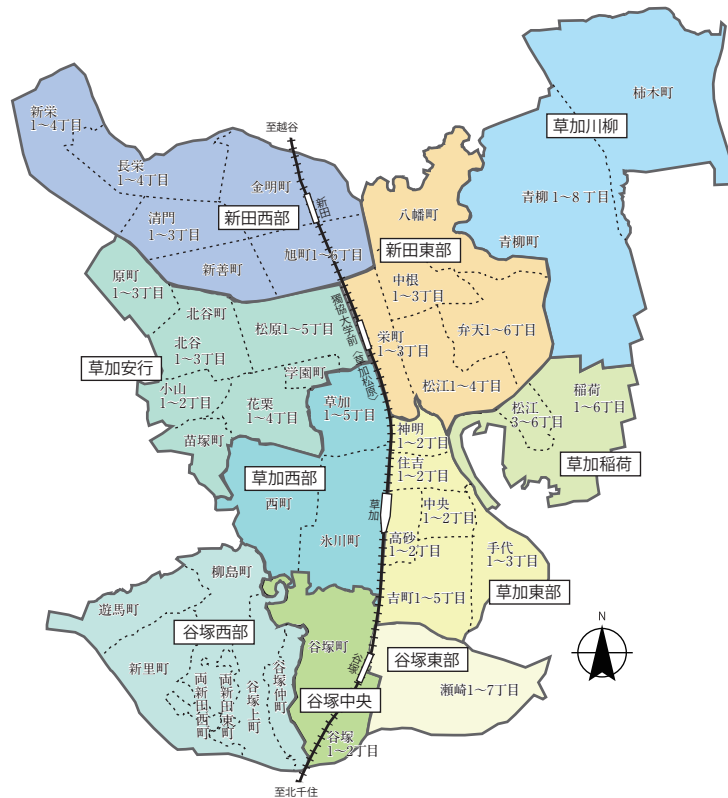
本市では、平成16年（2004年）に、本市のすべての市民の自由と平等と公正を保障する「だれもが幸せなまち」をつくるために「草加市みんなでまちづくり自治基本条例」を制定し、市民自治の実現とパートナーシップによるまちづくりを進めており、これからも、「市民参画によるまちづくり」をさらに推進し、民間事業者や大学とも連携した、市民主体の市民と行政とのパートナーシップによるまちづくりの領域の拡大をめざします。

また、地域のつながりは、日常的な交流や協力関係のもとで強められるものです。コミュニティは、活動や属する組織を通じたものなど様々ですが、地域コミュニティは、その最も基本的なものであるといえます。

2 | コミュニティブロック¹

今後、社会の変化や不慮の災害に適切に対応していくためにも、地域によるまちづくり活動を推進し、地域コミュニティの維持・発展を図る必要があります。そのため、まちづくりの取組に当たっては、10地区のコミュニティブロックを基礎的な単位として位置付けていきます。

草加市のコミュニティブロック



平成25年度（2013年度）に実施した、草加市未来まちづくり市民会議では、協働において重視すべき視点が8つ示されており、さらに幅広い市民の参画を得ながら、これらの視点を踏まえたまちづくりを進めていくことが求められています。

■草加市未来まちづくり市民会議で抽出された8つのキーワード

- ①人づくり ②場づくり ③情報 ④コミュニティ ⑤多様性の確保と創出
⑥既存資源の利活用 ⑦「安心」の向上 ⑧「元気」の向上

※草加市未来まちづくり市民会議とは？

第四次草加市総合振興計画をつくるに当たって、市民が求める草加市の将来の姿や現状の問題点、将来像の実現に向けた取組などを検討する場として設置したものです。

20歳以上の市民から無作為に抽出した2,500人に対し、参加の願いを郵送で送付し、参加の意志を表明いただいた方と、広報そうか、市のホームページでの公募にご応募いただいた方にご参加いただきました。

1:コミュニティブロック …市内の町会・自治会を、地域ごとに10のブロックに分けたもの

3 | 基本姿勢

① 「地域の豊かさ」を最優先に考える

本格的な人口減少社会や都心回帰が予想される中、「草加市で暮らしたい」、「草加市を訪れたい」と思われる「魅力あるまちづくり」を進める必要があります。

まちの活力を保ち、さらに高めていくために、「地域の豊かさ」を最優先に考え、まちの魅力や付加価値を高める取組を推進していきます。

② つよく、しなやかなまちをつくる

本市を取り巻く環境は大きく早く変化しており、状況に応じた柔軟な対応が求められています。健康・社会保障、子育て、文化などの社会面、防犯、防災、環境負荷の低減などの環境面、観光、産業、雇用などの経済面の3つの側面につよく、しなやかに対応し、バランスの取れた「持続可能なまち」をめざします。

③ 「資源」を有効に活用する

「地域の豊かさ」を創出するために、まちの「強み（良いところ）」、「弱み（良くないところ）」を的確に把握する必要があります。既成市街地にある既存ストック¹や多種多様な人材、自然、歴史、文化など、本市にある「資源」を有効に活用することで「草加」というブランド力のさらなる向上を目指します。

さらに、新たな「資源」も見つけ出し、複数の「資源」の融合による新しい「力」や「価値」を創造しながら取組を進めていきます。

1 将来像

快適都市

～地域の豊かさの創出～

草加のめざす都市像は、「快適都市～地域の豊かさの創出～」です。

「快適都市」は、永遠のテーマともいえるべきものですが、本市では、第二次基本構想のときから、この都市像をめざして、まちづくりに取り組んできました。

「快適都市」は、「いつまでもこのまちで暮らしたい」、「このまちで子どもを育てたい」と実感できる都市のことです。

「快適都市」は、次の4つの基本的要素から成り立っています。

- 1 **快適な環境** …… 環境にやさしい水とみどりのまちをつくる
- 2 **安全と安心** …… 人にやさしい安心して住み続けられるまちをつくる
- 3 **活気の創出** …… にぎわいのあるまちをつくる
- 4 **地域の共生** …… とともに力をあわせて自分たちのまちをつくる

「快適な環境」では、かけがえのない地球環境の保全と、本市で心地よく暮らせる環境づくりを推進します。

「安全と安心」では、まちづくりの原点である安全と安心をもう一度しっかりと見直し、まちの安全性を高めることをめざします。

「活気の創出」では、第三次基本構想で「快適な環境」に位置付けられていた風景づくりの取組、「安心と安全」に位置付けられていた、産業振興・観光に関連する取組をまとめ、草加市民はもとより、市外からも多くの人々が訪れる活力あるまちづくりをめざします。

「地域の共生」では、多様な市民が、個人として尊重されながらいきいきと暮らしていけるよう、地域コミュニティの醸成と市民、事業者、大学などと行政とのパートナーシップによるまちづくりを推進します。

将来像の実現に向けては、ハード面のより具体的な方針を都市計画マスタープランで定め、ソフト・ハード両面の連携によるまちづくりを進めていきます。

2 将来の人口及び将来都市構造

1 将来の人口

本市の将来人口（2035年=令和17年）は約23万人を想定します。

国全体での人口減少がはじまり、今後首都圏近郊でも人口減少が進むことが想定される中、本市の人口もゆるやかに減少していくものと考えられますので、一定の人口減少と人口構成の急速な変化に柔軟に対応し、地域の豊かさが実感できる、快適都市の実現をめざします。

その一方で、地域の活力を維持していくためには、人口規模を維持することが重要であることから、人口減少をできるだけ少なくするための取組を積極的に進めます。

2 将来都市構造

将来都市構造は、草加市が、めざす都市としての独自性を持ちつつ、市内の均衡ある発展をめざすために、人々の活動舞台となる「核や拠点」、都市の骨格となる「軸やネットワーク」、土地利用の枠組みとなる「ゾーン」の3つの要素から構成します。

① 核や拠点の形成

東武スカイツリーラインの4駅を中心に商業業務などの核を形成するとともに、文化核、工業核を形成していきます。

また、10地区のブロックで、学校などの公共施設を活用し、文化・交流機能を複合化することなどにより、各地域の拠点づくりに取り組むとともに、拠点を中心に日常生活に必要なサービスを提供する施設が立地するように配置の検討や誘導を図ります。

さらに、だれもが容易に移動できる範囲内にコミュニティの空間ができるよう、様々な地域資源の活用などを図ります。

1. 都市核（草加駅周辺）の形成

草加駅周辺を都市核と位置付け、市外あるいは市内の人々を対象とした様々な機能を集約し、まちの顔となる都市空間の形成を図ります。

2. 地域核（谷塚駅周辺、獨協大学前<草加松原>駅周辺、新田駅周辺）の形成

谷塚駅、獨協大学前<草加松原>駅、新田駅の各駅周辺を、地域の文化・生活の交流拠点として地域核と位置付け、近隣型の商業業務機能¹の集約を図ります。

3. 文化核の形成

草加市文化会館、まつばら綾瀬川公園及び国指定名勝となった草加松原周辺を文化核として位置付け、市民の文化交流にふさわしい拠点づくりと景観の保全を図ります。

4. 工業核の形成

草加工業団地及び周辺地区を工業核と位置付け、周辺の環境に配慮した産業を集約し工業核の形成を図ります。

5. にぎわい交流エリアの形成

草加駅周辺・獨協大学前<草加松原>駅周辺及び文化核、大学などを含む一帯をにぎわい交流エリアと位置付け、文化・にぎわいの交流の推進に取り組みます。

6. 企業誘致推進エリアの形成

東埼玉道路周辺の一団を、企業誘致推進エリアと位置付け、自然環境や周辺環境と調和した企業誘致による計画的な土地利用を図り、雇用の創出や地域経済の活性化などに取り組みます。

② 軸やネットワークの形成

核や拠点、主要公共施設などを結びつけるため、鉄道・主要道路・河川などにより、軸やネットワークを形成していきます。

1. 都市軸

都市核及び3つの地域核を南北につなぐ東武スカイツリーラインを都市軸として位置付けます。

2. 道路・交通のネットワークの形成

主要な都市計画道路などにより、道路・交通のネットワークの形成を図ります。

3. 水とみどりのネットワークの形成

綾瀬川をネットワークの中心として、主要な河川・水路や緑道などにより水とみどりのネットワークの形成を図ります。

③ 計画的な土地利用の誘導

市街化区域¹については、異なる3つのゾーンで区分し、良好な土地利用を図ります。

市街化調整区域²については、自然環境と調和のとれた土地利用をめざします。

1. 都市型複合ゾーン

草加駅及び獨協大学前<草加松原>駅周辺地域は、都市機能と調和した効率的な土地利用の形成を図ります。

新田駅及び谷塚駅周辺地域は、近隣型の商業業務地と調和のとれた良好な土地利用の形成を図ります。

2. 住宅複合ゾーン

生活環境の維持・向上につながる良好な土地利用の形成を図ります。

3. 一般住宅ゾーン

みどり豊かなゆとりのある良好な土地利用の形成を図ります。

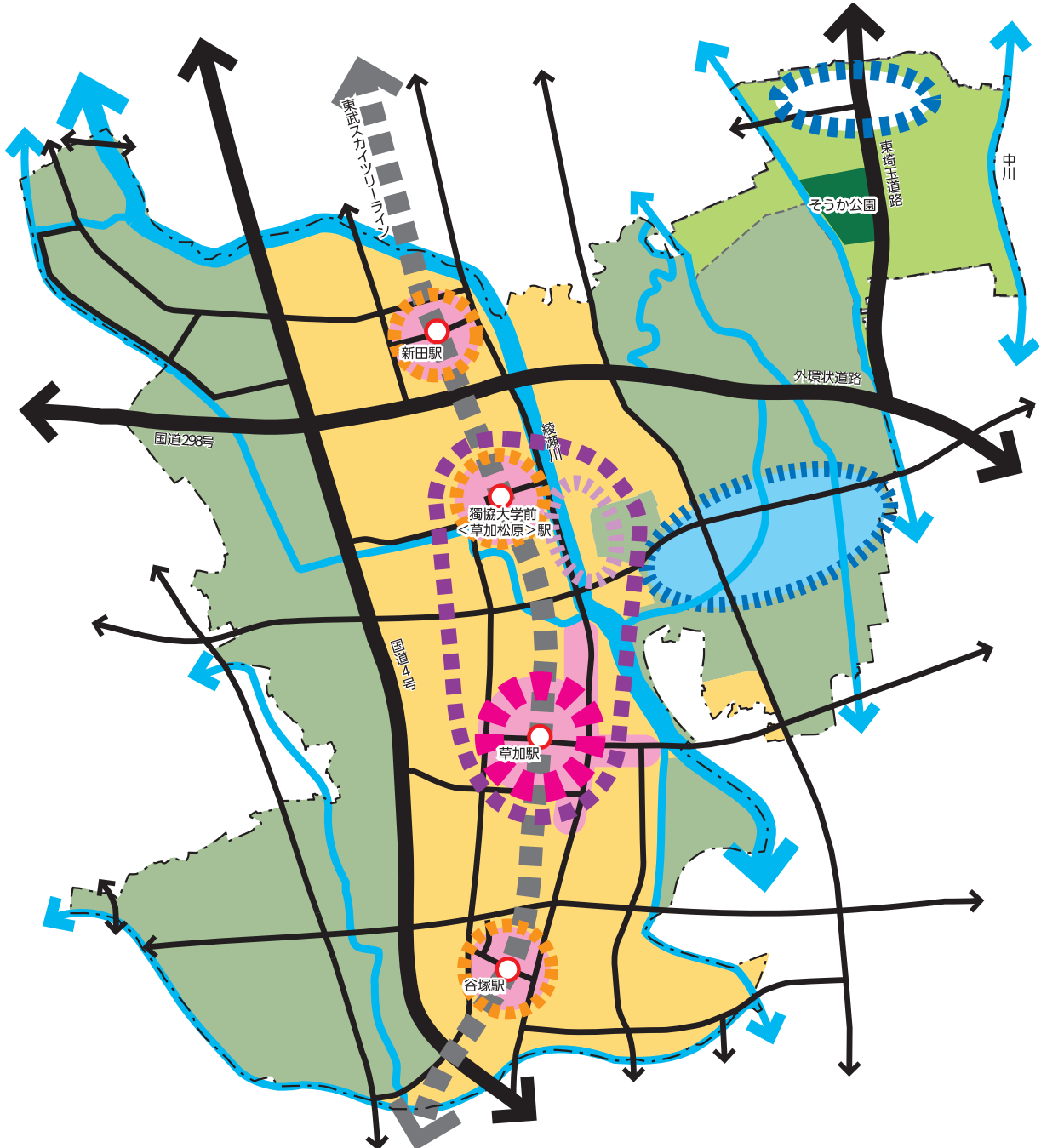
4. 土地利用調整ゾーン

市街化調整区域は、自然環境やみどり豊かな居住環境を保全するとともに、社会状況の変化や近隣のまちづくりの動向等を踏まえながら計画的な土地利用をめざします。

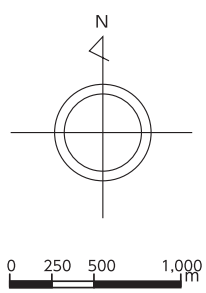
1:市街化区域 …… 都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域、及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域

2:市街化調整区域 … 市街化を抑制すべき区域

3 | 将来都市構造図



都市型複合ゾーン	都市核	にぎわい交流エリア
住宅複合ゾーン	地域核	企業誘致推進エリア
一般住宅ゾーン	文化核	都市軸
土地利用調整ゾーン	工業核	水とみどりのネットワーク
		道路・交通のネットワーク



1 快適な環境 ～環境にやさしい水とみどりのまちをつくる

1 | 水とみどりのまちづくり

草加の歴史は、水と切り離して語ることはできません。

草加市歌で歌われ、草加のシンボルである綾瀬川をはじめ、縦横に流れる多数の川や水路は、昔から草加の人々が暮らしの中で慣れ親しんできた存在でした。

草加の地名の由来は、低湿地に「草を加えて」道をつくったことにあるといわれます。水とみどりは切り離せない関係にあり、水があつてこそ、様々なみどりを育むことができ、みどりがあつてこそ、水との親しみは一層増します。

かつて身の回りに豊かにあつたみどりが都市化の進展で急速に失われました。本市のシンボルカラーは青々とした草の色です。

残されたみどりを守るとともに河川の水質浄化を進めることで、やすらぎのある空間づくりを推進します。また、市民が親しめる水とみどりの空間を保全することで、地域の財産である水とみどりを大切にす気持ちや地域への愛着を醸成していきます。

2 | 環境との共生

21世紀は環境の世紀です。環境共生都市宣言（平成11年(1999年)6月）をした本市は、環境施策を積極的に展開していきます。

本市で暮らし、働く私たちは、地域の環境と地球環境に影響を与えています。そのことが、大気や河川、土壌の汚れなどを引き起こし、さらには、地球温暖化や生物多様性¹の喪失などの地球環境問題にまで至っています。

私たちには、次の世代も快適な生活が送れるよう「環境にやさしいまち」をつくりあげることが求められています。

そのために私たちが心がけることは、環境への負荷の少ない循環型社会²へ変えていくことです。家庭や学校、職場をはじめ、様々な機会でも子どもと大人が一緒になって環境について知り、学ぶことが必要です。

また、まちづくりにおいても、エネルギー効率を高めることなどによる温室効果ガス³の排出抑制や気候変動に対する適応策、既存施設の長寿命化を行うほか、施設の建設に当たっては、長期にわたって利用できる施設をつくるなど、様々な工夫をして環境への負荷を減らしていくことが求められています。

地球環境保全のためにも、草加の環境を考え、行動していきます。

1: 生物多様性 …… 全ての生物の間に違いがある中で豊かな個性とつながりのバランスがとれている状態のこと。

2: 循環型社会 …… 廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会

3: 温室効果ガス …… 熱(赤外線)を吸収する性質を持つ大気中にあるガス(二酸化炭素やメタン等)のこと。

2 安全と安心 ~人にやさしい安心して住み続けられるまちをつくる

1 | 良好なまちづくり

都市をかたちづくり、快適さを生み出すためには、適正な土地利用と人が集まる拠点づくり、拠点と拠点、拠点と生活の場などを結ぶネットワークづくりが重要となります。

本市は、東京のベッドタウンとして発展してきたまちであることから、産業との調和を図りつつ、良好な住環境を維持していくことをめざします。また、本市は、東武スカイツリーラインの4つの駅を中心とした多極型の都市構造をしていますが、今後、超高齢社会¹となるに当たって、身近な生活圏の中で生活ができるよう各地域の拠点づくりが重要となります。そのため、4つの核と各地域の拠点とがそれぞれ結びつきながら補い合う多極多層型の都市構造へ転換し、だれもが快適に暮らせるまちづくりをめざします。

2 | 安全で円滑な交通

人や物を循環させる交通は、都市における、いわば血液の役目を果たすものであり、これが円滑でないと都市の機能は低下してしまい、私たちの日常生活や市内での生産活動にも大きな影響を及ぼします。また、超高齢社会を迎えた本市にあっては、高年者などの交通弱者の移動手段をいかに確保し、豊かな暮らし、快適なまちをかたちづくるかが重要となります。

そのため、幹線道路や生活道路などの整備、安全に人が歩ける歩行者空間の形成、持続可能な公共交通網の構築、平坦な地形条件から利用が多い自転車などが利用しやすい環境づくりをめざします。

3 | 安全性の高いまちづくり

東日本大震災や近年の頻発する自然災害など、私たちの安全に関するニーズは高まっており、安全で安心して暮らせることが市民生活の必須の条件です。

現在、本市に住んでいる私たちが、ずっと住み続けたいと思えるよう、また、市外から本市に移り住みたいと思っただけけるよう、防災、防犯、交通安全などの対策や、安全な水の供給、安定した汚水処理など、安全で安心なまちづくりに取り組みます。

1: 超高齢社会 … 総人口に対して65歳以上の人口が占める割合(高齢化率)が21%を超えた社会

3 活気の創出 ～にぎわいのあるまちをつくる

1 | にぎわいの創出とものづくりの発信

本市は、商工業の集積があり、都市農業も存続し、草加せんべい、皮革、ゆかたといった地場産業をはじめとする多様な産業のある都市です。

これらの多様な産業が息づく草加の魅力や活力をさらに向上させるために、大消費地に近接して事業を営む地の利をいかしながら、地域の事業者等の連携を強めるとともに、意欲ある創業者に対する支援を充実させること、新たな企業の誘致に向けた必要な取組を進めることなどを通じて、ものづくりを大切にする居住と生産が共存する産業のまちをめざします。

また、それらの産業に従事する人の労働や雇用の環境などの向上にも努めていきます。

平成26年（2014年）に草加松原が国指定名勝となるなど、本市には日光街道の宿場町や芭蕉ゆかりの地などに由来する歴史・文化資源が点在しています。

こうした資源を保全することはもちろん、ネットワーク化して多くの人に楽しんでいただくことについても検討し、都市観光の振興を図ります。

2 | 心地よい風景づくり

都市における風景は、快適な都市を形成する上で欠かせないものであり、そこに暮らす人がまちに愛着を感じたり、都市を訪れた人にまた訪れたいと思ってもらったりするための重要な要素となります。

風景づくりは、かつての風景を守る視点も重要ですが、日々変化していく都市の中で新たに作り出していく部分が重要であり、昔ながらの風景と調和した新しい草加らしい風景をつくっていくことが重要です。

本市では、平成26年（2014年）に草加松原が国指定名勝となり、周辺地域も含めた宿場町の面影をしのばせる風景づくりに取り組むことで、草加を代表する風景として保全・活用することが必要となっています。

次の世代に残さなくてはいけないものは、誇りに思える、愛着を覚える風景です。だれもが生活しやすく快適なまちをめざして、適正な土地利用を図るとともに、見た目の美しさだけでなく、ユニバーサルデザイン¹や人と自然の共生をめざした草加らしい風景づくりを進めます。

1:ユニバーサルデザイン …年齢、性別、国籍、個人の能力差などにかかわらず、できる限り幅広く多くの人に対応しようという考え方と、そうした考え方にに基づき工夫された用具・建物などのデザインのこと。

4 地域の共生 ～ともに力をあわせて自分たちのまちをつくる

1 活力と生きがいのある高齢社会

大規模な住宅開発によって市内に転入してきた団塊の世代¹が高年者になることで、草加においても高齢化が急速に進行しています。

高齢社会は成熟した社会です。高年者の多くは健康に過ごしており、生涯現役で仕事を続けたり、様々な社会的活動や趣味を楽しんだりしています。

高齢化の進行にあわせて、高年者が職場や地域や家庭で意欲と生きがいを持って活動できるような仕組みを整えることが必要です。身近な場所に憩える場や活動する場があれば外出機会も増え、健康を維持し、要介護状態²になることを防ぐ、または遅らせることができます。そのためには、生活の場である住宅や都市空間をバリアフリー³のまちに改善していくことも必要です。

また、介護が必要になった人のために介護保険サービスの充実を促進するとともに、地域社会全体で高年者を支える仕組みづくりを進めるなど、高年者が生きがいを持ち、住み慣れた地域で元気に暮らせるまちをめざします。

2 みんなで取り組む子育て

高齢化と同時に少子化も進行しています。少子化には家庭における養育機能の変化や子育てに係る経済的負担など多様な要因が絡み合っており、これからの社会の担い手となる子どもたちの健全な育成を図るため、職場・地域を含めた社会全体における子育てしやすい環境の整備が求められています。

また、子育ての基本的な場である家庭生活においても、障がいの有無や家庭環境にかかわらず、全ての子どもが健やかに育つことができ、子育てしている親が安心して子育ての喜びを感じることができるように、多様な支援が求められています。

子どもたちの実態や市民ニーズを把握しながら子育て支援の充実を図り、子どもたちの元気な声があふれる、活気のあるまちをめざします。

学校教育では、多様な価値観がある社会の中で、「生きる力」の育成をめざし、一人ひとりを大切に信頼される学校教育の推進を図ります。

学校・家庭・地域が、互いに信頼し、絆を深め、連携・協働して支え合うことにより、子どもたちの笑顔がかがやく環境づくりをめざします。

1: 団塊の世代 …… 日本で第一次ベビーブーム(1947～49年)の期間に生まれた世代のこと。

2: 要介護状態 …… 身体上、あるいは精神上の障がいにより、入浴や排せつ、食事などの日常生活に支障があると見込まれる状態のこと。

3: バリアフリー …… 高齢者や障がい者等が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)するもの

3 | ともに暮らす地域づくり

地域の安全や安心は、コミュニティによって守り、高められており、都市における地域コミュニティの意義や必要性が再認識されています。

核家族化の進行や、集合住宅の普及などに伴い、人とのつながりが薄れる中で、町会・自治会などの地縁組織の加入率は低下しています。しかし、その一方で、共通の目的を持った市民グループなどの目的型のコミュニティの活動などは活発化しており、市民と行政が協働して地域の問題を解決していくに当たっての担い手となることが期待されています。

市民と行政との協働を進めるためには、行政側からの積極的な情報公開や活動の場づくり、人づくりなどの支援が必要となります。特に活動の場については、学校施設や地域の公共施設の機能を複合化することなどにより、各地域の拠点づくりに取り組みます。

また、地域には、障がい者や外国籍市民など、様々な人が暮らしています。国籍や年齢、障がいの有無などを超えて多様性を認め合い、それぞれが人権を尊重しつつ支え合える、あらゆる人にとって暮らしやすいまちづくりを進めます。

さらに、将来の地域の担い手となる子どもたちについても、自らがこうした多様性の中で生きる存在であり、互いに尊重し、支え合いながら生きていく必要があるということ、地域や学校をはじめとする日常生活で学び、体験することができるような機会の創出を図ります。

4 | 草加らしい豊かな暮らし

生涯を通じた学びや文化芸術、スポーツなどの活動を通じた自己実現は、市民が生きがいを持っていきいきと暮らすために不可欠な要素です。

おくのほそ道ゆかりの地であり、かつては日光街道の宿場町として栄えた本市は、歴史ある文化芸術が息づいています。こうした背景もあり、生涯学習活動や文化芸術、スポーツ活動、NPO¹などの市民活動に参加する市民は増加する傾向にあります。これらの市民一人ひとりの活動が社会に還元され、豊かなまちづくりにつながるよう、活動や学習の場づくり、市民ニーズに応じた多様な学習機会や学習情報の提供などの支援を行います。

一方、こうした活動に取り組むことは、健康の維持・増進にもつながります。本市では、市民の健康づくりをサポートしており、今後も、保健・医療・福祉の連携を緊密にし、ソフト・ハードの両面で市民の健康寿命²の延伸を図ります。

本市は、だれもが健康で、自分の興味に応じて様々な活動ができる、充実した生活を送れるまちをめざします。

1: NPO …… 営利を目的とせず、ミッション(社会的な使命)の実現を目的とする民間組織のこと。上記では、NPO法人のほか、ボランティア団体等の地域や社会の課題解決に向けて取り組む全ての市民活動・団体も含む。

2: 健康寿命 …… 単なる生存期間ではなく、生活の質を考慮したもので、65歳に達した人が介護サービス等に依存せず、自立して健康に生活できる期間のこと。

5 地域経営を進める市役所

まちづくりは、市民・事業者・行政など、本市にかかわる各主体が役割を分担し、連携しながら進めることが重要です。まちづくりへの市民参画が進む中、今後の市役所は、まちづくりのコーディネーターとしての機能が重要になります。また、財政的に厳しさを増していく中で、地域の問題や課題を解決していくためには、より効果的な取組を考え、実行する政策形成能力を高めることが必要です。

平成25年（2013年）には、行財政の取組を地域の豊かさの向上につなげるため、地域経営の視点を重視した地域経営指針を策定しています。これにもとづき、市民協働による地域経営の視点を持ったまちづくりの推進主体として日々進化することをめざします。

1 | 市民とともに考え行動する職員

本市では、「草加市みんなでまちづくり自治基本条例」により、市民自治の実現とパートナーシップによるまちづくりに取り組んできました。

「地域の豊かさ」を創出するためには、「行政が市民の声を聴くこと」から、さらに前進し、市民と行政が、共通の目標に向かって、ともに考え、ときに一緒に、ときにそれぞれが担うべき役割を果たしていかなければなりません。

これからも、さらに「市民とともに考え行動する」職員となるよう、人材育成を進めていきます。

2 | 「地域の豊かさ」を創出するための組織

本市では、「草加市みんなでまちづくり自治基本条例」の基本方針に定めている「市民参画」にもとづき、計画や条例をはじめとして様々な事業の立案段階から、市民が参画する取組を進めてきました。

今後も、市民相互の、あるいは市民と行政が協働した取組を進めるとともに、さらに幅広い市民参画の仕組みの整備充実を図ります。

また、行政は市民に対する総合的な公共サービス業という側面もあり、市民の満足度を高めることが求められています。

市民が求める公共サービスを提供する際の負担を軽減するため、情報通信技術の活用などにより、サービスの仕組みや組織の改革などを進め、市民に信頼される市役所をめざします。

さらには、大きく変化していく社会状況の中で「地域の豊かさ」を創出していくため、変化を的確にとらえ、柔軟に対応できる組織をつくります。

3 | 情報公開から情報共有へ

市民と行政がまちづくりについて考えていくとき、同じ情報を共有し、同じ認識に立つてこそ、同じ目標に向けて取組を進めることができます。

本市の現在や将来に関する情報は、まちづくりを行う上で、重要な「資源」ともなります。行政が持っている情報、特にまちづくりにかかわる情報については、「公開」から「共有」できる仕組みづくりを積極的に進めていきます。

4 | 経営手法の導入

人口減少社会、少子・高齢社会では高度成長期と違って、財源の大幅な増加は期待できません。限られた財源のもとで最大限の市民サービスを行うこと、すなわち、行財政改革の視点に立った厳しい経営感覚と同時に、計画的な行政運営が求められています。

行政の透明性や事業目的の明確化、市民の視点に立った効果的な施策・事業選択などを目的とした行政評価¹制度や民間活力²の導入、マーケティング手法、統計手法の導入など、経営の視点に立った行政運営への転換が必要です。また、行政が所有する土地や建物などの資産が有効に利用されているかについても、絶えず点検する必要があります。そのためには、資産管理の適正化を進めていくことはもちろん、会計制度についても、引き続き地方公会計制度の財務諸表により、財政の透明性を高め、住民に対する説明責任をより適切に果たすとともに、財政の効率化・適正化を図っていくことが必要です。

また、市民の日常的な生活範囲は、通勤通学に限らず、市の行政区域を超えており、近隣自治体との間での公共施設の相互利用なども進んでいます。今後も市民ニーズにもとづきながらさらなる連携の可能性について、市民とともに検討していきます。

1:行政評価…行政の活動を何らかの統一的な視点や手段によって客観的に評価し、その評価結果を行政に反映させる仕組み

2:民間活力…民間企業の持つ事業運営能力や資金力のこと。



Ⅱ
第三期基本計画

1 計画の位置付けと計画の期間

本計画は、令和17年（2035年）を目標年とする第四次草加市総合振興計画基本構想（以下「基本構想」）の将来像である「快適都市」を実現するため、基本構想に基づいて施策を体系化し、「施策の意図」を明確にする中で、それぞれの施策の取組を定めるものです。

基本構想の計画期間は20年であり、一期を4年とする基本計画を策定することとしているため、第三期基本計画となる本計画の計画期間は令和6年度（2024年度）から令和9年度（2027年度）までの4年間とします。

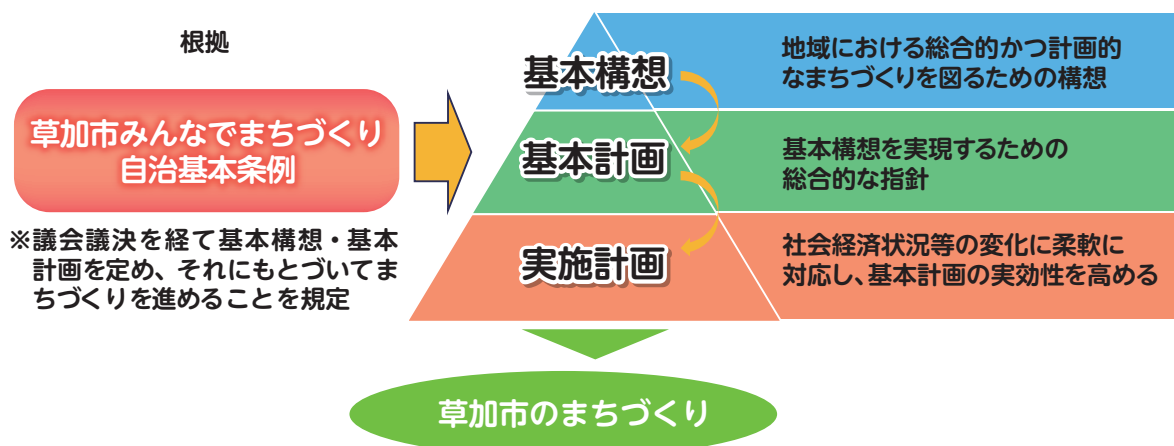
年度	平成			令和																
	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
基本構想	第四次草加市総合振興計画基本構想																			
基本計画	第一期	第一期基本計画																		
	第二期				第二期基本計画															
	第三期							第三期基本計画												
	第四期												第四期基本計画							
	第五期																		第五期基本計画	

2 計画の役割と性格

本計画は、令和6年度（2024年度）から令和9年度（2027年度）までの計画期間内に実施する施策の方向性や取組内容などを明らかにするとともに、その実現を確保するためのまちづくりの総合的な指針となるもので、草加市みんなでまちづくり自治基本条例第11条第1項の規定にもとづき、市議会の議決を経た上で策定されるものです。

計画の推進に当たっては、予測される社会・経済状況の変化、地域の実態や市民ニーズ、財政状況等を考慮し、国・県の計画、本市に関連する広域的な圏域における計画等との調整を図るものとします。

そのため、今後の社会・経済状況等の変化に弾力的に対処し、基本計画を実効性のある計画とするため、3か年を計画期間とする実施計画を策定します。



3 草加市の計画体系

1 分野別計画との関係性

基本構想の将来像である「快適都市」を実現するためには、様々な分野が相互に情報を共有し、緊密に連携しながら、効果的・効率的にまちづくりを推進していくことが必要です。

本市では、まちづくりの将来像やその実現のための方向性を示す基本構想と、土地利用や道路や河川、上下水道などの都市基盤に関する中心的な計画であるまちづくりの基本となる計画 草加市都市計画マスタープラン2017-2035（以下、「都市計画マスタープラン」）をまちづくり計画の両輪とし、これらをさらに詳細化した計画として分野別計画を位置付けるとともに、これらの計画を全庁的・横断的に推進していくことで、全ての計画が「快適都市」の実現という共通目標を持った市の計画体系の一部として機能する計画となっています。



※この図は、総合振興計画と分野別計画の体系イメージを表したものです。
※スポーツ推進計画については、総合振興計画と一体として策定しています。

2 | 草加市版総合戦略

■ 総合戦略の策定趣旨

国は少子高齢化の進展への確実な対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的として、平成26年（2014年）11月に「まち・ひと・しごと創生法¹」を制定しました。

この「まち・ひと・しごと創生法」において、地方公共団体にも「地方版総合戦略」を策定することが求められたことから、本市では、平成28年（2016年）3月に「草加市版総合戦略」、令和3年（2021年）3月に「第2期草加市版総合戦略²」を策定し、計画的に事業の展開を図っています。

総合振興計画と総合戦略は趣旨や取組の内容、進捗管理の仕組みや指標が重複している部分も多いことから、本計画に総合戦略を統合し、一体的に策定することとします。

■ 総合戦略の期間

「第2期草加市版総合戦略」の計画期間は令和3年度（2021年度）から令和9年度（2027年度）までの7年間とします。

「第2期草加市版総合戦略」は、当初、令和3年度（2021年度）から令和6年度（2024年度）までを計画期間としておりましたが、統合に際し、令和6年度（2024年度）以降は本計画及び実施計画内に総合戦略の施策・事業を位置づけ、計画期間を本計画と合わせ令和9年度（2027年度）まで延長し、取組を推進していきます。

■ 今後の総合戦略の施策の方向

▷人口ビジョンにおけるめざすべき目標

人口が増加している本市においても、総人口が減少に転換する時が確実に近づいており、早期に少子化に歯止めをかけ一定水準の人口を維持していくことが不可欠です。

「草加市人口ビジョン³」では、合計特殊出生率を早期に1.66に達成した上で（最終目標年度は令和12年度（2030年度））、2.07に到達させること、社会増減による純移動数を維持することにより、令和42年（2060年）の目標人口を「218,926人」にすることを掲げています。

1:まち・ひと・しごと創生法 …少子高齢化の進展に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的とした法律
 2:草加市版総合戦略 …まち・ひと・しごと創生の観点から、今後の人口減少や少子高齢化対策などに関する基本目標や施策を草加市総合振興計画や各分野別の計画と連動させつつ体系化したもの
 3:草加市人口ビジョン …本市の人口の現状を分析し、人口に関する市民の認識を共有するとともに、今後めざすべき将来の方向と人口の将来展望を提示するもの

▷人口ビジョンを踏まえた施策の基本的な方向

上記の目標人口を踏まえて求められる施策の基本的な方向は以下のとおりです。

まち・ひと	結婚・出産・子育ての希望をかなえることによる合計特殊出生率の向上
	高齢者が安心して暮らせる地域づくり
	災害や環境変化に対応したストックマネジメントとふるさとづくり
しごと	立地環境の優位性を最大限発揮した産業構造の構築
	地元の雇用につながる産業基盤の整備

▷基本目標

国の総合戦略や上記の施策の基本的な方向、本市の実情を勘案し、総合戦略における基本目標は以下のとおりです。

<基本目標1>	草加市における産業の活性化と安定した雇用を創出する
<基本目標2>	結婚・出産・子育ての希望をかなえる
<基本目標3>	ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

■ 施 策

総合戦略の施策については、本計画で定める施策を用いることとします。

■ 事 業

実施計画において定めることとし、総合戦略対象事業であることをアイコン等で明示します。

■ 数値目標及び重要業績評価指標（KPI）

数値目標は実施計画に定めることとし、また、重要業績評価指標¹（KPI）は実施計画の成果指標とし、本計画の行政評価に²よる進捗管理を通じて毎年度効果検証を行います。

1:重要業績評価指標（KPI） … 目標達成の程度を判断するために設定する具体的な指標のこと。

2:行政評価 …………… 行政の活動を何らかの統一した視点や手段によって客観的に評価し、その評価結果を行政に反映させる仕組み

3 | SDGsの達成に向けて

■ SDGsの概要

持続可能な開発目標（SDGs）は、2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された2030年（令和12年）までの国際目標です。持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓い、国際社会全体が連携して達成に向けて取り組むものです。

SDGsは、格差の問題、持続可能な消費や生産、気候変動対策など、先進国が自らの国内で取り組まなければならない課題を含む、全ての国に適用される普遍的（ユニバーサル）な目標であり、達成に向けては、国や地域をはじめ様々な主体が連携し一体となって取り組むことが必要です。

これまで本市が推進してきた普遍的価値としての「快適都市」の実現に向けた取組は、SDGsの理念にも沿うものであり、今後も本市の将来都市像及びSDGsが掲げる「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、本市の経済・社会・環境をめぐる広範な課題に対し、住民・コミュニティ、企業・団体、高等教育機関、他自治体などとも連携しながら取り組むことが求められます。

SDGsと本計画の関係



■ 各目標の概要

	目標1 (貧困)	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
	目標2 (飢餓)	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する
	目標3 (保健)	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	目標4 (教育)	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	目標5 (ジェンダー)	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワメントを行う
	目標6 (水・衛生)	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
	目標7 (エネルギー)	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
	目標8 (経済成長と雇用)	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
	目標9 (インフラ、産業化、イノベーション)	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
	目標10 (不平等)	国内及び各国家間の不平等を是正する
	目標11 (持続可能な都市)	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	目標12 (持続可能な消費と生産)	持続可能な消費生産形態を確保する
	目標13 (気候変動)	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	目標14 (海洋資源)	持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	目標15 (陸上資源)	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	目標16 (平和)	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	目標17 (実施手段)	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

出典：外務省国際協力局「持続可能な開発目標(SDGs)と日本の取組」

4 行政評価による計画の進捗管理と第三期基本計画における取組

1 進捗管理の考え方

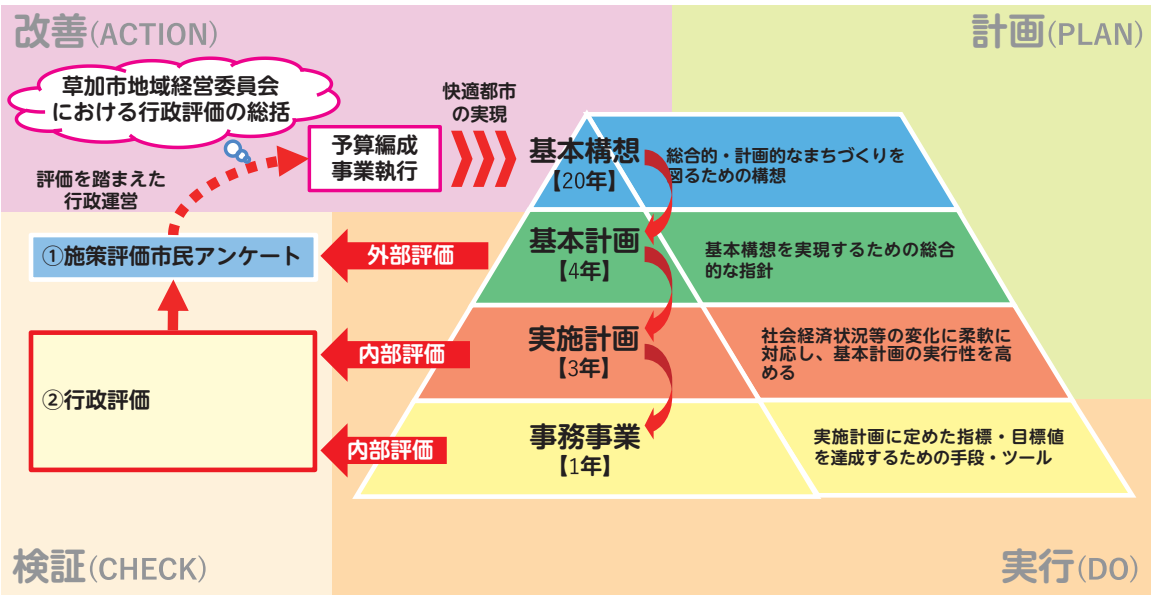
第四次草加市総合振興計画では、限られた資源を適切に配分し、その中で最大限の効果を生み出すため、「計画 (PLAN)」「実行 (DO)」「検証 (CHECK)」「改善 (ACTION)」の仕組みをさらに強化することで、計画の進捗状況を適切に管理し、効率的・効果的な行政運営を図ることをめざしています。

第二期基本計画では、41の施策について、その確実な実現に向けて計画的な取組を進めるとともに、各事務事業の事業費と必要性・効率性・有効性・貢献度・優先性を検証する「事務事業評価」、実施計画において施策ごとに設定した指標の達成状況と今後の課題等を整理する「施策評価」を行い、各施策の具体的取組の方向性の検討、事務事業の新規組成や廃止、予算編成などに反映させてきました。

また、各施策に対する市民満足度・重要度に関する調査について、施策評価市民アンケートを平成29年度(2017年度)から隔年で実施し市民の皆様が各施策の満足度・重要度をどのように感じているのかを把握するとともに、施策評価市民アンケートの結果において重要度が平均以上、満足度が平均以下となった施策については、草加市地域経営委員会¹において、満足度向上に寄与すると考えられる事項について検討を行ってきました。

第三期基本計画では、基本構想の体系にもとづき、41施策で構成をし、基本的には第二期基本計画の取組を継続していきます。また、第二期基本計画において、目標値が達成できていない施策については、これまでの取組を検証しつつ、継続すべきものは継続し、改めるべきものは改め、目標達成に向けて最大限努力をしていきます。

草加市の行政計画と行政評価の体系



1: 草加市地域経営委員会 … 地域経営の取組を推進するため設置され、経営者、知識経験者、市民で構成される市の附属機関

2 | 施策評価市民アンケートの実施結果

第四次草加市総合振興計画の開始を契機として、市民への説明責任を果たし、施策の満足度・重要度の評価の精度を向上させるため、草加市民アンケートとは分離し、施策の内容の説明を分かりやすく、より充実させた施策評価市民アンケートを平成29年度（2017年度）から隔年で実施しています。

令和3年度施策評価市民アンケートは、「快適都市」の実現に向け、より効率的・効果的な市政運営・予算配分のために活用することを目的に、第四次草加市総合振興計画第二期基本計画に掲げる41の施策を対象として市民の認知度・満足度・重要度について調査しました。

■ 調査概要

項目	概要
調査地域	草加市全域
調査対象	市内在住の満18歳以上の男女個人3,000人
調査時期	令和3年（2021年）10月1日～10月24日
配布数	3,000人
回収数	1,183人
回収率	39.4%

■ 満足度・重要度の集計・分析

満足度・重要度は選択肢ごとに配点（満足（重要）5点、やや満足（重要）4点、やや不満足（あまり重要ではない）2点、不満足（重要でない）1点）を設定し、各施策の満足度・重要度を得点化しました。

また、施策ごとの平均点を算出し、満足度の平均点を横軸、重要度の平均点を縦軸にした散布図で、満足度と重要度の相関関係を分析しました。

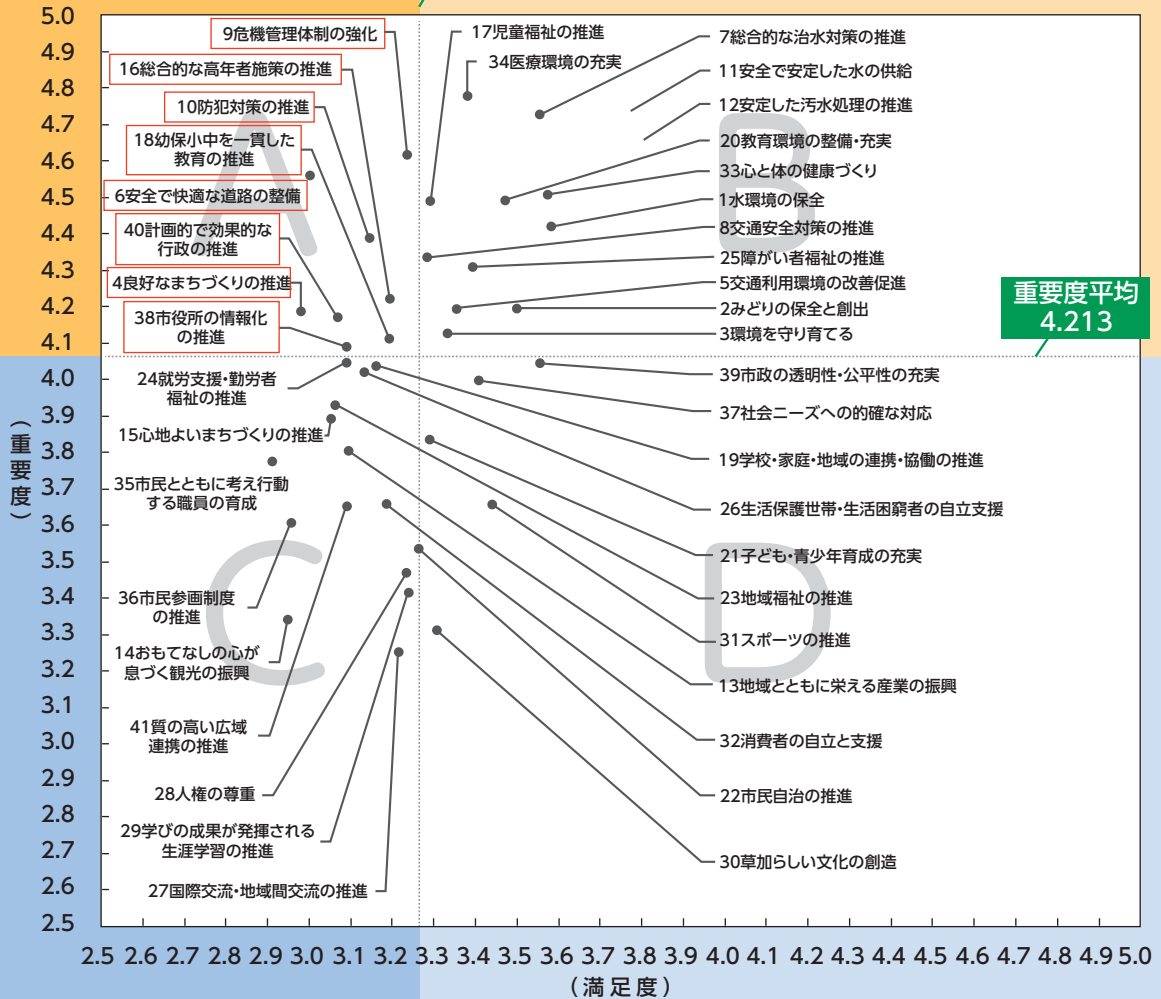
「重要度」は高いが「満足度」は低い施策（Aグループ）は「4良好なまちづくり」、「6道路」、「9危機管理」、「10防犯」、「16高年者施策」、「18幼保小中を一貫した教育」、「38市役所の情報化」、「40行政の推進」の8施策となっており、全体として、市民生活に密接に関わっており、さらなる充実が望まれている施策が該当しています。

令和3年度施策評価市民アンケートの満足度・重要度の分布

<Aグループ：満足度低・重要度高>
市民のニーズがあるにもかかわらず、
行政としてその期待に応えていない施策

満足度平均
3.308

<Bグループ：満足度高・重要度高>
市民ニーズに即しており、引き続き
優先して取り組んでいく必要がある施策



重要度平均
4.213

<Cグループ：満足度低・重要度低>
市民の関心度が低く、そもそも行政で
対応すべきであるかどうかについて検
討する必要のある施策

<Dグループ：満足度高・重要度低>
市民ニーズを上回る行政サービスを提供しており、
過剰となっている可能性のある施策

2 計画のフレーム

1 人口・世帯

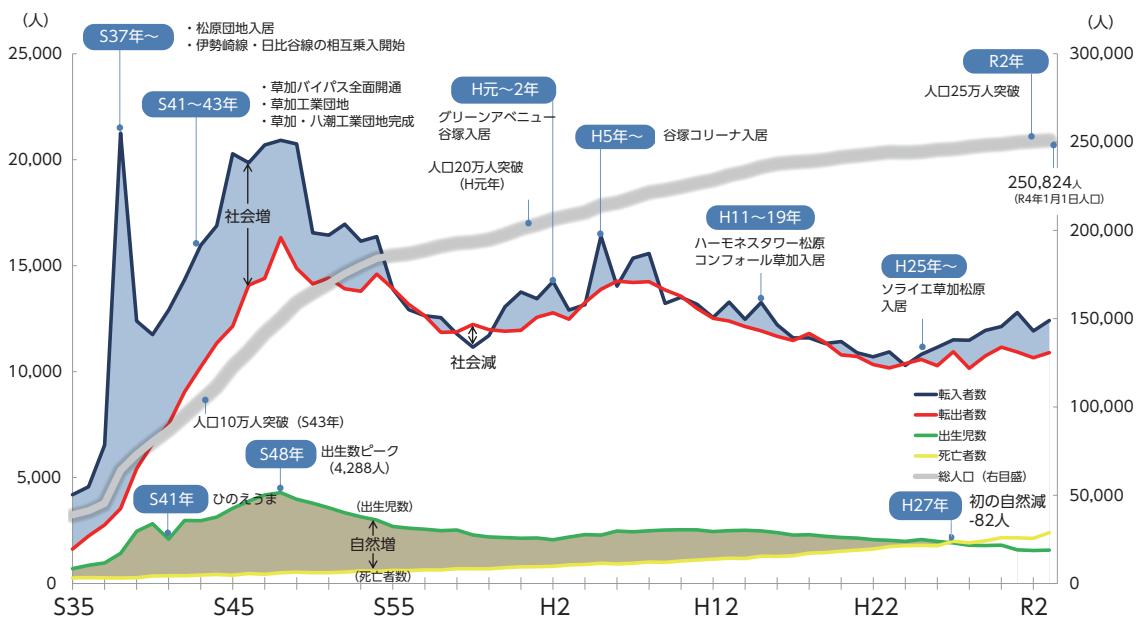
人口増減の要因は、転入と転出との差である社会増減と、出生と死亡との差である自然増減の2つがあります。社会増減については、マンション建設などがあると人口が増えるため、年ごとの変動が大きくなっていますが、平成12年（2000年）以降は転入者も転出者もおおむね横ばいの傾向にあり、今後、大きな人口の増加は望めない状況となっています。

一方、自然増減については、平成16年（2004年）ごろまでは1,000人を超える自然増があったものが、年々縮小しています。出生数は平成14年（2002年）から徐々に減少している一方、死亡数が徐々に増加し、平成27年（2015年）に初めて自然減に転じました。

本計画の計画期間における本市の人口は、令和6年（2024年）の252,379人から、令和9年（2027年）の253,353人への微増と推計されます。また、世帯数はひとり暮らし世帯の増加などの影響から人口に比べると増加率が高いことから、令和6年（2024年）の122,372世帯から、令和9年（2027年）には123,556世帯に増加するものと推計されます。

人口及び世帯数の予測（各年4月1日現在）

	令和4年（2022年） （実績値）	令和6年（2024年） （推計値）	令和9年（2027年） （推計値）
総人口(人)	250,643	252,379	253,353
世帯数(世帯)	121,971	122,372	123,556



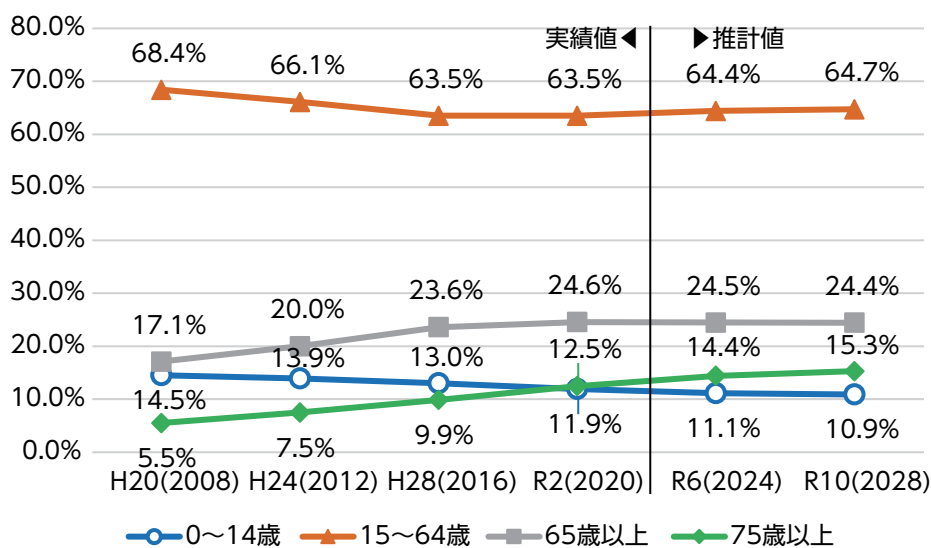
資料：住民基本台帳人口

また、本計画期間中の高年者の比率について、65歳以上人口比率は、24.5%から24.4%のほぼ横ばいで推移する見込みですが、75歳以上人口比率は14.4%から15.3%に上昇する見込みであり、後期高齢者の比率の上昇が特に顕著となっています。

一方、年少人口比率は11.1%から10.9%へと減少する見込みとなっています。

なお、外国籍市民については、平成30年(2018年)の6,306人から、令和4年(2022年)には8,057人へと増加しており、今後も多文化共生をめざした取組を推進することが求められます。

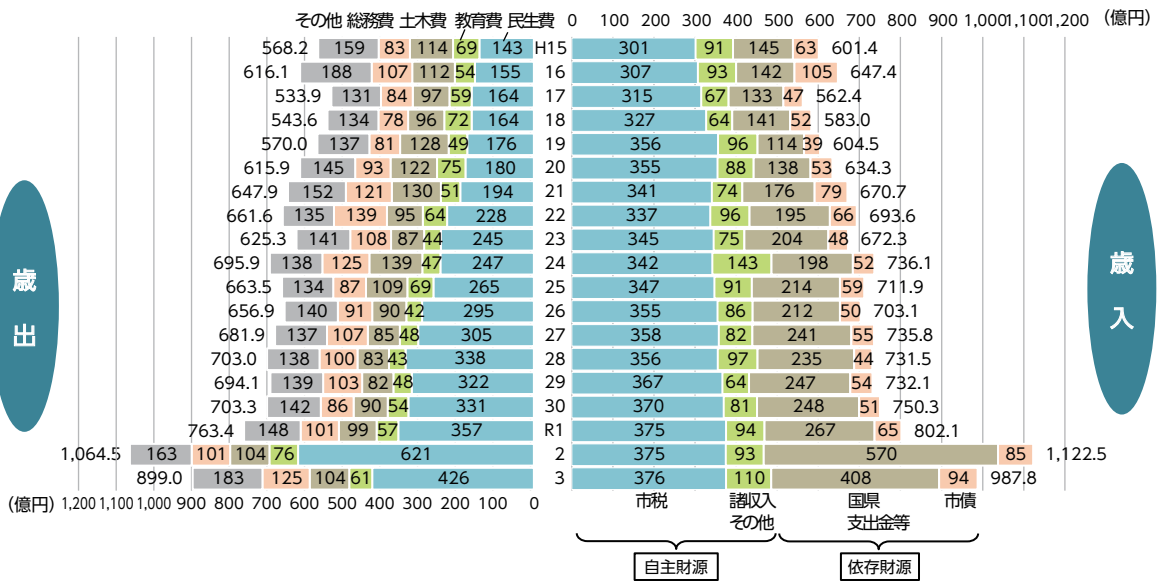
年齢3区分及び75歳以上人口比率の推移



資料：国勢調査、住民基本台帳人口、草加市統計書・人口推計結果(各年4月1日時点)

2 財政

一般会計決算額の推移



資料：各年度決算書

本計画に掲げた施策の実現性を確保するため、計画期間である令和6年度（2024年度）から令和9年度（2027年度）までの4年間の一般会計の歳入見通しを347,090百万円とします。

計画期間の4年間では、歳入のうち大きな割合を占める市税については一定の水準を維持し、歳入全体は横ばいと推計されます。こうした税額の推移は、本市の人口の最も多くを占める年齢層が令和4年度（2022年度）現在で40歳代後半～50歳の、いわゆる団塊ジュニア世代であることに起因するものと考えられます。団塊ジュニア及びその前後の世代は計画期間内において生産年齢人口層であり、税額に大きな影響はないと考えられます。しかし、その後この世代が老年人口層に入ることにより、税収入が大きく減少するものと見込まれます。

一方、歳出は、民生費¹が近年増加し続けており、特に、令和2年度（2020年度）以降は新型コロナウイルス感染症の影響により大きく増加しています。今後も引き続き新型コロナウイルス感染症の影響に対し必要な支援を行っていく必要があること、老年人口が増加することなどによる増加の継続が想定されることを考えると、財政的な余力は小さくなっていくものと考えられます。

なお、歳入の見通しは将来人口推計結果や草加市公共施設等総合管理計画での施設更新費用等に基づいて算出しており、将来的な景気変動等の外的な要因は見込んでいません。

第三期基本計画（令和6年度（2024年度）～9年度（2027年度））

推計値

347,090百万円

※令和4年度（2022年度）一般会計当初予算を基準に、将来人口推計や過去の推移、関連データなどに基づいて各年の歳入額を推計し、合計して算出

1: 民生費…社会福祉、障がい者・高齢者及び児童福祉などに要する経費

3 産業

1 産業別事業所数・従業者数の状況

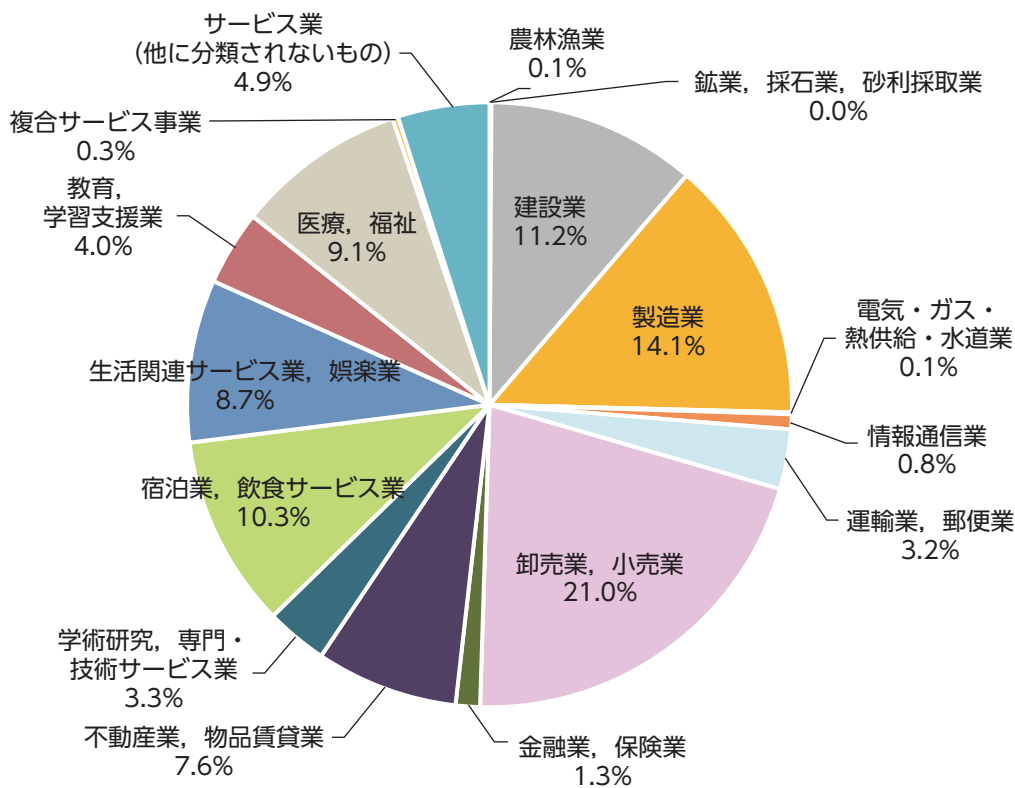
本市の産業を事業所数及び従業者数についてみると、「卸売業、小売業」、「製造業」、「建設業」、「宿泊業、飲食サービス業」が占める比率が高くなっています。

平成27年（2015年）から令和元年（2019年）の産業別の生産額をみると、第1次産業¹は平成28年（2016年）から減少傾向にあり、特に令和元年（2019年）は大きく減少、第2次産業²は平成30年（2018年）に減少しているものの長期的には増加傾向、第3次産業³は一貫して増加傾向となっています。

内閣府の令和4年度年次経済財政報告（令和4年（2022年）7月）では、我が国経済は感染症による強い下押し圧力を受けながらも、持ち直しの動きを続けているとしています。また、埼玉県経済動向調査（令和4年（2022年）9月）では、県経済は持ち直しの動きがみられる一方で、新型コロナウイルス感染症の感染状況や海外情勢、物価上昇等が県経済に与える影響を注視する必要があるとしています。

経済状況による本市産業への影響は、今後も引き続き注視する必要があります。

産業別民営事業所数（令和3年（2021年））



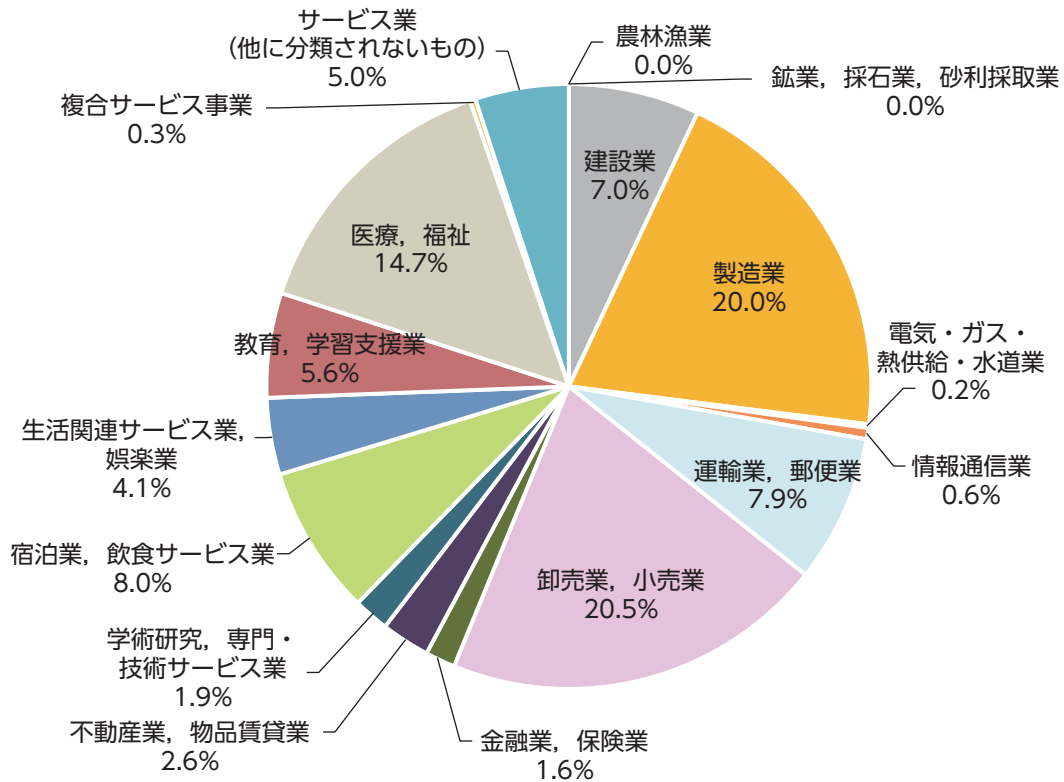
資料：経済センサス活動調査

1：第1次産業 … 農業・牧畜業・林業・漁業など、直接自然に働きかけるもの

2：第2次産業 … 鉱業・建設業・製造業など、自然から採れる農作物等を加工するもの

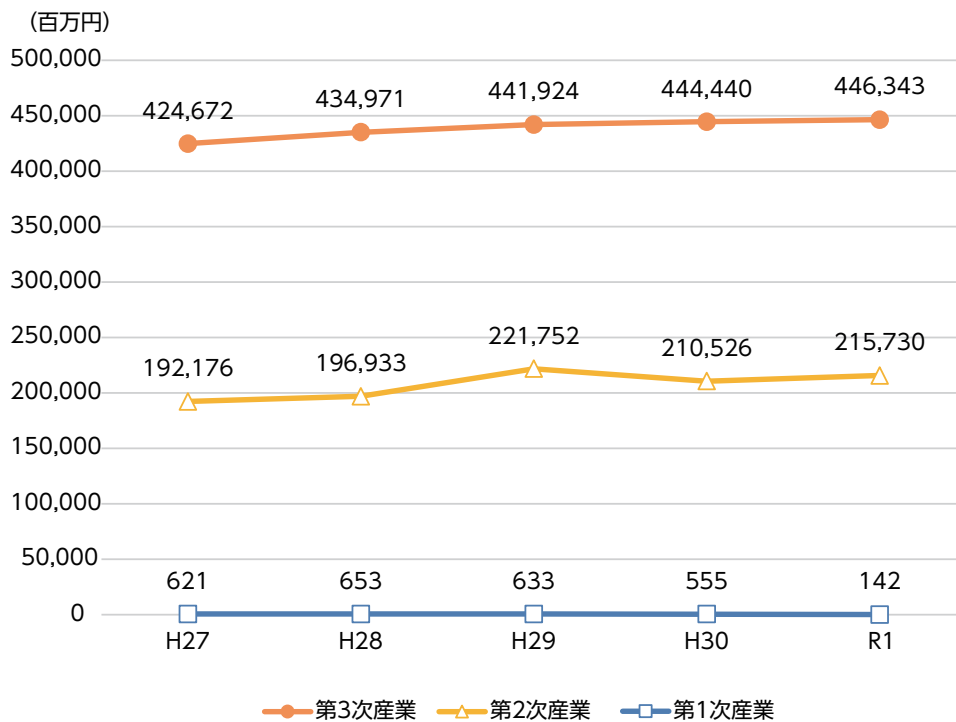
3：第3次産業 … 商業、運輸・通信業、金融保険業、公務、自由業、サービス業など、第1次産業、第2次産業に分類されないもの

産業別民営事業所従業者数（令和3年（2021年））



資料：経済センサス活動調査

産業別総生産額の推移



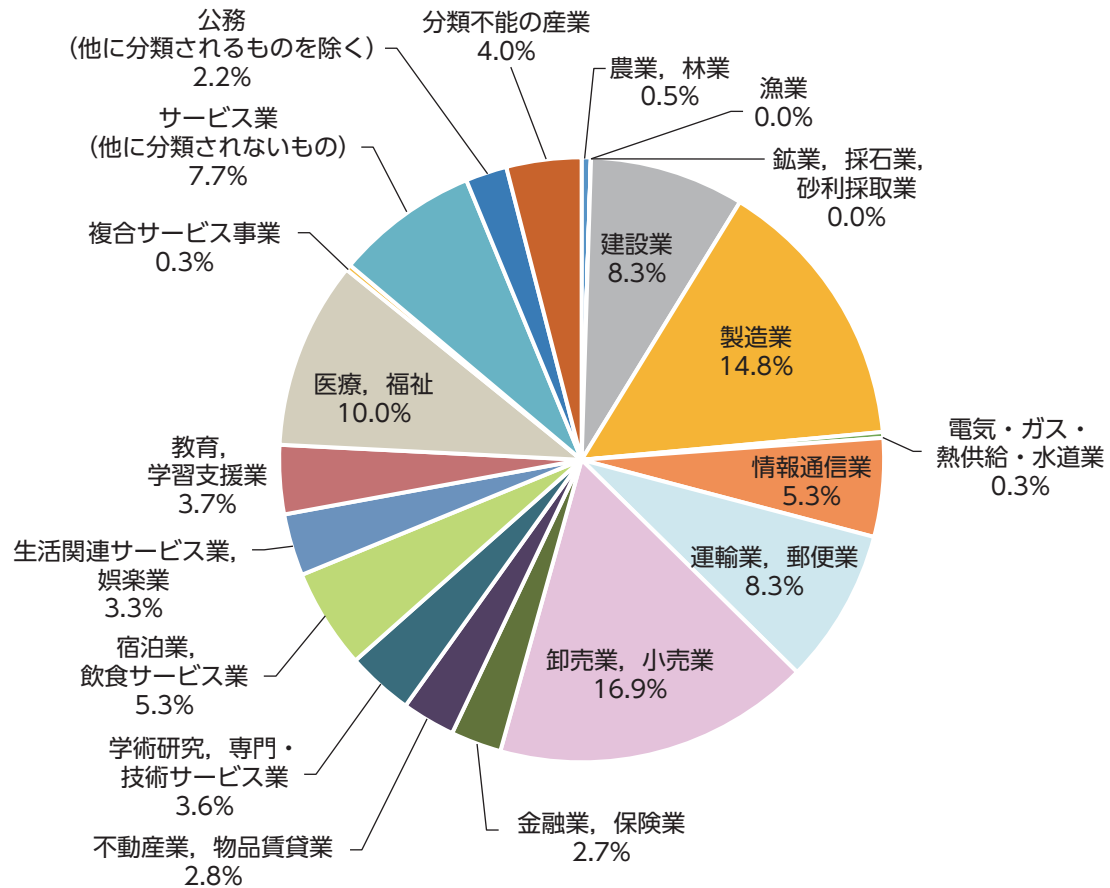
資料：埼玉県市町村民経済計算

2 | 産業別人口の状況

本市に在住する就業者数についてみると、「卸売業、小売業」、「製造業」、「医療、福祉」が占める比率が高くなっています。

前頁の本市の産業別従業者数と比較すると、「情報通信業」の比率が高くなっている一方、「製造業」の比率が低くなっています。

産業別就業者数（令和2年（2020年））



資料：国勢調査

4 土地利用

本市は、埼玉県ของ東南部に位置し、関東平野の中心部に広がる中川低地と呼ばれる中川・綾瀬川下流域に開けた沖積平野¹に属しています。東は八潮市、三郷市、吉川市、西は川口市、北は越谷市、そして南は東京都足立区に接しています。

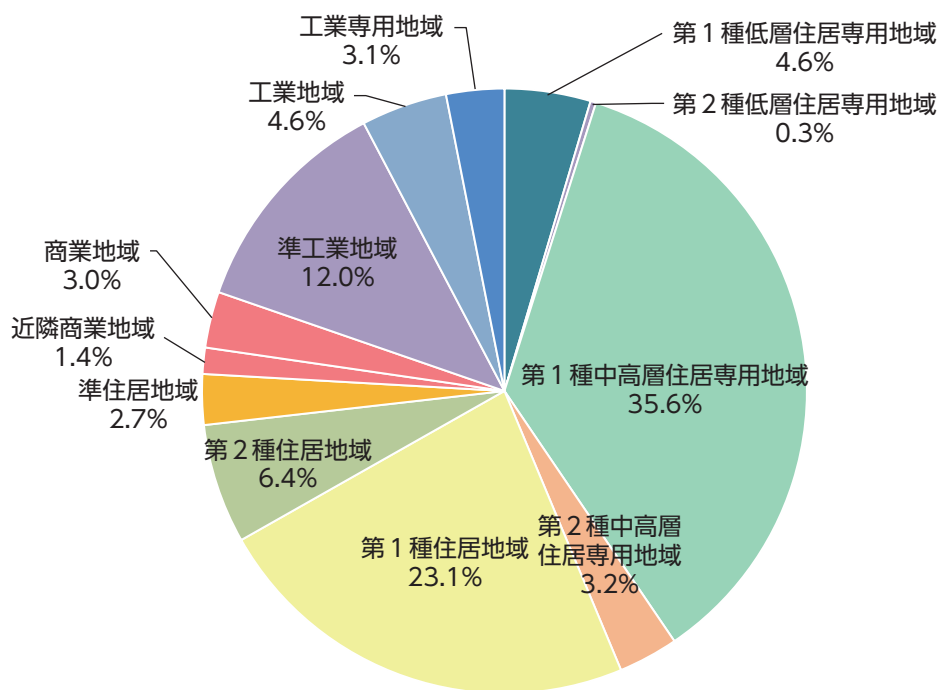
市域は東西方向に7.24km、南北に7.60kmで、面積は27.46km²であり、全域が都市計画区域²です。そのうち約90%が市街化区域³であり、残りの約10%が市街化調整区域⁴です。

市街化区域は、12の用途地域⁵に区分されていますが、そのうち住居系の用途地域が75.9%、商業系の用途地域が4.4%、工業系の用途地域が19.7%を占めています。

本市の人口集中区域(1km²当たり4,000人以上の人口密度があり、まとめて人口5,000人以上を有する地区)は、東武スカイツリーラインに沿った市中心部に線状に発達し、昭和45年(1970年)以降急激に周辺部に拡大していき、昭和35年(1960年)に2.4km²であったものが昭和55年(1980年)には24.0km²に及びました。令和2年(2020年)には、25.14km²となり、これは市域の約90%と市街化区域のほぼ全域を占めています。

また、土地利用の転換状況を見ると、農地や雑種地の減少と宅地の増加という傾向が続いており、こうした傾向は今後も進むものと考えられます。

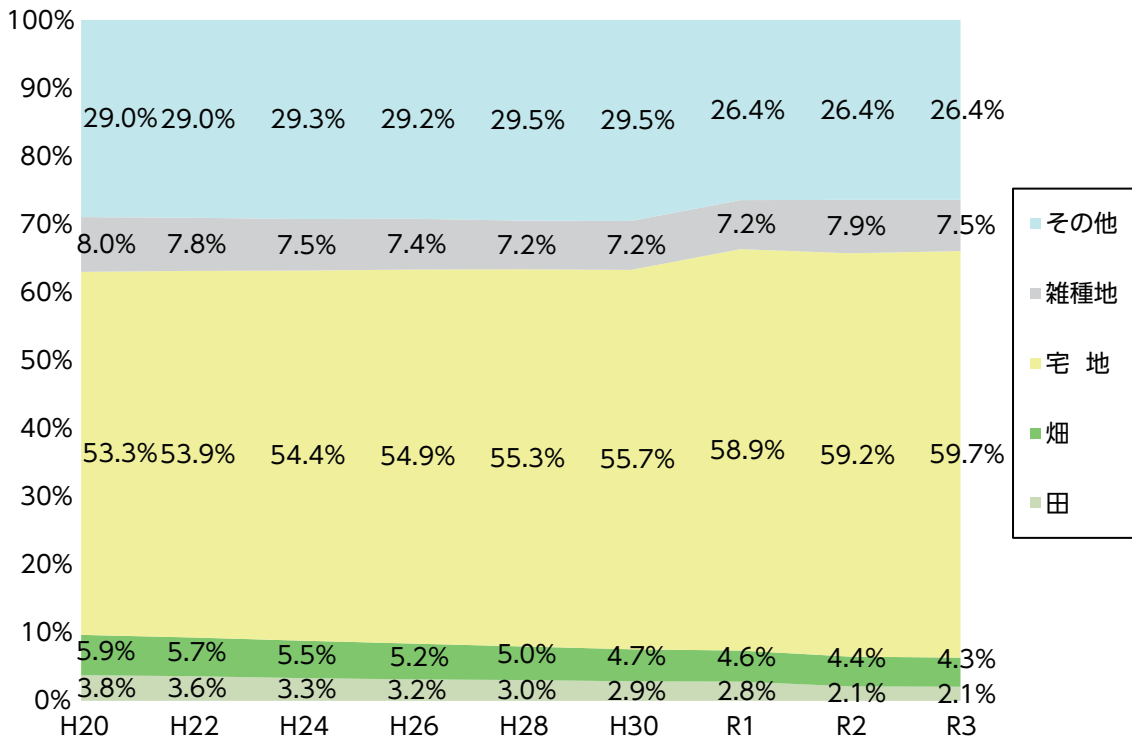
用途地域の内訳



令和3年12月末日現在
資料：都市整備部都市計画課

1: 沖積平野 ……主に河川による堆積作用によって形成される平野の一種
 2: 都市計画区域 ……一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域
 3: 市街化区域 ……都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域
 4: 市街化調整区域 ……市街化を抑制すべき区域
 5: 用途地域 ……都市機能の維持増進、住環境の保護などを目的とした土地利用の合理性を図るため、都市計画法にもとづき、建築物の用途などを制限する制度。用途地域は12種類あり、大別すると、住居系、商業系、工業系となる。

地目別土地面積割合の推移



資料：総務部資産税課

3 重点テーマ

1 重点テーマの位置づけ

将来都市像の「快適都市～地域の豊かさの創出～」の実現に向けて個別の事業を進める際には、より効率的かつ効果的な計画の推進及び行政サービスの提供に向けて、施策体系上の位置付けだけを意識するのではなく、施策横断的な姿勢や視点を持ち、行政内部の各部局や様々な地域の主体が連携・協働し、行政サービスの質を高めていくことが重要です。

例えば、歩きやすい道路を整備することは、歩行者の安全確保だけでなく、市民の健康増進にもつながり、また、河川を整備することは水害対策だけでなく、良好な景観形成にもつながるといったことが考えられます。

「重点テーマ」は、本市を取り巻く社会経済動向や本市の現状、これまでの取組の状況などを踏まえつつ、効率的かつ効果的な行政サービスの提供に向け、個別の事業を進めるに当たって、前提とすべき姿勢・視点として設定するものです。

さらに、これら重点テーマを相互に連携させることで、より一層、将来都市像の実現に向けたまちづくりの好循環につながることを期待できます。

2 重点テーマ

重点テーマ 1 持続可能性が向上するまちづくり

安心して暮らせるまちの実現に向けては、まちづくりにおけるハード面・ソフト面のいずれにおいてもそれぞれの取組を進める必要があります。

脱炭素社会の実現といった環境分野や、頻発化・激甚化する自然災害への対策などの防災分野、人口減少や人口構造の変化などに対応した都市基盤分野、厳しい財政状況への対応といった行財政分野など、幅広い分野に取り組むことがまちの持続可能性の向上につながります。

現在の市民にとって安心して暮らせるまちの実現に加え、このまちを将来の市民に引き継いでいくために、幅広い分野において持続可能性が向上するまちづくりを推進します。

重点テーマ 2 多様性を尊重するまちづくり

平成27年（2015年）9月の国連サミットにおける持続可能な開発目標（SDGs: Sustainable Development Goals）では、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標が定められ、世界共通の目標が設定されるなど、多様性と包摂性のあるまちづくりの重要性が高まっています。

また、外国人人口の増加、ひとり親世帯や共働き世帯など家族の多様化に加え、健康・福祉分野、子育て・教育分野、共生分野等においては、一人ひとりの価値観が多様化しています。

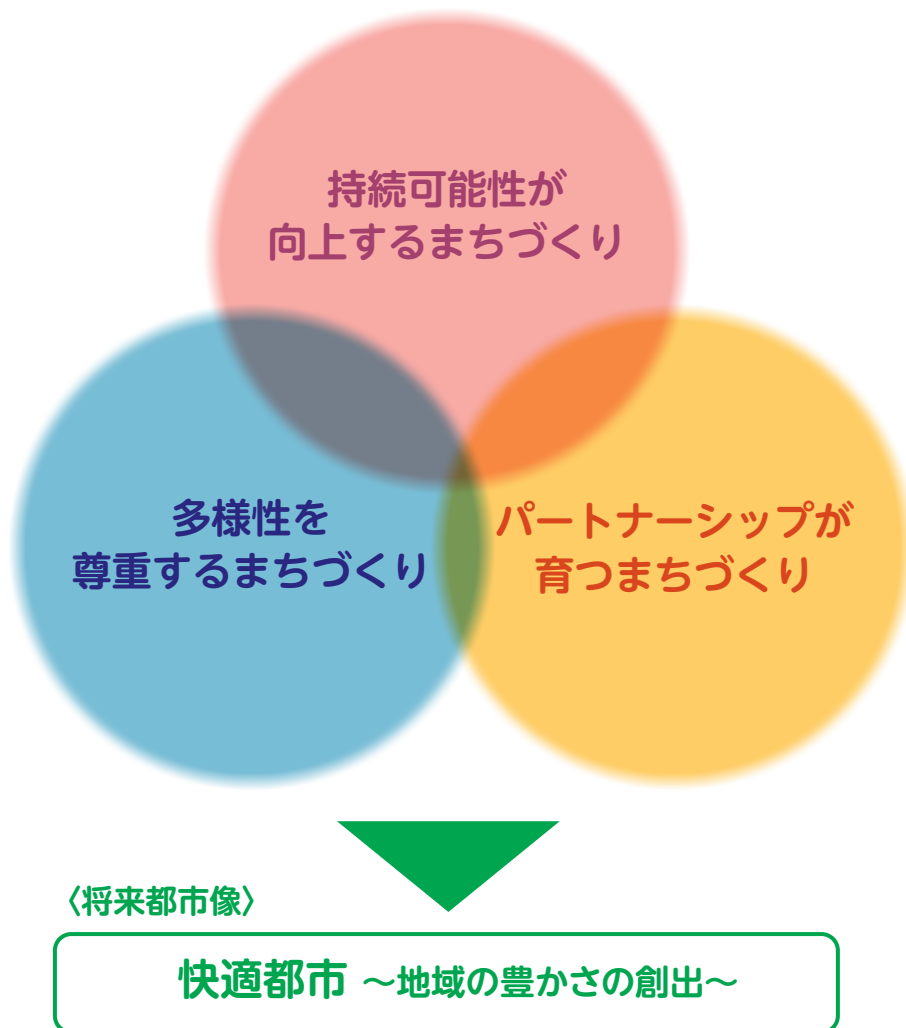
そうした中で、市民一人ひとりの性別や国籍、年齢や障がいの有無、家族のあり方などに関わらず、多様な価値観が尊重され、誰一人として取り残されない多様性を尊重するまちづくりを推進します。

重点テーマ 3 パートナーシップが育つまちづくり

人口減少や少子高齢化、人々の価値観の変化などにより社会課題がますます複雑化していく一方で、限られた予算の中で、これらの社会課題に対応していくためには、市民・市議会・市だけでなく、産業・観光分野における企業や文化・スポーツ・生涯学習分野などの団体をはじめ、草加市に関係する様々な主体と連携してまちづくりを行っていくことが必要です。

そのために、本市では「草加市みんなでまちづくり自治基本条例」を定め、「だれもが幸せなまち」を実現するために、市民自治を原則として、市民・市議会・市の三者の関係やそれぞれの役割、責務を定めています。行政自らが公共サービスの担い手となるだけでなく、より市政への市民参加を促しながら、地域社会の様々な担い手と協働し、より良いまちづくりを行うために、相互の信頼に基づく対等な関係であるパートナーシップが育つまちづくりを推進します。

3つの重点テーマ



4 計画

■ 施策体系図

大目標	中目標	小目標	施策番号	施策	
快適都市と地域の豊かさの創出	快適な環境 ～環境にやさしい水とみどりのまちをつくる	水とみどりのまちづくり	施策1	水環境の保全	
			施策2	みどりの保全と公園の再生・活性化	
		環境との共生	施策3	環境を守り育てる	
	安全と安心 ～人にやさしい安心して住み続けられるまちをつくる	良好なまちづくり	施策4	良好なまちづくりの推進	
		安全で円滑な交通	施策5	利用しやすい公共交通網の整備	
			施策6	安全で快適な道路の整備	
			施策7	総合的な治水対策の推進	
		安全性の高いまちづくり	施策8	交通安全対策の推進	
			施策9	危機管理体制の強化	
			施策10	地域安全の推進	
			施策11	安全・安心な消費生活の推進	
			施策12	安全で安定した水の供給	
			施策13	安定した汚水処理の推進	
		活気の創出 ～にぎわいのあるまちをつくる	にぎわいの創出とものづくりの発信	施策14	地域とともに栄える産業の振興
				施策15	就労支援・勤労者福祉の推進
			心地よい風景づくり	施策16	おもてなしの心が息づく観光の振興
	施策17			心地よいまちづくりの推進	
	地域の共生 ～ともに力をあわせて自分たちのまちをつくる	活力と生きがいのある高齢社会	施策18	総合的な高齢者施策の推進	
		みんなで取り組む子育て	施策19	子育て支援の推進	
			施策20	幼保小中を一貫した教育の推進	
			施策21	学校・家庭・地域の連携・協働の推進	
			施策22	教育環境の整備・充実	
			施策23	子ども・青少年育成の充実	
		ともに暮らす地域づくり	施策24	市民自治の推進	
			施策25	地域福祉の推進	
			施策26	障がい者福祉の推進	
			施策27	生活保護世帯・生活困窮者の自立支援	
			施策28	国際交流・地域間交流の推進	
			施策29	人権の尊重	
		草加らしい豊かな暮らし	施策30	学びの成果が発揮される生涯学習社会の推進	
			施策31	草加らしい文化の創造	
	施策32		スポーツの推進		
	施策33		心と体の健康づくり		
	施策34		医療環境の充実		
	地域経営を進める市役所	市民とともに考え行動する職員	施策35	市民とともに考え行動する職員の育成	
		「地域の豊かさ」を創出するための組織	施策36	市民参画制度の推進	
			施策37	社会ニーズへの的確な対応	
			施策38	市役所の情報化の推進	
		情報公開から情報共有へ	施策39	市政の透明性・公平性の充実	
		経営手法の導入	施策40	計画的で効果的な行政の推進	
			施策41	広域行政・官民連携の推進	



快適な環境

環境にやさしい水とみどりのまちをつくる



施策 1 水環境の保全

施策の意図

市民にとって身近な河川を保全します。

現状と課題

本市には、綾瀬川をはじめ、多くの河川や水路が縦横に流れており、かつては生活に密着した存在でした。しかし、都市化に伴い、流域¹で宅地化が進行し、河川や水路はかつてのうるおいある空間としての魅力を失い、地域の生活から離れた存在になっていました。

- 国や流域自治体との協働によって、公共下水道の整備や事業系排水の規制強化等、様々な対策を講じてきたことにより、河川や水路の水質は確実に改善されてきていますが、より一層の水質改善をめざし、水質浄化や水量確保などを推進する必要があります。
- これまで国や県と協働し、綾瀬川や葛西用水などの水辺環境の整備を実施してきましたが、引き続き、河川や水路を貴重な自然空間ととらえ、市民共有の財産として親水化²をさらに図る必要があります。

施策の柱と方針

■水質浄化対策の推進

- ◇今後も引き続き、河川や水路を市民が身近に自然とふれあうことのできる地域資源として、生物多様性³に配慮しながら、水質浄化や水量確保などを推進し、水環境の改善を図ります。

■親水空間の創造

- ◇さらに水とみどりが一体となった地域資源の活用を図るため、河川や水路の護岸の整備を行い、市民が水辺に親しめる場を提供するなど、親水空間を確保していきます。

1:流域 …… 雨や雪がその河川に流れ込む地域(範囲)のこと。

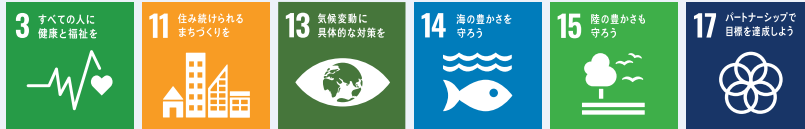
2:親水化 …… 川や水辺が持つレクリエーション機能、心理面、空間面での効果等に着眼し、人と水が親しめるようにすること。

3:生物多様性 …… 全ての生物の間に違いがある中で豊かな個性とつながりのバランスがとれている状態のこと。

関連分野別計画等

第二次草加市環境基本計画

SDGsとの関連性



基本計画

快適な環境

環境にやさしい水とみどりのまちをつくる

草加市未来まちづくり市民会議で出された協働のイメージ

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> 食用油や化学薬品等を流しに流さない 川にゴミを捨てない
地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> 川の周辺のごみの清掃活動などを行う 川に落ちているゴミを拾う
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> 事業所からの排水をできる限り汚さない 地域と協力して川の周辺の清掃等の活動などを行う
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> 市民の水質浄化意識を啓発する 流域の自治体等と連携して水質浄化に取り組む 空間を安全・安心に使えるよう保全する

※このイメージは各施策における役割分担の一例です。実際の役割分担は、個別施策ごとに関係する各主体の協働の中で決まってくるものと考えます。

INFO

●水辺環境整備事業

草加市においては、この埼玉県の取組と連携し、越谷～草加～八潮～東京都を流れる東京葛西用水の水辺環境を遊歩道でつなぎ、広域的なネットワークを形成することにより、周辺スポットからの利用やウォーキング利用により、水辺の賑わいを創出する取組を行っています。

○連携・協働の仕組み

草加市取組例

葛西用水を活用したイベント風景（写真は「さくら祭り・桜並木撮影会」の様子）。

市町村

—水辺空間の整備—

- 地域振興に資する水辺づくり

—地域振興—

- 協議会を運営して提案を具体化
- イベント企画等で利活用促進
- 住民や関係団体等と維持管理

地域,住民等

—利活用や維持管理—

- 地域振興イベント等実施
- ウォーキングや散策等で利用
- 清掃活動等の維持管理
- 川の国広援団として清掃活動

地域の取組例

地元自治会や活動団体がゴミ拾いや花の植栽など、維持管理を実施。

県

—利活用の推進—

- 冬期通水の調整
- 利活用や維持管理を支援
- 水辺空間の整備を支援

埼玉県の取組例

農業用水として利用のない冬期も水を流すことで、水辺の環境が改善。

●護岸整備・遊歩道整備

整備前

整備後

施策 ② みどりの保全と公園の再生・活性化

施策の意図

身近なみどり¹とオープンスペースの保全を図るとともに、パーク・マネジメント²の視点から公園の再生・活性化を進めます。

現状と課題

環境問題への取組や自然とのふれあい、健康増進のための場づくり、子どもたちが安全にのびのびと遊べる環境づくりなどへの要請が高まる中で、都市におけるみどりの役割は重要となっています。

- 子どもたちが安全に遊べる環境、健康増進・憩い、また、防災・コミュニティ醸成の場として公園等が各地域で求められる役割・機能が変化していることを踏まえ、これらの変化に対応した既存公園等の機能改善・検討を図る必要性が高まっています。
- 市街地化が進む中、民有地内の緑地・農地、保存樹木等³の維持管理は困難となりつつあり、相続等を契機に年々減少し、身近なみどりのネットワークの形成が難しくなっています。
- これまでは、町会・自治会を中心として緑化推進活動や公園管理の維持継続が図られてきましたが、時代の変化に伴い、これらの活動の推進を図っていくことは困難となりつつあります。
- 農業者の高齢化が進んでおり、買取申出⁴による、生産緑地⁵指定面積が毎年減少していることにより、市民の方にとって身近な緑地空間や災害の際の避難空間として利用できる場の確保が困難になっています。

施策の柱と方針

■ パーク・マネジメントの視点に立った公園の再生・活性化

- ◆ パーク・マネジメントの視点に立ち、子どもたちが安全に遊べる環境、健康増進・憩いの場など、地域環境や時代の変化に応じて、コミュニティの形成や防災活動の場として活用できる、地域の拠点となる公園の機能改善を進めます。

1: 身近なみどり …………… 植物の緑に加えて、公園・広場、学校など施設のオープンスペース、河川・水路の水辺空間、街並みを彩る草花など、生物の生息空間や都市の景観を構成する要素も含めて幅広いイメージでの「みどり」のこと。
2: パーク・マネジメント …… 行政・市民・NPO・事業所などが連携（官民連携）しながら、地域で公園を管理だけでなく、運営をしていく考え方のこと。
3: 保存樹木等 …………… 市内のみどりを保全するために、所有者と市が協定を結ぶ保存する地域（民有地内）の樹木、樹林、生垣のこと。
4: 買取申出 …………… 川生産緑地は農地等として管理することが義務づけられているが、土地所有者の権利救済の観点から一定の要件を満たす場合に市長に対して買取の申出を行うこと。
5: 生産緑地 …………… 良好な都市環境の形成を図るため、生産緑地法により指定された農地。市街化区域内の農地等を計画的に保全することで、公害災害の防止、農林業と調和した都市環境の保全などに役立てられるとともに、将来の公共施設用地としての活用も担保される。

■身近にみどりを感じられる緑地の保全

- ◇「みどりの基本計画¹」にもとづき、水辺空間やその周辺のみどり、みどりと一体となった歴史・文化資源の保全に取り組み、日常生活の中でだれもがみどりを体感することのできる環境の保全を図ります。
- ◇農業者に対する生産緑地の追加指定の周知や、今後指定満期を迎える生産緑地所有者に対して特定生産緑地への移行に向けたきめ細やかな制度説明を実施することにより、市民にとって身近な緑地の保全を図ります。

■市民との協働による緑化・公園づくり

- ◇公園のみならず、民有地内の農地・緑地、各住宅や店舗・事業所における緑化の推進を図り、市民と一体となった公園の運営、みどりのネットワーク形成を進めていきます。

📖 関連分野別計画等

草加市みどりの基本計画

国指定名勝「おくのほそ道の風景地 草加松原」保存活用計画

葛西用水桜並木保管理計画

草加市公園施設長寿命化計画

📖 SDGsとの関連性



草加市未来まちづくり市民会議で出された協働のイメージ

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 自宅の庭やベランダなどで植物を育てる ● 市内の農地を守るため、草加産の農産物を購入し食べる
地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域で花やみどりを育てる活動を行う ● 地域の公園などの身近なみどりを管理する
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業所内で植物を育てる ● 市内の農地を守るため、草加産の農産物を積極的にPRし、販売する
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● みどりの保全、創出、育成に関する意識啓発をする ● 公園やみどりにふれあえる場などを整備する

※このイメージは各施策における役割分担の一例です。実際の役割分担は、個別施策ごとに関係する各主体の協働の中で決まってくるものと考えます。

1:みどりの基本計画 … 都市緑地法に基づき定められる計画で、みどりのまちづくりについての将来の姿を描き、それを実現するための緑地の適正な保全や公園・広場の整備、緑化の推進などの方策を示すもの

施策の意図

環境負荷の削減を図るとともに、身近な自然と地域の生活環境を保全します。

現状と課題

環境問題は、地球環境、ごみ問題、環境衛生など多岐にわたっており、その解決には、行政や市民一人ひとりが対応するだけでなく、地球規模、全国規模で検討しなければならない分野を含め、総合的な対策が必要です。

- 埼玉県東南部地域5市1町「ゼロカーボンシティ¹」共同宣言に基づき、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すため、エネルギー消費を最小限に抑え、温室効果ガス²の排出を抑制していくとともに、気候変動³の影響に適応できる脱炭素社会⁴を構築していく必要があります。
- SDGsの達成のほか、ごみ処理・運搬費用が高騰する中、ごみの減量化、再資源化を更に推進する必要があります。資源物価格の高騰、市民意識の高さ、県内リサイクル率よりも低いリサイクル率であることなど、本市のリサイクル率はまだ上げることができると考えられます。
- 私たちの生活は多様な生きものがもたらす恵みによって支えられていますが、都市化の進展により自然が失われつつある本市においては、生物多様性の保全と都市の健全な発展をバランスよく実現する必要があります。
- 本市では、アライグマ、クビアカツヤカミキリを始めとする外来種の侵入が確認されており、農作物や街路樹への被害など、生態系に影響を及ぼし始めています。特定外来生物⁵については、国・県・市民団体・関係機関等と協力し、効果的な防除、対策を講じる必要があります。
- 空家等、不良状態物件の発生の要因として、所有者又は居住者の高齢化や地域からの孤立、加齢による生活能力の低下などが挙げられます。本人が抱える課題を解決しなければ、再発する可能性があるため、福祉的観点からの支援も行き、包括的な支援体制を整備することが必要です。

施策の柱と方針

■ 脱炭素社会の推進

- ◆ 脱炭素社会の実現に向け、市民、事業者、行政が一体となって、温室効果ガス排出量削減に向けた取組や気候変動の影響に対する適応策を実施するとともに、一人ひとりが環境の重

1: ゼロカーボンシティ … 環境省において、2050年に二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを旨を公表した地方自治体を定義しているもの

2: 温室効果ガス …… 熱(赤外線)を吸収する性質を持つ大気中にあるガス(二酸化炭素やメタン等)のこと。

3: 気候変動 …… 気温および気象パターンなどの気候における長期的な変化のこと。

4: 脱炭素社会 …… 二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスの「排出量実質ゼロ」を達成している社会のこと。

5: 特定外来生物 …… 外来生物(海外起源の外来種)であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から国(環境省)により指定されたもの。生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。

要性を再認識するよう環境学習の充実を図ります。

■循環型社会の構築

◆現在実施しているリサイクルのリサイクル率向上を推進するための啓発活動のほか、フードドライブ¹、現在ごみとして処理しているものの再資源化や売却先を探すなど、新しいリサイクルの仕組みを構築します。

■自然共生型まちづくり

◆草加の自然の恵みを次世代に引き継ぐため、生きものの重要な生息・生育地となる自然環境を、市民が身近に自然とふれあうことのできる場として保全と創出を図り、多様な生物と共生するまちづくりをめざします。

■生活環境の保全

◆市内で確認された特定外来生物については、必要に応じた対策を実施し、アライグマ、クビアカツヤカミキリについては市民団体との協働による調査、対策の実施を継続していきます。

◆市民の安全で安心な生活環境を実現するため、「空家等の発生予防」及び「特定空家等²にしないための予防」を主眼においた対応や、「空家等、不良状態物件の適正管理の促進」及び「空家等の利活用の促進」に取り組みます。また、空家等の流通を通じた利活用を促進することで、市内への移住促進にもつなげます。

関連分野別計画等

第二次草加市環境基本計画

生物多様性そうか戦略

草加市ごみ処理基本計画

草加市空家等対策計画

草加市役所エコ計画－第五次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）－

SDGsとの関連性



草加市未来まちづくり市民会議で出された協働のイメージ

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● まちの環境を汚さないようにする ● 二酸化炭素などの温室効果ガスをできるだけ出さないように生活する ● ゴミをできるだけ出さないようにする
地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● まちの環境美化を進める ● 資源のリサイクルなどに取り組む
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 二酸化炭素などの温室効果ガスをできるだけ出さないように事業活動を行う ● 効率的にエネルギーを利用する仕組みを考え、導入する ● ゴミをできるだけ出さないようにする
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境教育を推進し、環境への啓発を図る ● 環境にやさしい都市づくりを進める

※このイメージは各施策における役割分担の一例です。実際の役割分担は、個別施策ごとに関係する各主体の協働の中で決まってくるものと考えます。

1:フード・ドライブ … 家庭で余っている食品を集め、フードバンクなどを通じて食品を必要とされる方や子ども食堂等に寄付する活動のこと。
 2:特定空家等 …… 空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定される「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等」のこと。



安全と安心

～人にやさしい安心して住み続けられるまちをつくる



施策 4 良好なまちづくりの推進

施策の意図

いつまでも安心して暮らせる持続可能な都市空間の形成を図ります。

現状と課題

本市は、昭和30年代後半から急激な人口増加とともに、宅地化が進み、農業的土地利用から都市的土地利用へと大きく変化してきました。その結果、急激な市街化による基盤整備の遅れや、スプロール化¹、農地の減少、住工混在²などの弊害があらわれている地域も見られます。

- 人口減少、超高齢社会、アフターコロナなど、まちが直面する課題が多様化する中で、長期未着手となっている市街地整備や都市計画道路整備などのハード整備と、市民主体の活動や健康・福祉などのソフト施策が連携した、ハードとソフトが一体となったまちづくりを推進する必要性が高まっています。
- 多くの市民に関わりが深く、まちの中核をなしている東武スカイツリーラインの4駅³の周辺において、日常生活における利便性の向上や地域のにぎわい創出に向けて、魅力の向上を図っていく必要があります。
- 東京都に隣接している立地条件や市域の9割以上が市街化区域である状況から、本市における民間開発の需要は高い水準を保っており、良好なまちづくりを推進する上では、民間の建築・開発計画において、適正な宅地開発等を誘導していく必要があります。
- 住宅の確保が困難な人に対する住宅セーフティネット⁴の構築が進んでいないことから、住宅政策における公営住宅の役割・位置付けが不明瞭となっており、計画的に公営住宅を管理することが難しくなっています。
- 首都直下型地震などの大規模災害の発生が想定される中、木造住宅が密集するなど防災上の課題がある地域があるとともに、建築年数が経過したマンションや空き家の発生等もあり、マンションを含む既存住宅の適正な管理を推進する必要があります。

施策の柱と方針

■良好な市街地の形成

- ◆長期未着手となっている土地区画整理事業⁵予定区域の今後のまちづくりの方針や未整備の都市計画道路⁶の在り方について検討を進めるとともに、市内10のコミュニティブロック

1:スプロール化 ……住宅地などが郊外の土地に不規則に進出し、都市が無秩序に拡大すること。

2:住工混在 ……住宅と工場、倉庫などが混在していること。

3:4駅 ……市内にある東武スカイツリーラインの停車駅である新田駅、獨協大学前<草加松原>駅、草加駅、谷塚駅のこと。

4:住宅セーフティネット…民間賃貸住宅を、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として登録していただき、要配慮者の方々へ提供していただく制度のこと。

5:土地区画整理事業 ……道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業のこと。

6:都市計画道路 ……都市計画において定められる都市施設の一種で、自動車専用道路、幹線道路、区画街路、特殊街路の4種類がある。

ごとに、地域との話し合いを通して都市計画マスタープランに掲げる各地区の将来像の実現をめざします。

■都市核と地域核の形成

◆新田駅東西口における土地区画整理事業を進めるとともに、谷塚駅西口地区における整備の具体化や民間開発等を活用した駅周辺の活性化を進め、市内の4駅周辺のまちの特性にあわせ、地域の核づくりを進めます。

■良好な土地利用の誘導

◆地区計画により良好な市街地形成を誘導するとともに、民間建築・開発事業に対し、都市計画法や建築基準法、草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例などの関係法令にもとづき適正な宅地開発を誘導します。

■良好な住環境の形成

◆高齢者や子育て世代など幅広い世代に対する住宅取得等支援や住環境整備等に取り組むとともに、民間企業との連携による住宅の確保が困難な人に対する住宅セーフティネットの構築を検討するとともに、計画的に公営住宅を管理することで、住宅困窮者が安心して暮らせる良好なまちづくりを推進します。

◆木造住宅が密集するなど防災上の課題がある地域における準防火地域¹の指定に向けた検討や延焼防止帯となる都市計画道路の整備を検討するとともに、マンションの適正管理や既存住宅の耐震化のほか空き家対策などを推進します。

関連分野別計画等

まちづくりの基本となる計画 草加市都市計画マスタープラン2017-2035

草加市立地適正化計画

草加市地域福祉推進基本方針

草加市建築物耐震改修促進計画

草加市営住宅長寿命化計画

草加市空家等対策計画

草加市谷塚中央地区コミュニティプラン

草加市新田西部地区コミュニティプラン

SDGsとの関連性



草加市未来まちづくり市民会議で出された協働のイメージ

市民の役割	● まちづくりに関するルールを守る ● 所有する不動産を管理する
地域の役割	● 地域のまちづくりについて考える ● 地域のまちづくりに関するルールをつくり運用する
事業者の役割	● まちづくりに関するルールを守る ● まちの魅力を高めるように務める
行政の役割	● 快適なまちづくりに向けて土地利用を誘導する ● 土地利用を誘導するため、道路等の基盤整備を進める ● 空き家対策など、地域の問題を解決するための取組を進める

※このイメージは各施策における役割分担の一例です。実際の役割分担は、個別施策ごとに関係する各主体の協働の中で決まってくるものと考えます。

施策 5 利用しやすい公共交通網の整備

施策の意図

市内全域を円滑に移動できるよう、利便性の高い公共交通を確保します。

現状と課題

市域のほぼ中央を東武スカイツリーラインが南北に走り、交通結節点である駅を中心とした移動手段を確保することが市民生活を支える上で重要といえます。駅へのアクセスには徒歩、自転車、自動車、バスやタクシーなどが利用されていますが、近年では高齢化が進み、特にバスに対する高齢者のニーズは高まっています。その一方で、新型コロナウイルスの影響による仕事や生活様式の変化によりバス利用者の減少が続いており、バス路線の減便が進んでいます。

■新しい生活様式¹の定着により、新型コロナウイルス収束後も、公共交通利用の回復が難しい中で、少子高齢化を見据えた今後の公共交通のあり方について考える必要があります。

施策の柱と方針

■利用しやすい公共交通網の整備

- ◇公共交通の利便性の確保のため、事業者や関係機関との協議・調整を行うとともに、利用者増加のための利用促進活動を推進します。また、関係者とともに、地域の実情に合った公共交通の方向性を検討します。
- ◇地域全体の輸送資源の有効活用を検討するとともに、新たなモビリティサービス²について研究を進めます。

関連分野別計画等

草加市地域公共交通計画

1:新しい生活様式 ……令和2年(2020年)1月に国内で初めて感染が確認された新型コロナウイルス感染症に対応した生活様式のこと。

2:モビリティサービス ……乗り物での移動や運搬を行うためのサービスのこと。

SDGsとの関連性



草加市未来まちづくり市民会議で出された協働のイメージ

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共交通を積極的に利用する ● 公共交通の運行を妨げない
地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共交通を快適に利用できるよう、バス停周辺の環境美化等に努める
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共交通の利用者のニーズに応える
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共交通が円滑に通行できる道路を整備する ● 関係機関との協議などにより公共交通の利便性を高める

※このイメージは各施策における役割分担の一例です。実際の役割分担は、個別施策ごとに関係する各主体の協働の中で決まってくるものと考えます。

INFO

●パリポリくんバスをご利用ください

市内交通不便地域の解消に向け、平成28年4月8日(金)に開始しました。路線は北東ルートと南西ルート、令和2年(2020年)1月24日(金)から開始した新田ルートの3ルートで、パリポリくんを描いたラッピングバスが走行しています。運行収支に赤字が生じた場合には、一定の額を上限に市が補助します。将来に渡って、利用しやすいサービスを維持し、提供していくためには、利用者の皆さまの協力が不可欠です。



■運行体制

車 両：小型バス (定員34人)
 運 行：北東、南西ルート：
 東武バスセントラル(株)
 草加営業事務所
 新田ルート：
 朝日自動車株式会社
 越谷営業所
 運行日：毎日(365日)
 イベント等で運休の場合あり
 運 賃：対キロ区間制
 割 引：既存の路線バスと同じ



パリポリくんバスで自由研究

施策の意図

安全で快適な道路機能の維持と向上を図ります。

現状と課題

本市の道路網は、東京外かく環状道路、県道などの整備により、交通渋滞の緩和が図られてきています。また、市内幹線道路や生活道路の整備についても、防災及び安全対策などに重点を置いて計画的に進めています。

- 都市計画道路等の用地取得については、権利者との交渉に時間を要していることが課題として考えられ、地権者の理解が得られるよう、一層丁寧な説明を行うことが必要です。また、街路整備に併せ、無電柱化¹についても推進することが必要です。
- 事業未着手の都市計画道路については、国や県の事業や最新の交通量などを踏まえて、良好な交通ネットワークの形成を目途に事業化の再検討や計画そのものの見直しを進める必要があります。
- 道路環境の向上を図るとともに、道路の機能や安全性を維持するために、効率的に道路の維持管理を行う必要があります。
- 可住地面積²あたりの道路の実延長は近隣自治体と比較し、高い水準にありますが、幅員が狭いことが課題として考えられ、幹線道路³だけでなく、重要生活道路⁴などにおいても、安全性や快適性の向上のため、幅員の確保は必要です。建築行為などに併せて、道路後退用地の寄附を推進するとともに、市民の理解を得ながら道路用地を取得するなど、道路幅員を4m以上確保する必要があります。

施策の柱と方針

■幹線道路の整備

- ◇用地交渉については、権利者の理解が得られるよう、一層丁寧な説明を行います。また、街路整備については、無電柱を推進します。
- ◇事業未着手の都市計画道路については、改めて必要性を精査するとともに、県・関係自治体と調整を行い、事業着手や必要に応じた計画の見直しを検討します。土地区画整理事業が未

1: 無電柱化 …… 道路の地下空間を活用して、電力線や通信線などをまとめて収容する電線共同溝などの整備による電線類地中化や、表通りからみえないように配線する裏配線などにより道路から電柱をなくすこと。無電柱化することで、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図れるとされている。

2: 可住地面積 …… 総面積から林野面積と主要湖沼面積を差し引いた人が住むことができる面積のこと。

3: 幹線道路 …… 都市間相互の交通を円滑にする市街地の骨格となる主要幹線道路を補完し、主として市内の各地域を結ぶ道路のこと。

4: 重要生活道路 …… 主要幹線道路・幹線道路・補助幹線道路で囲まれた区域内の住民にとって、日常生活における重要度が高い歩車共存道路のこと。

着手となっている地区の都市計画道路などは、土地区画整理事業の方向性を踏まえて整備手法を検討します。

■道路の保守

- ◇各路線の状況変化を把握し、ライフサイクルコストを検討する中で、舗装組成の見直しや新製品、新技術などを取り入れた設計に取り組みます。
- ◇職員による道路パトロールに加え、市民からも不具合の情報を得られるよう電子申請を利用した通報システム等を運用し、限られた人員の中でも効率的な維持管理の実現に取り組みます。

■生活道路の整備

- ◇道路後退用地等の寄附により、幅員4m以上の生活道路を確保できるよう、土地所有者に対し、協力金のPRなど、積極的に情報発信を行います。

📁 関連分野別計画等

第11次草加市交通安全計画
草加市無電柱化推進計画
草加市舗装長寿命化修繕計画
草加市橋りょう及び横断歩道橋長寿命化修繕計画

📁 SDGsとの関連性



草加市未来まちづくり市民会議で出された協働のイメージ

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 幅員4m未満の道路でセットバックに協力する ● 交差点での隅切りに協力する
地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の交通危険箇所などを行政に知らせる
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 通勤時間のオフピークの導入など交通混雑の解消に協力する
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 交通混雑の解消や歩行者、自転車が安全に通行できるよう、計画的に道路整備を行う ● 災害時に安全に避難できる道路を整備する ● 安全な通行を確保するため、道路の維持管理を徹底する

※このイメージは各施策における役割分担の一例です。実際の役割分担は、個別施策ごとに関係する各主体の協働の中で決まってくるものと考えます。

施策 7 総合的な治水対策の推進

施策の意図

河川の氾濫や浸水による被害から市民を守ります。

現状と課題

本市は、もともと浸水しやすい地形特性を有していますが、これまでの治水対策の取組により、水災害は年々減少しています。一方、全国的には都市化や気候変動の影響により水災害が激甚化・頻発化しており、近年では集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫による浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行うという「流域治水」という考え方を踏まえた取組が進められています。

- 保水・遊水機能¹の低下が著しいため、本市では排水施設の整備の取組により、被害を受ける頻度は少なくなってきましたが、気候変動による台風の大型化や集中豪雨により、さらなる備えが必要となってきています。
- 地球規模の気候変動などの影響から、台風の大型化及び想定を超える大雨の多発が顕著となっており、全国各地で河川氾濫などの大規模な被害が相次いでいるため、河川の氾濫被害に備えた水防体制の充実が必要です。
- 排水施設等の老朽化が進行しているため、点検・清掃を定期的実施していく必要があるとともに、排水施設等に異常箇所がある場合は、速やかに修繕等を実施していく必要があります。

施策の柱と方針

■ 水害に強い河川等の整備

- ◇ 雨の集中化・激甚化に対応するため、さらなる浸水被害の軽減を図り、市民の命や財産を守るため、今後も老朽化した水路を改修し、排水能力の阻害を解消するとともに、排水路や排水施設の新たな整備を継続して実施します。
- ◇ 気象情報提供コンサルタントとの密な連絡等によりできるだけ早い時期に正確な気象情報を入手し、庁内関係課が情報共有をはかり、市民への適時適切な情報提供を行うとともに、国県及び近隣自治体とも連携を図り、広域な情報収集を行うなど、河川の氾濫被害にも対応した水防体制の充実を図ります。
- ◇ 公共下水道（雨水）の整備を進めます。

1: (再掲) 保水・遊水機能 … 保水とは森林・土壌などがその中に水分を保つことをいい、遊水とは雨水や河川の水が流入してとどまることをいう。

■排水能力の確保

◆排水施設等の点検・清掃を定期的実施し、異常箇所について速やかに修繕を実施し、排水能力を確保します。

関連分野別計画等

草加市下水道ストックマネジメント計画

SDGsとの関連性



草加市未来まちづくり市民会議で出された協働のイメージ

市民の役割	● 雨水を溜めて利用する設備を設置し、一時期に大量に河川に雨水が流れ込まないようにする
地域の役割	● 地域の生活道路の側溝の清掃を定期的実施し、雨水が流れやすいようにする
事業者の役割	● 地域と連携し、側溝等の清掃を定期的実施する
行政の役割	● 水害の発生を防止するため、排水施設を整備する ● 幹線道路などの側溝の清掃を定期的実施する

※このイメージは各施策における役割分担の一例です。実際の役割分担は、個別施策ごとに関係する各主体の協働の中で決まってくるものと考えます。

INFO

●草加市の水防体制

草加市では気象情報の収集や河川水位の監視などを行い、水防体制による適切な配備を行うことで、大型台風や集中豪雨などによる浸水被害の低減を図っています。

■ 水防体制の配備基準

注意報配備	大雨または洪水注意報が発令されたとき
0号配備	注意報配備より注意が必要になったとき
1号配備	局地的集中豪雨の発生が予想される場合など、一層の注意と警戒が必要になったとき
2号配備	水害の発生が予想されるとき
緊急水防体制	平日の勤務時間外や休日に、現在の気象予報技術で予測困難な集中豪雨等が発生又は発生の恐れがあり、緊急の対応を図る必要があるとき



水防会議



水防研修（職員による土嚢づくり）

※令和5年度末時点の体制となります。

施策の意図

安全な交通環境の確保を図り、交通事故から市民を守ります。

現状と課題

市内の交通事故発生件数は年々減少傾向にあるとともに、放置自転車防止に向けた啓発や駐輪場の整備、放置自転車の撤去活動等により放置自転車は確実に減少しています。

- 市内の交通事故では、特に自転車の交通事故死傷数が多いことから、本市における交通事故の特徴に対応した総合的な交通事故防止対策を講じる必要があります。
- 交通事故に遭った際の救済の充実を図るため、本市が創設した個人賠償責任補償付傷害総合保険（交通事故補償型）「入って安心! RinRin(りんりん) そうか」への加入を促進していく必要があります。
- 路上駐輪の抑制を図るために、駐輪場への誘導や放置自転車の防止啓発・撤去活動を継続的に実施していくことにより、良好な交通環境を保持していく必要があります。
- 交通の安全かつ円滑な通行を確保するために、道路反射鏡や路面標示等により、道路交通環境の整備を引き続き進めていく必要があります。

施策の柱と方針

交通安全意識の啓発・高揚

- ◇草加市交通安全計画にもとづき、交通安全教室の開催や街頭活動等の実施により、交通安全意識の普及を図るとともに、交通安全の啓発パトロールを行い、交通事故の防止に努めます。
- ◇日常生活における安心と安全を確保するため、個人賠償責任補償付傷害総合保険（交通事故補償型）「入って安心! RinRin(りんりん) そうか」の市民への普及を図ります。

円滑な通行の確保

- ◇駐輪場への誘導や、放置自転車の防止啓発・撤去活動等を強化し、路上駐輪の抑制を図ります。
- ◇道路反射鏡や路面標示等による生活道路での安全対策、最高速度30キロメートル毎時の区域規制を前提としたゾーン30¹対策等を推進します。

1:ゾーン30(プラス) …生活道路における歩行者や自転車の安全な通行を確保することを目的とし、区域(ゾーン)を定めて時速30キロの速度規制を実施するとともに、物理的デバイスを含むその他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内におけるクルマの走行速度や通り抜けを抑制するための交通安全対策の一つ

関連分野別計画等

第11次草加市交通安全計画

SDGsとの関連性



基本計画

安全と安心

人にやさしい安心して住み続けられるまちをつくる

草加市未来まちづくり市民会議で出された協働のイメージ

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 交通ルールを学び、守る
地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもたちなどに交通ルールを教える ● 交通上危険な箇所を点検し、行政等に連絡する ● 交通安全のための施設を維持管理する
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 交通ルールを学び、守る
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 交通ルールを学ぶ場や機会を設ける ● 交通安全のための施設を整備する

※このイメージは各施策における役割分担の一例です。実際の役割分担は、個別施策ごとに関係する各主体の協働の中で決まってくるものと考えます。

INFO

● ～ゾーン30とは～

交通事故を防ぐ有効な対策として、自動車のスピードを制限するといった取り組みが求められています。

そこで市では、警察の協力のもと、生活道路の多い本市の特性を生かしたスピード規制区域、「ゾーン30」の導入を積極的に進めています。

ゾーン30とは、生活道路における自動車の最高速度時速を30キロメートルに規制することです。区画線等の交通安全施設の整備により、安全性、快適性、利便性を図り、歩行者、自転車にとって安全安心な道路環境とします。

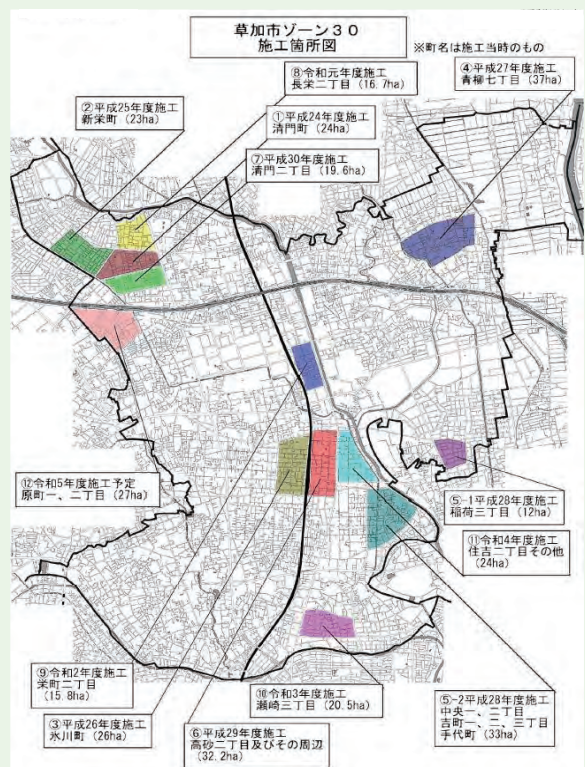
本市には、現在11区域あります。（令和5年度末時点）

【ゾーン30プラス看板・路面表示】



※ゾーン30プラスは、ゾーン30の規制に加えて、ランプやスムーズ横断歩道などの物理的デバイスを適切に組み合わせたもの。

【ゾーン30位置図】



施策の意図

自助・共助・公助¹による災害に強い安全で安心なまちづくりを推進します。

現状と課題

ここ数年、各地で地震、台風、河川の氾濫などの自然災害が多発しているほか、武力攻撃事態²等の懸念が高まるなど、市民の生命・身体・財産に大きな影響を及ぼしかねない様々な危機事象が断続的に発生しています。このような予測が難しい危機に対応できるようにするためには、日頃から市民一人ひとりの意識を向上するとともに、災害などの危機に負けないまちづくりを推進していく必要があります。

- 危機によって引き起こされる被害を最小限に抑制し、早期に復旧・復興をするため、不測の事態に対応できる危機管理体制を構築する必要があります。
- 地域防災計画（震災対策編、風水害対策編、事故対策編）を改訂したことによって変更された体制の実効性を高めるため、必要な訓練を実施するとともに、大規模災害の対応に備えた備蓄倉庫などの設備に余裕がないためさらなる拡充が必要になります。
- 条例定数の充足率をさらに高めるため、今後も消防団員の新規募集について継続した啓発が必要となります。また、埼玉県女性消防団員の日のイベント等を活用し、女性消防団員の増員についても啓発が必要となります。
- 感染症の影響により、防災訓練が思うように行えない状況が続いており、市民の防災意識や各機関が連携した防災活動に支障が生じる恐れがあります。

施策の柱と方針

■ 災害対応力の強化及び危機管理体制の構築

- ◇ 災害時に適切に対応ができるよう、訓練を定期的を実施し、市職員の防災対応能力の向上に向けた取組を実施するとともに、訓練の課題をフィードバックし、必要に応じて地域防災計画の改定を行います。
- ◇ 大規模災害の対応に備えた備蓄倉庫などの設備のさらなる拡充を図るとともに、防災関係機関や他自治体、企業等との連携強化に努めます。

1: 自助・共助・公助 … 「自助」とは自分の命を自分で守ること、「共助」は地域で助け合うことにより災害を防ぐこと、「公助」とは災害からくらしを守るための、国や都道府県、市町村による対策や取組のこと。

2: 武力攻撃事態 …… 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第2条第2項に規定される「武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態」のこと。

■消防力の強化

◆災害態様の変化に応じた消防力の増強を図るための人材育成を行うとともに、広報紙、ホームページのほか、各種イベントなどの機会を通じて、消防団員の取組内容の啓発や減少傾向にある消防団員の確保に努めます。

■地域防災力の強化

◆「自らのまちは自ら守る」という理念に基づく自主防災組織¹を整備し、災害時に自らの命を守る行動が取れるよう、自主防災組織の育成や防災資機材等の整備、訓練の支援を通して、住民の自助の意識を向上させる活動を行います。

📁 関連分野別計画等

草加市地域防災計画
草加市国土強靱化地域計画

📁 SDGsとの関連性



草加市未来まちづくり市民会議で出された協働のイメージ

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 日頃の防災訓練に参加して、地域、行政の役割分担を認識する ● 防災意識を高め、食料の備蓄などをしておく ● 住宅の耐震性、防火性を高める
地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時に災害弱者（けが人、独居老人、外国人等）を助ける仕組みをつくり、また、情報を把握しておく ● 町会等の役割分担を明白にしなが、災害時に助け合えるよう、実践的な避難訓練等を実施する ● 災害時にリーダーとなる人材を育成する
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時に従業員などの安全を確保できるよう実践的な避難訓練等を実施する ● 事業内容に応じて行政と災害協定を結び、市民等の支援を行う ● 帰宅困難者の受け入れ体制を整える
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域防災計画などに基づき、防災体制を充実させる ● 広域的な連携のもと火災・救急・救助などの消防体制を充実させる ● 防火、耐震化、液状化対策等に関する助成制度を充実させる

※このイメージは各施策における役割分担の一例です。実際の役割分担は、個別施策ごとに関係する各主体の協働の中で決まってくるものと考えます。

1: 自主防災組織 … 市民が自主的にその地域の防災対策の確立のために結成する組織のことであり、本市では町会単位を設立基準としている。

施策の意図

地域で発生する犯罪や迷惑行為・危険行為を防止し、安全で安心な市民生活を実現します。

現状と課題

本市の犯罪発生件数は、大きく減少しましたが、特殊詐欺¹や不審者事案の発生など、生活の安全に対する市民の要望は、いまだ多く寄せられています。

- 市民の体感治安を向上させるため、犯罪だけでなく迷惑行為等も防止できるよう、警察との連携をさらに強化するとともに、市民のニーズとプライバシー等への配慮を勘案しながら市の防犯体制を構築していく必要があります。
- 犯罪被害者等支援の充実を図っていくための条例及び体制づくりを推進していく必要があります。
- 担い手不足など活動継続に支障を来している自主防犯団体²への支援の在り方を検討する必要があります。

施策の柱と方針

■防犯活動の推進

- ◇地域で発生する犯罪、迷惑行為や危険行為が防止できるよう、安全で安心な市民生活の実現に必要な事業に取り組みます。
- ◇犯罪被害者等支援の充実を図るため支援内容の検討を進めるとともに、実施に必要な条例の制定及び庁内関係課との連携強化に取り組みます。

■防犯意識の啓発促進

- ◇子ども、高年者、大学生など啓発対象の特性に応じたきめ細かい啓発活動を実施するとともに、自主防犯活動を実施する「自主防犯団体」に対して必要な支援を行います。

関連分野別計画等

草加市安全安心まちづくり行動計画

1:特殊詐欺 ……被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪のこと。

2:自主防犯団体 ……草加市安全安心まちづくり推進条例第2条第1項第4号に規定される「町会・自治会その他市内において安全安心まちづくりに関する活動を行う団体」のこと。

SDGsとの関連性



草加市未来まちづくり市民会議で出された協働のイメージ

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 犯罪に関する情報に関心を持ち、犯罪被害に遭わないように注意する ● 家の戸締りなどをしっかりとする
地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● パトロールを実施するなど、地域の安全の向上に努める ● 空き家など犯罪が起きそうな場所を点検し、注意を喚起する ● 人の目が行きわたっている状況をつくる
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 犯罪被害に遭わないよう、事業所の防犯対策に努める ● 自治会等と連携して、地域の安全の向上に努める
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 防犯に関する情報を提供する ● 管理上問題のある空き家等の情報を集め、対策を進める

※このイメージは各施策における役割分担の一例です。実際の役割分担は、個別施策ごとに関係する各主体の協働の中で決まってくるものと考えます。

INFO

● 自主防犯団体

自主防犯団体は、市が実施する安全安心なまちづくりに関する施策に協力していただいている団体です。

主な活動内容は、子どもの登下校時の見守りや夜間のパトロールなどを行っており、青色回転灯車（通称：青パト）によるパトロールを行っている団体もいます。

市では、自主防犯団体へ補助金を交付するなど、支援を積極的に行っています。



● 巡回指導員

市内の防犯パトロールを行う職員として警察OBである”巡回指導員”が市内をパトロールしています。

青パトを活用したパトロールでは、市内全域の小中学校や保育施設周辺における見守り活動を行い、駅周辺のパトロールでは、悪質な客引き行為や路上喫煙等の指導などを行っています。

他にも、市内各所で防犯啓発キャンペーンや町会、自治会や学校等での防犯講話も随時開催しています。



③ 安全性の高いまちづくり

施策 11 安全・安心な消費生活の推進

施策の意図

市民が消費者トラブルに遭わないよう消費者としての自立を促します。

現状と課題

国際化・情報化・規制緩和などの進展に伴い、市民の消費生活に便利さ・快適さがもたらされる一方で、商品などの欠陥・不良による被害の発生や、不当な商取引行為などによって消費者の生命・身体・財産を損なう様々な問題が生じています。

- 少子高齢化の進行や成年年齢の引き下げ¹とともに、商取引や決済の手段が多様化し、消費者を狙う悪質業者の手口も多様化・巧妙化するなど、市民を取り巻く環境が変化中、正しい情報を提供する必要があります。
- 消費者トラブルから身を守るために必要な知識・情報を容易に得られる状態にすること、身近な相談窓口として消費生活センターの存在をより多くの市民に知っていただくことが求められています。

施策の柱と方針

■ 消費者の自立支援

- ◇ 被害救済や被害拡大の防止に努め、消費生活センター²での相談事業を通じて、様々な消費者事故などの情報を収集するとともに、市民が自立した消費生活を営むため、消費者団体などと連携しながら支援に努めます。
- ◇ 必要な知識・情報に容易にアクセスできるようにするとともに、消費生活センターを身近な存在として認識・活用してもらうため、啓発・広報活動を通じて消費者の自立を支援します。

関連分野別計画等

草加市安全安心まちづくり行動計画

1: 成年年齢の引き下げ …… 令和4年(2022年)4月1日から民法(第4条)の改正により成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、①一人でも有効な契約をすることができ、また、②父母の親権に服さなくなるとされた。

2: 消費生活センター …… 商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、公正な立場で処理にあたる機関のこと。

SDGsとの関連性



草加市未来まちづくり市民会議で出された協働のイメージ

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 商品や消費に関して学習し、正しい知識を身につける
地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域での助け合いなどを通じて、消費者被害に遭っている人を発見する ● 地域での助け合いなどを通じて、消費に関する正しい情報を伝える
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業活動を通じて正しい商品知識等を伝える ● 日常的に事業の体験ができる機会を提供する
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 商品や消費に関する正しい情報を提供する ● 学校教育・社会教育の場などを通じて、子どもにも大人にも正しい消費者教育の場を提供する ● 地場産業の社会科見学など、体験できる機会を提供する

※このイメージは各施策における役割分担の一例です。実際の役割分担は、個別施策ごとに関係する各主体の協働の中で決まってくるものと考えます。

INFO

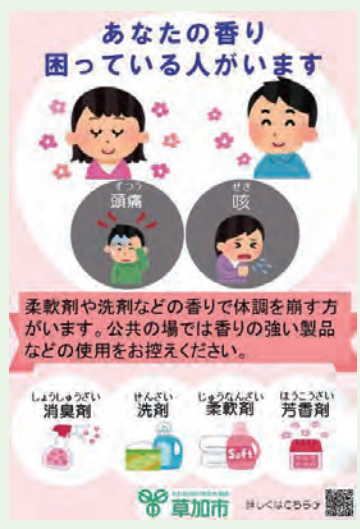
●消費生活センター

■役割

消費者から寄せられる悪質商法による被害や商品事故の苦情などの消費生活相談に対し、問題解決のための助言・あっせんをするとともに、消費生活に関する知識の普及や暮らしに役立つ情報の提供を行っています。

■相談事例

- ・香りの強い柔軟剤などの使用による香害
- ・身に覚えのない商品が届いた
- ・国や県の機関を名乗った架空請求



■相談先

消費生活センターへ相談は局番なしの188（消費者ホットライン）に電話をしてください。

施策 12 安全で安定した水の供給

施策の意図

市民の求める安全で良質な水の安定供給を図ります。

現状と課題

本市の水道事業は、昭和34年（1959年）に給水を開始して以来、急増する人口や都市化に対応するため事業の拡張を重ね、生活環境の向上や産業の発展など市の基盤づくりに重要な役割を果たしてきました。しかし近年は、世帯人数の減少や節水型機器の普及など、社会潮流の変化を背景とした水需要の低迷、老朽化施設の増加により、水道事業は「拡張」の時代から「維持管理」の時代へと移行しています。

- 拡張期に投資した水の安定供給のための施設（浄配水場や管路）が更新期を迎えていることに加え、耐震化・大規模災害への備え等も急務となっています。
- 人口減少や1人当たりの使用水量減少に伴い給水収益の増加は見込めず、水道事業経営は厳しい状況になることが予想されることから、安定した財源の確保に加え、事業費の平準化や縮減についても検討を行う必要があります。

施策の柱と方針

■ 良質な水の安定供給

◆ 水道施設の耐震化（長寿命化を含む）及び更新による規模の適正化を計画的に進めることにより、安全で安定した水の供給を確保していきます。

■ 経営の安定化

◆ 現世代と次世代の適正な負担割合等を検証しながら企業債¹の借入を行うとともに、安定した財源の確保のため、現在の料金体系が抱える課題の整理、本市の実情にあった料金体系、今後の方向性等、水道料金改定に関する継続的な検討を進めます。

関連分野別計画等

草加市水道事業ビジョン（経営戦略）

基幹管路実施計画

水道施設整備基本計画

SDGsとの関連性



草加市未来まちづくり市民会議で出された協働のイメージ

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 水道の利用状況を確認し、漏水などがないか点検する ● マンション等の給水タンクや給水設備を適正に管理する ● 積極的に雨水を利用する
地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 水道の利用状況を確認し、漏水などがないか点検する ● マンション等の給水タンクや給水設備を適正に管理する ● 積極的に雨水を利用する
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 水道の利用状況を確認し、漏水などがないか点検する
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 水道施設の適切な維持管理を行う

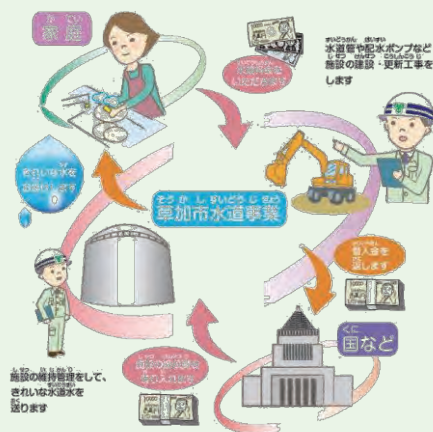
※このイメージは各施策における役割分担の一例です。実際の役割分担は、個別施策ごとに関係する各主体の協働の中で決まってくるものと考えます。

INFO

● 水道事業の仕事としくみ

水道事業は、水道法という法律に基づいて「安心して飲める水を24時間365日送り続けること」を目的として、古くなった水道管の取り替えや水質検査など、いろいろな仕事をしています。

水道事業の経営に必要な費用は、主に皆さんから納められた水道料金でまかっています。



● 災害に備えて水の備蓄を

水道事業では、災害に備える取り組みを進めていますが、大規模な災害が発生した場合には、断水する恐れがあります。

このような時は、指定避難所である小中学校32か所、水道庁舎1か所及び浄配水場5か所の、合計38か所が応急給水拠点となります。災害の規模や状況によっては、応急給水に時間がかかる場合もありますので、ご家庭でも水の備蓄をお願いします。

備蓄する飲料水の目安としては、

1人1日3ℓ×人数分×3日分が目安です。



吉町浄水場内に応急給水栓を設置

施策 13 安定した汚水処理の推進

施策の意図

中長期的な経営視点を持ち、効果的かつ効率的で安定した汚水処理を推進します。

現状と課題

本市では、昭和47年（1972年）から公共下水道事業に着手し、事業着手当初から、汚水と雨水を分離して流す分流式を採用しており、汚水処理に係る下水道普及率は対行政区人口で98%となっています。

- 今後、汚水処理施設の老朽化が進み、耐用年数を超える施設が増加するため、計画的に改築更新、修繕を行っていく必要があります。
- 令和2年度から、会計方式に企業会計を適用し、資産管理に重点を置いた事業運営を開始した結果、施設の改築更新等に必要となる財源が大幅に不足していることが明らかとなったため、今後、財源をどのように確保するのか検討する必要があります。
- 市民の生命にかかわるライフライン事業を担っていくため、安定した事業運営を行う体制の構築が急務となっています。

施策の柱と方針

■ 経営の安定化

◇ 市民へ快適で安定した生活環境を提供するため、ストックマネジメント計画に基づく改築更新費用の平準化や各種修繕の実施による有収率¹の向上など、効果的・効率的な事業運営を推進します。

■ 汚水処理体制の構築

◇ 安定した事業運営体制を確保するため、各種研修への参加により個々の能力向上を図るとともに、民間の知識や経験の活用など、安定した汚水処理体制の構築について検討します。

関連分野別計画等

草加市下水道ストックマネジメント計画
草加市下水道総合地震対策計画

1: 有収率 … 年間に草加市から汚水処理場（中川水循環センター）に流入する水量（総汚水量）に対する使用料徴収の対象となった水量（有収水量）の割合（有収率（%）＝（有収水量／総汚水量）×100）

SDGsとの関連性



草加市未来まちづくり市民会議で出された協働のイメージ

市民の役割	● 下水道が整備された地区では水洗化を行う
地域の役割	● 汚れた道路や側溝があった場合、行政に知らせる
事業者の役割	● 地域と連携し、汚れた道路や側溝があった場合、行政に知らせる
行政の役割	● 下水道の整備を進める ● 老朽化した下水道を計画的に修繕する

※このイメージは各施策における役割分担の一例です。実際の役割分担は、個別施策ごとに関係する各主体の協働の中で決まってくるものと考えます。

INFO

●草加市のマンホールカード

業界・分野の枠を超えて産学官が連携し、下水道に関する広報活動を展開している「下水道広報プラットフォーム（GKP）」が活動の一環として、地方公共団体と共同でカード型下水道広報パンフレット「マンホールカード」を発行しています。

マンホール蓋はそれぞれの自治体において、ご当地の名所や特産品をあしらったデザインを施して製作されています。

マンホールカードは、こうしたデザインマンホール蓋が市民の関心を集める中、今まで下水道を気に留めていなかった方々には関心の入口として、既に関心を寄せられている方々にはマンホールの先にある下水道の大切さをより深く理解していただくことを目的としています。



マンホールカード【パリポリくん】

マンホールカード【百代橋と松並木】

配布場所：【パリポリくん】草加宿芭蕉案

【百代橋と松並木】伝統産業展示室『ぱりっせ』（草加市文化会館内）

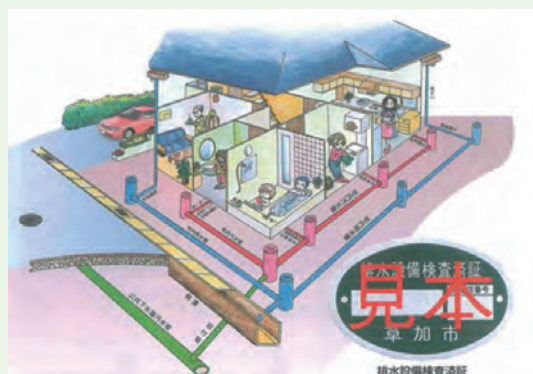
配布枚数：1人1枚、無料で配布 ※配布の際に簡単なアンケートにご協力ください。

配付状況によっては在庫を確保できない場合がありますので、ご了承ください。

●早めに排水設備工事を

草加市では分流式下水道を採用しています。分流式下水道とは、トイレ・風呂場・台所などの汚水と雨水を宅地内で分離し、汚水は汚水管に、雨水は雨水管または道路側溝等に流す方式です。排水施設とは、下水道本管と家庭の排水（風呂、台所、トイレ等）を接続する部分の施設です。

下水道が布設された地域にある住宅等の所有者には、設備の設置義務が課されるため、できるだけ早く排水設備工事をお願いします。





活気の創出

～にぎわいのあるまちをつくる



施策 14 地域とともに栄える産業の振興

施策の意図

「域内経済循環¹の活性化」と「域外収支²の改善（外需獲得）」につながる産業を育成し、「持続可能性」を支える産業構造を構築します。

現状と課題

本市は東京圏15～20kmに位置し、労働者の市外流出による労働力不足や買い物客の市外流出に加え、少子高齢化による事業者の高齢化など、本市の産業は厳しい状況に置かれています。

- 市内（域内）における生産（付加価値額）を分配（所得）で除した値であり、地域経済の自立度を示す地域経済循環率が63.7%（2018年）と、全国的にも低い水準であるため、「域内経済循環の活性化」と「域外収支の改善（外需獲得）」につながる産業の育成が必要です。
- 急激に変化する社会構造に対応するために、市内中小企業が抱える創業・事業再展開・事業継承などの複合的な課題に対し、専門人材による伴走支援が必要です。
- 売上回復を目的とする販売促進策等を実施することで、地場産業を振興する団体に加盟している事業所数を維持する必要があります。
- 農業従事者の高齢化や後継者不足、農家数及び農地面積の減少など都市農業を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあることから、農業者に対し個別のニーズに併せた支援をしていく必要があります。
- 農業者の営農の維持や継続を支援するため、地産地消の推進や飲食店等への販路拡大、地場農産物の市民向けPR事業の実施、物流体制の構築等、都市農業の安定的な継続と発展を図り、多様な機能が発揮される都市農業を推進していく必要があります。

施策の柱と方針

■ にぎわいの創出

◇ 市内商店街が実施する商店街活性化に資する各種事業を支援するとともに、リノベーションまちづくり³、市内消費の活性化に向けた仕組みづくり等の取組により、にぎわいの創出にかかわる担い手と連携しながら、顔の見える経済循環を促進させます。

■ ものづくりの振興

◇ 商工会議所、地元商店街、中小企業者など地域の方々とともに手を携え、人材の育成、生産技術の改善・向上、ブランド化の促進など必要な支援を必要な機会に提供します。

1: 域内経済循環 …… 生産面として地域内の企業収益を拡大させるとともに、地域外との所得の流出入があり、それらを含めて所得が地域内で循環し、最終的に分配面として地域住民の所得が向上する仕組みのこと。

2: 域外収支 …… 地域内と地域外における収入（所得流入）と支出（所得支出）の差のこと。

3: リノベーションまちづくり … 「現代版家守」と呼ばれる民間自立型まちづくり会社が遊休不動産のリノベーションを通じてまちを再生し、都市型産業の集積を図ることで、雇用の創出、コミュニティの活性化などにつなげるまちづくりのこと。

■中小企業の経営支援

◇草加商工会議所等と連携した創業支援事業、域内経済循環や事業所の事業活動を活性化するための草加地域経済活性化事業実行委員会¹への補助、事業者が抱える創業・事業再展開・事業継承などの多様な経営課題に対し、専門人材による伴走支援を行う事業者伴走型創業・再展開支援強化事業²、市内金融機関と連携した制度融資、草加商工会議所への補助等による中小企業振興を行います。

■地場産業の育成

◇売上向上に積極的に取り組む事業者への支援、人材発掘、後継者育成などにより、草加せんべいなどの伝統産業の活性化を図ります。

■都市農業の振興

◇都市農業ワンストップ窓口³等の相談業務において、農業者の皆様からの個別の相談に対応して必要となる各種制度や農地の利活用に係る情報提供を行うとともに、農業者の抱えている課題や様々なニーズへのきめ細やかな対応を行い、一人ひとりの将来設計に寄り添った支援を進めます。

◇地産地消の推進を図るため、農業者と飲食店とのマッチングや地場農産物を使用する飲食店等のPRを促進し、飲食店等で地場農産物に触れる機会を拡大するとともに、物流事業の社会実験を通じて、小売店や飲食店等、様々な機会をとらえ日常的に市民に地場農産物が届く物流体制の構築を目指します。

📖 関連分野別計画等

草加市産業新成長戦略

そうかりノベーションまちづくり構想

草加市都市農業振興基本計画

📖 SDGsとの関連性



草加市未来まちづくり市民会議で出された協働のイメージ

市民の役割

- 草加の産品を積極的に購入する
- できるだけ市内で買い物をする
- 草加の産品を（SNS等を使って）積極的に宣伝する

地域の役割

- 地域資源を活かすだけでなく、把握し、情報を発信する
- 地域の課題を解決するコミュニティビジネスに協力する

事業者の役割

- 魅力ある商品を開発・販売する
- にぎわいを生み出すイベントなどを実施する
- 草加の産品であることをPRする

行政の役割

- 草加の産品を広く宣伝する
- アドバイザーの活用等、起業などへの支援を行う

※このイメージは各施策における役割分担の一例です。実際の役割分担は、個別施策ごとに関係する各主体の協働の中で決まってくるものと考えます。

1:草加地域経済活性化事業実行委員会 ……持続的な地域経済の活性化を図り、市民生活の安定と元気で活力ある草加を実現するため、商工会議所、市工業連絡協議会、草加市で設立した実行委員会
 2:事業者伴走型創業・再展開支援強化事業 ……経営課題をワンストップで支援する拠点を整備し、創業期から事業再展開期を専門人材が伴走支援
 3:都市農業ワンストップ窓口 ……農業に関する相談ごとに対応し、多岐にわたる支援制度の周知を行い情報を集約するため、農地の貸借や売買、新規就農や販路拡大のマッチングなど、「農」に関する相談窓口を一本化した窓口

施策 15 就労支援・勤労者福祉の推進

施策の意図

就労支援等および勤労者福祉を推進します。

現状と課題

少子化の進行に伴う生産年齢人口¹の減少による労働力不足と急速な高齢化が加速化している中、それらに対応すべく、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現を可能にしていこうとする「働き方改革²」の推進が求められています。

- 若年者、高年者、障がい者及び女性の就労支援や求人条件と求職希望のミスマッチの改善に向け、内職相談や就職相談、就職支援セミナー、就職面接会等について、ハローワークや県、商工会議所等と連携・協働して行う必要があります。
- コロナ禍により、在宅ワーク³など多様な働き方などの労働環境、労働者の権利、使用者との関係は目まぐるしく変化しています。そうした状況を適切に把握し、より良い職場環境づくり等に役立つ知識を広く提供するため、身近な問題をテーマに労働講座等を開催する必要があります。

施策の柱と方針

■就労の安定支援

◇勤労者・雇用対策に取り組むことによって、内職相談による斡旋人数、関係機関と調整・連携し就職相談や就職支援セミナー、面接会等の開催による就労決定者を増加させます。

■勤労者福利厚生の実現

◇労働問題や労働関連法に関する知識・情報を広く周知し、健全な労使関係の実現、より良い職場環境づくりによる勤労者福利厚生の実現を推進します。

◇勤労福祉会館は労働団体及び消費者団体の活動拠点として、効果的・効率的な施設運営を行うとともに、勤労者対象のセミナー等を通じ福利厚生の実現を図ります。

1: 生産年齢人口 … 15歳から64歳までの人口

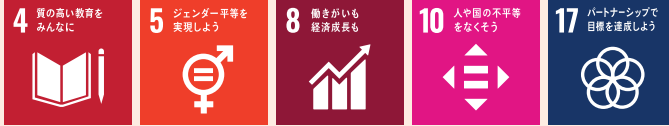
2: 働き方改革 …… 働く人の置かれた個々の事情に応じ、多様で柔軟な働き方を自分で「選択」でき、一人ひとりがより良い将来の展望を持てるような社会の実現をめざし国が行う法改正などの取組のこと。

3: 在宅ワーク …… 情報通信機器を活用して在宅形態で自営的に行われる働き方のうち、請負的にサービスの提供を行うものなどのこと。

📖 関連分野別計画等

—

📖 SDGsとの関連性



草加市未来まちづくり市民会議で出された協働のイメージ

- | | |
|--------|---------------------------------------|
| 市民の役割 | ● 年齢や性別などにかかわらず、働くことの意義や権利などについて学ぶ |
| 地域の役割 | ● コミュニティビジネスなどの機会を支援する |
| 事業者の役割 | ● 地域雇用に配慮する |
| 行政の役割 | ● ハローワークと連携し、求職者に対して相談や情報提供、各種講座などを行う |

※このイメージは各施策における役割分担の一例です。実際の役割分担は、個別施策ごとに関係する各主体の協働の中で決まってくるものと考えます。

施策 16 おもてなしの心が息づく観光の振興

施策の意図

観光の側面から、本市のまちの魅力向上を図ります。

現状と課題

本市は、日光街道の宿場町として栄えたという歴史を持ち、俳聖松尾芭蕉¹による「おくのほそ道」をゆかりとして国指定名勝となった草加松原²をはじめ、特色のある産業や各種お祭りなど、様々な魅力ある観光資源があります。

- 観光に関する情報は、様々なツールを組み合わせながら効果的に受発信する取組が必要です。
- 市民が草加の魅力について知る機会をつくり、理解を深めることで、地域に愛着と誇りを持つようにすることが必要です。
- 全国的にも知名度の高い草加せんべいや国の名勝に指定された草加松原などの既存の観光資源の価値を高める情報発信、新たな観光資源PRによる来街動機を想起させるとともに、外国人観光客を含めた来街者へのおもてなし力を高める取組が必要です。
- 市内外の来街者に対するおもてなしの拠点や情報発信スポットの整備、外国人観光客受け入れのための案内板・サイン等の多言語化などの整備を行うことが求められています。

施策の柱と方針

■魅力ある観光の推進

- ◇市民を始め、本市を訪れた人が、その体験を発信したくなるような魅力ある観光コンテンツの充実を図り、市民や来街者が草加の魅力を「つたえる」ことで、来街者の増加を目指します。
- ◇これまでの名所旧跡を「みる」観光から、参加体験型の「感じる」観光へと充実を図りつつ、訪れた人を魅了する「みせる」観光へとつなげ、草加のファンを増やすことを目指します。
- ◇市民一人ひとりが草加のことを良く知り、おもてなしの心を持って来街者に接することができる、草加の観光を「ささえる」人材の育成を進めます。
- ◇複数の観光資源を様々な切り口からネットワーク化し、移動の環境を整え、適切な情報発信を行うことで、市内の観光資源を「つなげる」魅力ある観光ルートの形成を目指します。

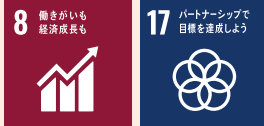
1: 松尾芭蕉 … 世界中にもその名を知られる日本最高の俳人のひとり。松尾芭蕉による壮大な俳諧による紀行文である「おくのほそ道」の中に登場する地名に草加があり、江戸深川を船出して千住に向かった芭蕉は、そこで見送りに来た人たちに別れを告げ、日光街道第二の宿駅・草加にたどり着いたとされている。

2: 草加松原 … 草加市の中心部を南北に流れる綾瀬川右岸沿いの遊歩道の両側に、約1.5キロメートルに及ぶ松並木のこと。

関連分野別計画等

第三次草加市観光基本計画

SDGsとの関連性



草加市未来まちづくり市民会議で出された協働のイメージ

市民の役割	<ul style="list-style-type: none">● 草加市の歴史や文化に関心を持ち、理解を深める● 市外から訪れた人に対しておもてなしの心を持つ● 草加の魅力を積極的にPRする
地域の役割	<ul style="list-style-type: none">● 地域にある歴史や文化などの資源を大切にする● 魅力ある街並みづくりなどに取り組む
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none">● 市外から訪れた人にとって魅力ある商品などを開発する● 事業所内の見学や体験などの観光につながる取組を行う
行政の役割	<ul style="list-style-type: none">● 観光に関する情報を市外に発信する● 観光資源などに関する案内表示を設置する● 観光に関する取組に対して支援する

※このイメージは各施策における役割分担の一例です。実際の役割分担は、個別施策ごとに関係する各主体の協働の中で決まってくるものと考えます。

INFO

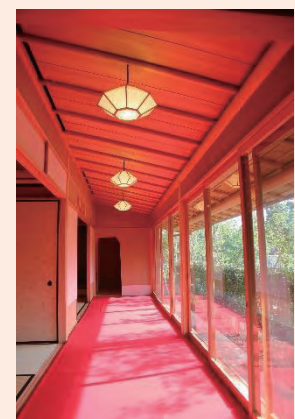
● 漸草庵のお休み処でほっと一息。～抹茶と和菓子を楽しめます～

草加市文化会館の敷地内にオープンした「漸草庵百代の过客」をもうご覧になりましたか？

漸草庵は、茶道、華道、琴・三味線などの邦楽のほか、落語や謡曲などの和の文化・芸術に親しみ発信する拠点として整備された施設です。

漸草庵内には、どなたでも気軽にお立ち寄りできる「お休み処」があり、休憩の場としてご利用いただけるほか、呈茶サービスもあり、500円（税込）で、抹茶と和菓子を楽しむことができます。

国指定名勝の草加松原を散策された後や、まつばら綾瀬川公園で過ごした後は、ぜひお立ち寄りください。



● 「漸草庵 百代の过客」お休み処

場所	草加市松江1-1-5
営業時間	午前10時～午後4時
休業日	草加市文化会館の休館日 (毎月第1水曜日、年末年始、その他臨時休館日) 注：漸草庵貸切時も、お休み処は休業となります。
お問合せ	草加市文化会館 電話：048-931-9325

② 心地よい風景づくり

施策 17 心地よいまちづくりの推進

施策の意図

美しい景観を創出し、だれもが利用しやすく、にぎわいのある快適で心地よいまちづくりを進めます。

現状と課題

本市では、景観法の施行を受け、平成20年（2008年）に草加市景観計画・景観条例を施行し、令和3年（2021年）には上位計画の改定や社会状況の変化を受けて草加市景観計画を改定して、本市の原風景である「水とみどりに囲まれ、歴史・文化・伝統が息づいたにぎわいのある快適で心地よいまち」をめざした景観づくりを進めてきました。

- 景観計画の改定により、建築物の建築等に当たっては、ゾーンごとに基準を設け届出により色彩の誘導を図っています。戸建て住宅に対する届出が多く、市民に景観づくりに対して協力してもらっているものの、事業者の代理人による提出が多く、市民の景観に対する理解が進んでいるかわかりづらい状況にあります。
- 「ユニバーサルデザイン¹」の考え方にもとづき、一人ひとりの人間性を尊重し、見た目だけでなく、多くの人々が利用しやすいまち、施設、モノ（製品）、環境、サービス等をつくる必要があります。

施策の柱と方針

■生活風景の創出

- ◇景観計画にもとづき、地区の特性に応じた景観づくりの取組を行うとともに、「景観づくりの手引き」を活用し、市民の皆様が暮らしやすく、居心地の良い環境をつくるための啓発活動を行い、市民の皆様と協働して良好な景観づくりを進めます。

■だれもが利用しやすいまちづくりの推進

- ◇ユニバーサルデザインやバリアフリー²の考え方に基づいた施設や環境の整備などを推進し、だれもが尊重され個性が発揮できる、草加らしい心地よいまちづくりを展開します。

1:ユニバーサルデザイン …年齢、性別、国籍、個人の能力差などにかかわらず、できる限り幅広く多くの人に対応しようという考え方と、そうした考え方に基づき工夫された用具・建物などのデザインのこと。

2:バリアフリー ……高年者や障がい者などが社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。

関連分野別計画等

草加市景観計画

そうかユニバーサルデザイン指針

SDGsとの関連性



草加市未来まちづくり市民会議で出された協働のイメージ

市民の役割	<ul style="list-style-type: none">● 住宅などを建てる際には地域の景観に配慮する● 地域の街並みづくりのルールを守る
地域の役割	<ul style="list-style-type: none">● 行政と協力し、地域の景観の計画をつくり、魅力ある街並みづくりを進める● 魅力ある街並みづくりに向けたルールなどをつくる
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none">● 地域の街並みづくりのルールを守る● ユニバーサルデザインに配慮する
行政の役割	<ul style="list-style-type: none">● 公共施設の整備等に当たっては地域の景観に配慮する● 地域で進める街並みづくりに対して支援を行う● 地域と協力し、地域ごとの計画をつくり、魅力ある街並みづくりを進める

※このイメージは各施策における役割分担の一例です。実際の役割分担は、個別施策ごとに関係する各主体の協働の中で決まってくるものと考えます。

INFO

●ユニバーサルデザインアドバイザー制度の導入

ユニバーサルデザインに関する知識と経験を有する者からの意見を取り入れるため、草加市ユニバーサルデザインアドバイザー制度を導入しています。公共施設の整備時又は改修時に、ユニバーサルデザインアドバイザーに意見を求め、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進していきます。





地域の共生

～ともに力をあわせて自分たちのまちをつくる



施策の意図

高年者の自立と社会参加等を図り、住み慣れた地域でいつまでも自分らしく暮らせるまちを目指します。

現状と課題

わが国は、これまで経験したことがないほどのスピードで高齢化が進み、本市の高齢化率も令和4年4月（2022年）には24.6%となり、約4人に1人が高年者である社会に突入するとともに、単身高齢者世帯についても、今後増加していくことが考えられます。

- 高年者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、地域における包括的な支援体制を構築し、ともに助け支え合う地域づくりの実現に向けた活動の促進を図る必要があります。また、保険者機能の強化を図り、介護保険制度の持続性を確保していく必要があります。
- 高年者が健康的な生活を維持できるよう健康づくりの活動を推進するとともに、介護が必要とならないような予防活動を、保健事業と一体的に実施します。これらの活動については、地域住民とともに取り組むなど、日常生活の支援が必要です。
- 高齢化に伴い、認知症高年者も増加することから、認知症になっても住み慣れた地域で安心して日常生活を過ごすことができるよう「予防」と「共生」の取組を推進する必要があります。
- 高齢化の進行による介護需要の高まりと生産人口の減少により、介護人材の確保は喫緊の課題であり、効果的な施策を検討しながら介護人材を確保する必要があります。
- 高年者の生活を豊かなものにしていくため、高年者のライフスタイルにあわせて、就業機会を確保し、趣味・スポーツなどの活動を通して社会参加することにより、生きがいをもって、自立した生活を過ごすことができるような支援が必要です。

施策の柱と方針

■ 高年者を支える環境づくり

- ◇ 高年者が住み慣れた地域において、自分らしく暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステム¹や都市環境及び居住環境の向上、災害時の支援体制の整備等を行います。

1: 地域包括ケアシステム … 高年者が介護が必要な状態になっても可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしが継続できるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が包括的に提供される仕組み

■高年者の自立支援

- ◆高年者が健康的な生活を維持することで健康寿命¹が延伸できるよう、保健と介護予防の一体化と連動した取組を推進するとともに、地域の団体やグループ等が実施する住民主体の介護予防活動の支援・普及啓発を行い介護予防に取り組みます。
- ◆高年者の在宅生活の質を支えるための日常生活の支援を行うとともに、認知症高年者も自らの意思ができる限り尊重され、安心して日常生活を過ごせる体制づくりを進めます。

■介護保険事業の充実

- ◆介護保険制度を円滑に運用するとともに、要支援・要介護の状態になった方が、その状態に応じたサービスを計画的に受けられるよう適切な体制を整備し、サービスの質の向上に向けた取組を推進します。
- ◆介護を支えるための人材の確保・定着・育成を図るため、効果的な施策を検討しながら事業を推進します。

■社会参加と生きがいづくり

- ◆高年者が常日頃から充実し生きがいのある生活が送れるよう、関係機関・団体等と連携し、地域社会への参加、学習・余暇活動による社会参加の機会を拡充し、生きがいづくりを推進します。

📖 関連分野別計画等

草加市高年者プラン

📖 SDGsとの関連性



草加市未来まちづくり市民会議で出された協働のイメージ

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康寿命を伸ばすよう日頃から健康に留意した生活を送る ● 生きがいを持ち、積極的に社会とのかかわりを持つ
地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 空き家などを利用して高年者の居場所をつくる ● 地域の中で高年者が活躍できる場や機会をつくる
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 高年者の就労機会を創出する ● 地域等と連携しながら高年者を支える取組に協力する
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 高年者の生きがいづくりや健康づくり、介護予防などの取組を推進する ● 介護や支援を必要とする人に対する支援の仕組みをつくる

※このイメージは各施策における役割分担の一例です。実際の役割分担は、個別施策ごとに関係する各主体の協働の中で決まってくるものと考えます。

1:健康寿命…単なる生存期間ではなく、生活の質を考慮したもので、65歳に達した人が介護サービス等に依存せず、自立して健康に生活できる期間のこと。

施策の意図

子育て環境を整備し、子どもたちの健全な育成を図ります。

現状と課題

自由で多様な生き方、働き方の尊重等の様々な要因から、合計特殊出生率¹は低い水準となる中、持続可能な社会を実現するためには、人々が希望どおりに働き、結婚、出産、子育てを実現することができる環境を整えていく必要があります。

- 子どもを産み育てたいと思う魅力的なまちとして選ばれるためには、出産・子育てに関する効果的な支援を行うとともに、市民ニーズに沿った情報発信や周知方法を検討していく必要があります。
- 低年齢人口減少下で保育施設に年齢によって空きが生じていることから、既存の保育施設における提供体制を工夫することにより、全ての年齢で待機児童ゼロを目指していく必要があります。
- 配慮を必要とする子どもたちに応じた保育を推進するために、現行の育成保育制度の見直しによる充実や新たに医療的ケア児²の受け入れ態勢を構築することなどを進めていく必要があります。
- 児童クラブのニーズが増えている中、現在、運営団体に支援員が不足しています。また、児童クラブでの保育は専門性のある職務内容のため、人数だけでなく「質」の高い人材の確保も必要となります。

施策の柱と方針

■ 子育て支援と情報発信の充実

- ◇ 多様化する保育施設・保育サービスや複雑な保育制度などについて、市民ニーズにあった市民向けの説明会の開催や施設の詳細な情報提供などを庁内が連携し、継続して行っていきます。
- ◇ 「そうか子育て応援・情報サイトぼっくるん」は、市民が求めている情報の把握と発信、見やすいサイト内容や行政に偏らない市民目線をいかした内容等を充実させ、魅力のあるサイトとなるよう検討していきます。
- ◇ 子育て支援を行う団体や個人等で構成される「子育て応援隊³」が活動内容をPRできる場

1: 合計特殊出生率 … 15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性とその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当

2: 医療的ケア児 …… 日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童

3: 子育て応援隊 …… 草加で子育て中の保護者、子どもたちを応援する活動を行っている団体・個人

の提供を継続するとともに、周知方法や実施方法も検討し、新たな子育て応援隊の登録を図ります。

■安全安心な保育の推進

- ◇既存の保育施設において、ニーズの高い年齢の児童数を増やすために、保育士の配置を工夫するなど、柔軟な見直しを行うことで、待機児童ゼロを目指します。
- ◇放課後児童クラブ¹で就労する支援員に対し、研修の機会を提供します。

■子どもの発達支援

- ◇障がいや発達に心配のある子どもの健全な発達や保護者の精神的・経済的負担の軽減を図るために、子どもの状態や家庭状況に応じ、必要なサービスを提供します。
- ◇配慮を必要とする子どもたちの個々に応じた、きめ細かい保育の提供を実施できるように、現行の育成保育制度を充実させるための見直しや医療的ケア児の受入れに必要な整備を行います。

■子育てへの経済的支援

- ◇こども医療費の支給対象年齢の拡大等、保護者の経済的支援や利便性の向上を図ってまいります。

関連分野別計画等

草加市子どもプラン

第3期草加市障がい児福祉計画

第四次草加市障がい者計画

SDGsとの関連性



草加市未来まちづくり市民会議で出された協働のイメージ

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育てについて関心を持つ ● 子育て・子育て活動に参加する ● 子育て・子育てのニーズを市民から提案していく
地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域で子育てを支える仕組みをつくる ● 高年者と子どもたちが交流する機会をつくる ● 地域の人たちと子どもたち・子育て中の親たちが集まり交流できる居場所・拠点づくりを支える
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 安心して子どもを預けられる子育てサービスを提供する ● 地域に開かれた子育て事業を進める ● ワークライフバランス等に配慮し、子育てをしやすい労働環境にする
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもに対する医療費の助成、待機児童の解消など、子育て世帯への支援を行う ● 地域の人たちと子どもたち・子育て中の親たちが集まり交流できる居場所・拠点づくりを進める ● 子育てに重要な情報をくみ上げ、健診など各種手続のときに情報提供し、出会いの機会として積極的に活用する

※このイメージは各施策における役割分担の一例です。実際の役割分担は、個別施策ごとに関係する各主体の協働の中で決まってくるものと考えます。

1: 放課後児童クラブ … 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に専用施設や小学校の余裕教室等において、適切な遊びと生活の場を提供する。

施策 20 幼保小中を一貫した教育の推進

施策の意図

一人ひとりを大切に自己肯定感¹や自己有用感²を高めるとともに、自ら学び、心豊かに、たくましく生きる「草加っ子」を育成します。

現状と課題

本市では、変化の激しい社会を生き抜く力を身に付けた子どもの中学校卒業時の姿を、「自ら学び、心豊かに、たくましく生きる草加っ子」とし、幼稚園・保育園・認定こども園・小中学校全体で目指す子どもの姿を共有し、家庭や地域とも連携しながら、その実現に向け、「幼保小中を一貫した教育」の実施、0歳から15年間の子どもの育ちを見通したカリキュラムの編成・実施、研修の充実などへの支援・指導に取り組んできました。

- 幼児教育を基盤に、子どもの育ちを積み上げていくことで、自己肯定感・自己有用感・他者理解力を育み、目指す「草加っ子」³の一層の実現を図ることが必要です。
- 変化の激しい社会を生き抜くためには、基礎的・基本的な知識や技能をしっかりと定着させるとともに、学んだ知識や技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の資質・能力を育成する必要があります。
- 児童生徒が自立して前向きに生きていくためには、思いやりの心や規範意識、自他の生命の尊重など、生きる力の基礎となる豊かな心の育成が必要です。
- 生涯にわたり健康で豊かな人生を送るには、学校での授業や体育的行事などの充実を図り、子どもたちに運動習慣を身に付けさせることが必要です。また、健やかな体づくりのため、地産地消による学校給食、食育、学校保健の充実を図る必要があります。
- 家庭を取り巻く環境の変化等に伴い、教育をめぐるニーズが多様化している中、全ての子どもたちがその意欲や能力に応じて力を発揮できるよう、相談体制・支援体制を充実させる必要があります。
- 学校を取り巻く問題が複雑化、困難化している中で、新しい時代の教育課題に対応する教職員一人ひとりの実践力が求められています。

1: 自己肯定感 …… 自分に対して肯定的な評価を感じている状態を指し、「自分は大切な存在だ」と思うことができ、自分に自信をもつことができる心。

2: 自己有用感 …… 自分が他人に「必要とされている」と感じている状態を指し、他人の役に立った、他人に喜んでもらえたなど、社会性の基礎となる心。

3: 目指す「草加っ子」… 国の示す「生きる力」を踏まえ、本市の子どもの実態に即して具体化した15歳の姿。15歳までに身に付けてほしい力を、「自ら学び、心豊かに、たくましく生きる」草加っ子と定めたもの。

施策の柱と方針

■子ども教育の連携の推進

- ◇一人ひとりのよさや成長過程に目を向けた支援を行えるよう、学校・家庭・地域が自己肯定感や自己有用感等の重要性を共有し、幼保小中を一貫した教育に取り組みます。
- ◇乳幼児期の教育・保育については、発達段階や実施時期に応じた、遊びを通しての総合的な指導の充実を図り、生きる力の基礎を育てます。

■自ら学ぶ「草加っ子」の育成

- ◇基礎基本の徹底を図るとともに、知識及び技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成、学びに向かう力・人間性等の涵養¹を支援するため、主体的・対話的で深い学びを推進し、誰一人取り残すことのない教育の実現を目指します。また、児童生徒が読書に親しむ環境の充実を図ります。

■心豊かな「草加っ子」の育成

- ◇道徳教育や体験活動、環境教育、音楽教育、読書活動等を通じて、命の大切さや主体的に正しく判断し行動する力を育むとともに、感動、思いやり、協調性などを持った心豊かな児童生徒の育成を目指します。また、いじめや不登校などの学校生活の諸問題に対して、誰でも気軽に相談できる相談体制の充実を図ります。

■たくましく生きる「草加っ子」の育成

- ◇心身ともに健康で活力のある生活が営めるよう、運動に親しみ、規則正しい生活を送る児童生徒を育成します。また、健やかな体づくりのため、地産地消²による学校給食、食育、学校保健の充実を図ります。

■多様なニーズに対応した教育と支援の充実

- ◇全ての子どもたちが、等しく教育を受けられるよう、一人ひとりのニーズに応じ、関係機関と連携した支援の充実を図ります。

■「草加っ子」の学びを支える教職員の指導力向上

- ◇一人ひとりを大切にする教育の質が高められるよう、教職員への研修等の充実を図り、指導力の向上を目指します。あわせて、取り組むべき教育課題に対応した研究を推進し、市内各校へその成果と効果的な方策を広げます。

関連分野別計画等

草加市教育振興基本計画

草加市子ども教育連携推進基本方針・行動計画

SDGsとの関連性



1:涵養 ……自然に染み渡っていくように、ゆっくりと養成していくこと。
2:地産地消 ……地域で生産された農林水産物をその地域で消費すること。

施策 21 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

施策の意図

学校と家庭・地域が目指す「草加っ子」を共有し、子どもたちの健やかな成長を一体となって支える教育を推進します。

現状と課題

核家族化やひとり親家庭の増加等の家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化など、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。このことは、子どもたちの社会性や規範意識等の育ち、基本的生活習慣の定着に影響を及ぼしていると考えられます。

- 子どもたちの健やかな成長を支えるためには、学校・家庭・地域が連携・協働し、地域社会全体で取り組む必要があります。
- 草加を題材にした学習の充実を通して、将来の地域コミュニティの担い手である子どもたちに、地域への誇りや愛着を育むことが必要です。
- 家庭教育について学ぶ機会を提供し、全ての教育の出発点である家庭教育を充実させることで、幼保小中を一貫した教育の質を高め、目指す「草加っ子」の実現へつなげることが必要です。

施策の柱と方針

■ 地域とともにある学校づくりの推進

- ◇ 0歳から15歳までの全ての子どもに、これからの時代を生き抜き、望む未来に向かう力や地域への愛着と誇りを育むため、地域や保護者等が学校運営に参画することを通じて、学校・家庭・地域が一体となり、子どもたちの成長を支える上での目標や課題を共有し、地域とともにある学校づくりを推進します。
- ◇ 学校・家庭・地域が、目指す「草加っ子」を共有し、全ての子どもたちのよさや可能性がいかされ、自己肯定感・自己有用感が高められるよう連携・協働を進めます。

■ 家庭教育への支援

- ◇ 子育ての悩みを解消する学習機会の提供など、子どもたちの「生きる力」の基礎となり、教育の出発点であり重要な役割を担っている家庭教育への支援を更に推進します。

関連分野別計画等

草加市教育振興基本計画

SDGsとの関連性



草加市未来まちづくり市民会議で出された協働のイメージ

市民の役割	<ul style="list-style-type: none">● 学校が行う取組にボランティア等として参加する● 地域の歴史に詳しい人が、子どもたちに学校で教える（地域学）
地域の役割	<ul style="list-style-type: none">● 学校が行う取組に対して協力する● 地域の人たちが授業や課外活動に参加する
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none">● 学校が行う社会科見学や職業体験などに協力する● 地域の産業や仕事を子どもたちに学校で教える（地域学）
行政の役割	<ul style="list-style-type: none">● 子どもたちの能力や個性、生きる力を伸ばす教育を行う● 明るく楽しく元気よく学べる教育環境を充実させる● 市民や地域からの提案を学校が受け入れるようにする

※このイメージは各施策における役割分担の一例です。実際の役割分担は、個別施策ごとに関係する各主体の協働の中で決まってくるものと考えます。

INFO

● ICT（情報通信技術）を活用した授業風景

「主体的・対話的で深い学び」を推進するためにICTを効果的に活用した授業を展開します。タブレットを使って意見の交流をしたり、タブレットで資料を掲示しながら個別指導を行ったりするなど授業において多様な活動で活用していきます。



施策の意図

子どもたちが安全で快適に学習できる教育環境を確保します。

現状と課題

本市では、これまで、子どもたちへの安全で安心な教育環境を確保するため、校舎等のトイレについて改修工事を行い、近年の暑さ対策として、普通教室、特別教室等にエアコンを設置してきました。また、災害時には避難所となる小中学校の校舎、屋内運動場の耐震化を行うとともに、屋内運動場へのエアコン等設置や防災機能の強化を行ってきました。

- 多くの校舎等で老朽化が進んでいるため、今後も学校施設等の整備を計画的に進め、次世代を担う子どもたちのために、安全で安心な教育環境を確保していく必要があります。また、小中学校は災害時の避難所としての指定を受けているため、防災機能の向上に取り組む必要があります。
- 情報化が急速に進展する中で、情報活用能力の育成や「主体的・対話的で深い学び」を実現するための授業の実施等のため、ICT環境¹を整備・充実させることが求められています。

施策の柱と方針

■安全安心な学校教育施設の整備・充実

- ◇「草加市公共施設等総合管理計画」「草加市学校施設等長寿命化計画」等にもとづき、計画的に学校教育施設の改修や長寿命化を進め、安全で安心して学習できる教育環境を整備していきます。

■学習環境の整備・充実

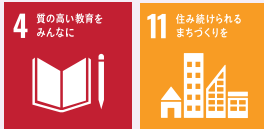
- ◇教材・備品の整備・充実とともに、教育の情報化に対応した学習環境の整備・充実を図り、児童生徒のコミュニケーション能力、課題解決能力、情報活用能力を育成し、情報モラルの向上を図りながら、ICTを活用した効果的な教育活動に取り組みます。

1:ICT環境 … コンピュータ関連機器やインターネットなど、教育に活用可能な環境のこと。ICTはInformation and Communication Technology (情報通信技術)の略

関連分野別計画等

草加市教育振興基本計画
草加市学校施設等長寿命化計画
草加市公共施設等総合管理計画

SDGsとの関連性



草加市未来まちづくり市民会議で出された協働のイメージ

市民の役割	<ul style="list-style-type: none">● 学校が行う取組にボランティア等として参加する● 地域の歴史に詳しい人が、子どもたちに学校で教える（地域学）
地域の役割	<ul style="list-style-type: none">● 学校が行う取組に対して協力する● 地域の人たちが授業や課外活動に参加する
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none">● 学校が行う社会科見学や職業体験などに協力する● 地域の産業や仕事を子どもたちに学校で教える（地域学）
行政の役割	<ul style="list-style-type: none">● 子どもたちの能力や個性、生きる力を伸ばす教育を行う● 明るく楽しく元気よく学べる教育環境を充実させる● 市民や地域からの提案を学校が受け入れるようにする

※このイメージは各施策における役割分担の一例です。実際の役割分担は、個別施策ごとに関係する各主体の協働の中で決まってくるものと考えます。

INFO

● 子育て講演会



0歳から15歳までの子どもを持つ保護者や、これから親となる方を対象とした子育て講演会を行っています。子どもの発達段階に応じた、子どもと保護者の関わり方など、子育てに関して学ぶ機会を提供し、子育てに対する不安を軽減することを目的としています。

施策 23 子ども・青少年育成の充実

施策の意図

社会の中で自立できる子ども・青少年を育成します。

現状と課題

子どもや青少年を取り巻く環境は、いじめ、児童虐待などの問題が、深刻化かつ多様化しています。こうした中で、次代を担う子どもや青少年が夢や希望を持って、のびのびと育ち、社会の一員として、自覚と責任を持ってたくましく成長を遂げていくことが望まれています。

- 子どもが放課後に安全・安心に過ごせる居場所に対するニーズがさらに高まることが予測される中、地域の人材の参画等、地域資源を活用し、子どもの主体性を尊重した多様な居場所づくりの継続が必要となっています。
- SNS¹の普及などにより青少年を取り巻く環境が変化する中、青少年が健やかに成長し、一人ひとりが自立し、社会で活躍できるように支援していくことが必要となっています。

施策の柱と方針

■子どもの居場所づくり

◇家庭、学校、地域社会、子どもや青少年関係団体など、広範な市民が相互の協調と連携の輪を広げるとともに、子どもの居場所づくりや、子どもや青少年自身の主体的な活動を支援・推進する各種事業を展開します。

■青少年育成の推進

◇青少年の社会性を育むことを目的に、青少年自身が企画・運営する事業を開催するとともに、インターネットやSNS等を利用したいじめや犯罪の被害者とならないよう、ルールやマナーについての啓発活動を実施します。

1: SNS … Social Networking Service (ソーシャルネットワーキングサービス) の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。

関連分野別計画等

草加市子どもプラン

SDGsとの関連性



草加市未来まちづくり市民会議で出された協働のイメージ

市民の役割	<ul style="list-style-type: none">地域で子どもたちが育つ活動に参加する子どもの権利条約の趣旨を踏まえ、子どもを1人の市民として尊重する
地域の役割	<ul style="list-style-type: none">地域で子どもたちとともに育つ意識を醸成する1人の市民として子どもの意見を地域で受け止める子どもたちが主体となって活動したり、意見を言える組織を地域で作り、支える
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none">地域で実施している子どもたちを育てる活動に協力する
行政の役割	<ul style="list-style-type: none">子どもたちの居場所づくりも含めて、地域で実施している子どもたちを育てる活動に対して助言や支援を行う1人の市民として子どもの意見を受け止め、施策に反映させる子どもの貧困問題も含めた、子育て・子育ちの環境の実態を把握する

※このイメージは各施策における役割分担の一例です。実際の役割分担は、個別施策ごとに関係する各主体の協働の中で決まってくるものと考えます。

INFO

●子どもたちが安全安心に過ごせる「放課後こども教室」

放課後や学校休業日に、小学校の施設を利用し、子どもたちが安全に安心して過ごせる居場所である「放課後こども教室」を開設しています。

子どもたちが今日では失われがちな仲間・時間・空間を取り戻し、地域の大人から遊びを教わったり、友だちと遊んだり、宿題をしたり自由に過ごすことができます。



高砂小学校「ジャンプ！」



草加小学校「こどもひろば」

施策の意図

市民の自主的・主体的な活動が活きるまちづくりを推進します。

現状と課題

草加市みんなでまちづくり自治基本条例の基本方針にもとづき、パートナーシップによるまちづくりを進めるため、市民の自主的・主体的な活動に必要な人材・資金・活動の場・情報といった活動資源に関し、ふるさとまちづくり応援基金¹・まちづくり講座²・市民活動センターなどのまちづくりの環境整備や、みんなでまちづくり会議³や提案制度⁴などによるまちづくりの参画手続に取り組むとともに、住民がともに支え合えるつよいまちづくりの推進に資するため、草加市町会・自治会への加入及び参加を促進する条例を制定し、町会・自治会活動の支援に取り組んでいます。

- 地域の中核を担う町会・自治会への加入率は引き続き微減傾向にあり、役員や活動の担い手不足や価値観の多様化など、暮らしを取り巻く社会環境の変化に対応した地域社会の実現をめざすため、多彩な経験を持つ高年者とともに特に若い世代のまちづくりへの参加・協力を促進し、多様な主体によるコミュニティ活動を活性化していくことが必要です。
- 市民が主体的にあらゆる課題の解決に向けて、ともに考え行動する市民自治の推進には、地域リーダーの育成、地域活動の活性化や、自主的な地域活動と町会・自治会活動の交流・連携などの新たなコミュニティのあり方に向けた取組が求められています。
- “だれもが幸せなまち”の実現に向けて、住民だけでなく、本市で働き、学ぶ人や地域の団体、社会貢献活動に意欲的な法人など、多様な市民の声が施策への反映につながるよう、みんなでまちづくり会議やコミュニティプラン⁵策定の取組などによる議論の場をいかした政策形成が必要となっています。

1:ふるさとまちづくり応援基金…市民活動団体の主体的なまちづくり活動を支援するために平成16年(2004年)に設立された基金のこと。
2:まちづくり講座 ……NPOや地域のまちづくりを進めるための手法や他市の参考事例などを紹介するなど、まちづくりの人材育成のために実施する講座のこと。
3:みんなでまちづくり会議 ……草加市みんなでまちづくり自治基本条例に基づく市民参画手続の一つ
4:提案制度 ……まちづくり登録員(みんなでまちづくり自治基本条例に基づきまちづくり活動の登録をした市民)がみんなでまちづくり会議の場でまちづくり計画を提案できる制度のこと。
5:コミュニティプラン ……コミュニティブロック単位で、市民、町会・自治会、市民団体、民間事業者、行政などが協働で作成し、都市計画マスタープランに沿ったまちづくりを進めるための行動計画のこと。

施策の柱と方針

■町会・自治会活動の推進

- ◇町会・自治会など地域活動の担い手として、特に若い世代のまちづくり活動への参加・協力を促進するとともに、町会・自治会の重要性を周知し、加入及び参加の促進に取り組みます。
- ◇活発な地域活動を支援するため、引き続き資金面での補助等を行います。

■市民活動の推進

- ◇市民活動を推進するために必要となる体制・制度・拠点などのまちづくりの環境整備を進めるとともに、分野を超えた様々な市民（事業者）や組織が連携することにより、新たなコミュニティをいかした政策形成を目指して取り組みます。
- ◇主体的なまちづくり活動を行う団体に対して、ふるさとまちづくり応援基金等による支援を実施します。

関連分野別計画等

-

SDGsとの関連性



草加市未来まちづくり市民会議で出された協働のイメージ

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 町会や自治会に加入する ● 市や地域が実施するまちづくりに積極的に参加する共助の精神を持つ ● 自治基本条例の内容を知る
地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 町会や自治会などの活動や、魅力ある地域づくりのための様々な活動を行う ● 町会の掲示板等を利用して市民への呼びかけ、お知らせを行う ● 交流の場・相談場所の提供など自治基本条例普及の仕組みづくりを行う
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業市民として市や地域が実施するまちづくりに積極的に参加する ● 大学の職員、学生がまちづくりに参加する ● 行政と事業を協働で行うなど、自治基本条例の普及等に努める
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民に対してまちづくり等に関する情報提供を行う ● リーダーとなる人材を育成する ● 自治基本条例で定められていることを実施する

※このイメージは各施策における役割分担の一例です。実際の役割分担は、個別施策ごとに関係する各主体の協働の中で決まってくるものと考えます。

施策の意図

全ての市民が、お互いを認めあい、自分を大切に、自分らしくいられるよう支えあいながら暮らしつづけることができる環境を整備します。

現状と課題

地域福祉¹にかかわる状況は大きく変化しており、少子高齢化・人口減少社会を迎え、核家族化や非正規雇用の増加等に伴い、家庭、職場、地域において自助・互助の基盤が弱まっています。

- 市民一人ひとりが地域に関心を持ち、地域に関わる個人・団体のだれもが地域福祉推進の担い手となり、お互いを支え合いながら、いつまでも自分らしく暮らし続けられる地域共生社会²をめざす必要があります。
- 地域での生活のしづらさや困りごとに対して、本人の希望や気持ちに寄り添いながら支援するという伴走的な支援を行うとともに、だれもが安心して相談できる体制づくりが必要です。
- 世帯の少人数化等により、世帯の中で助け合うことが難しくなっている中、様々な世帯において、各分野の関係機関の連携が必要となる複合的な課題や、これまでの社会保障制度では解決が困難な制度の狭間にある課題が発生しており、これらへの対応が求められています。

施策の柱と方針

■ 地域福祉活動の推進

- ◇ 地域における支え合いとして、地域住民、町会・自治会、企業、商店、ボランティア団体、NPO、福祉関係者、教育関係者等の様々な人・団体が地域福祉に関する活動にかかわっていただけるような地域づくりに取り組みます。
- ◇ 生活のしづらさや困りごとに対する伴走的な支援を行うコミュニティソーシャルワーカー³を配置し、だれもが安心して相談できる体制づくりに取り組みます。
- ◇ 地域における多様な支援ニーズに対応するため、複合的な課題や制度の狭間にある課題について、行政内部や地域において、分野を超えて連携・協働して課題解決するための包括的な支援体制の整備に努めます。

1: 地域福祉 ……身近な地域で人々が安心して暮らせるよう、地域住民、行政、企業、福祉関係の団体などがお互いを尊重し協力して、地域社会の福祉課題を共有し、その解決に取り組むという考え方
2: 地域共生社会 ……制度・分野ごとの枠や「支え手」「受け手」という関係を超えて、人と人、人と地域資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、役割を、地域をともに創り、助け合いながら暮らしていくことのできる社会のこと。
3: コミュニティソーシャルワーカー ……地域で解決する仕組みづくりとして、地域での生活のしづらさや困りごとに伴走的な支援を行う専門職のこと。

関連分野別計画等

草加市地域福祉計画

SDGsとの関連性



基本計画

地域の共生

ともに力をあわせて自分たちのまちをつくる

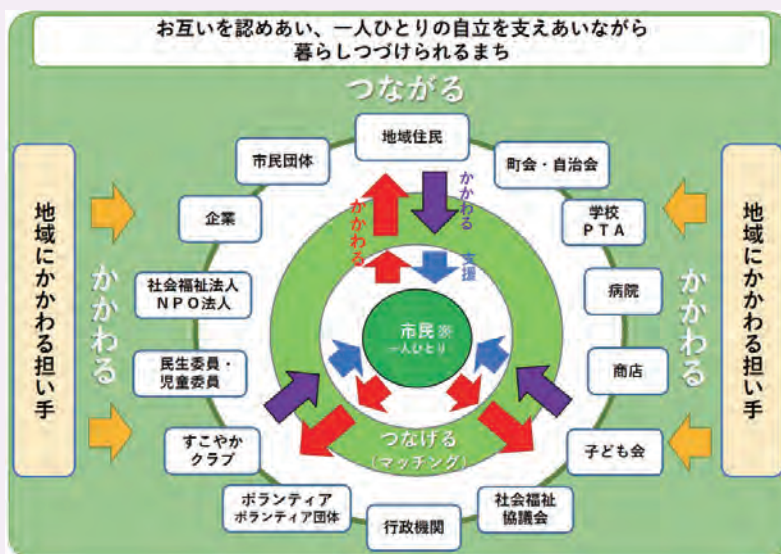
草加市未来まちづくり市民会議で出された協働のイメージ

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> 地域での助け合いの活動に積極的に参加する 気軽に助け合える人間関係を築く 活動を口コミで広げる
地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> 地域で見守り、支え合う仕組みをつくる
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> 地域での助け合いの活動に積極的に参加する 地域福祉の活動を担う人材を育成する
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉に関する情報を反復、継続して提供する 地域福祉に必要な知識や技術を学ぶ場を設ける 相談できる場を設ける

※このイメージは各施策における役割分担の一例です。実際の役割分担は、個別施策ごとに関係する各主体の協働の中で決まってくるものと考えます。

INFO

● 今後の草加市の地域福祉のイメージ



※市民：草加市に住み、働き、学ぶすべての人や団体、市内に事務所や事業所を有する法人、その他利害関係がある人や団体（草加市みんなでまちづくり自治基本条例第2条第1号）

「つながる」：担い手が協働して地域福祉活動を行ったり、独自の取組の情報共有をする等、連携すること。

「つなげる」：担い手の連携のため、意見交換・情報共有の場づくりをすること。

支援を必要とする市民と担い手をマッチングすること。

「かかわる」：市民が自分のできる範囲で地域福祉活動にかかわること。

担い手が地域福祉に関する支援を行うこと。

施策 26 障がい者福祉の推進

施策の意図

障がい者を取り巻くソフト面とハード面の両輪で環境の整備を行います。

現状と課題

障がい者福祉制度では、平成15年度（2003年度）に支援費制度¹が導入され、平成18年度（2006年度）には障害者自立支援法、平成25年度（2013年度）には障害者総合支援法²、平成28年度（2016年度）には障害者差別解消法が施行されるなど、障がい者を取り巻く環境は大きく変わってきました。

- 障がい特性等により限られた領域で暮らす障がい者や支援事業者は地域社会との接点が少なく、また、接点を持ちたいと考える企業や住民は関わり方への不安や認知不足で思ったように関係性が構築できていないため、障がい者とその関係者が地域で豊かな暮らしを実現させる仕組みが必要です。
- 障がい者が自ら望む地域生活を営むことが出来るよう、生活や就労など日常生活への支援の質の向上を図るため、障がいのある人のそれぞれのニーズに基づいたきめ細やかな対応を図ることが必要です。
- 利用者のニーズを尊重しつつ、需要に合わせたグループホーム³等の居住の場の整備とともに、住宅改修への支援や公共の場におけるユニバーサルデザイン化など、安心して暮らすことができる生活環境の整備の必要があります。

施策の柱と方針

■市民参画型障がい者社会参加促進等創発事業（福祉プラスのまちづくり⁴）の推進

- ◆障がい者の暮らしやサービス事業所での活動について、障がいに対する理解や多様な側面で地域社会とのつながりを強化し、障がいがある人とない人が交流できる機会等の充実を図りながら、地域における障がい者の社会参加促進等につながる取組を行っていきます。

1: 支援費制度 …………… ノーマライゼーションの理念を実現するため、それまで行政が「行政処分」として障害者サービスを決定してきた「措置制度」を改め、障害者がサービスを選択し、サービスの利用者とサービスを提供する施設・事業者とが対等の関係に立って、契約に基づきサービスを利用する制度のこと。平成15年度（2003年度）に施行され、平成18年度（2006年度）に障害者自立支援法へ移行された。

2: 障害者総合支援法 …………… 正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。障害者や障害児、難病患者が、地域社会において、基本的人権を享有する個人として尊厳にふさわしい生活を営むために、福祉サービスの給付や生活支援に関わる人材育成などの総合的な支援を行うことを定めた法律

3: グループホーム …………… 知的障害者や精神障害者、認知症高齢者などが専門スタッフの支援のもと集団で暮らす家のこと。

4: 福祉プラスのまちづくり …………… 障がいがある人とない人が交流できるイベント等の機会を通じ、障がい者の暮らしやサービス事業所などの活動について、多様な側面で市民や企業など地域社会とのつながりを強化する取組のこと。

■自立した生活への支援

- ◆障がいのある人の日常生活に加え、心身のケアや生活リハビリ等の支援の充実に加え、就労に関して職場訓練から就労中の支援、定着支援、離職後の支援等、連続した支援体制を構築します。
- ◆手話が言語であることへの理解や多様なコミュニケーション手段の普及・促進など、円滑なコミュニケーションを支援します。

■生活環境への支援

- ◆民間による地域生活支援拠点等の機能を有する地域課題解決型高機能グループホームの整備や重度の障がい者の日中活動の場の充実、障がい者の社会参加や地域とのつながりを深めるための取組を行なっていきます。
- ◆安全で快適な生活空間を確保のため住宅改修への支援や、安心して利用できる公共空間の確保に努めます。

📖 関連分野別計画等

草加市障がい者計画
草加市障がい福祉計画
ユニバーサルデザイン指針

📖 SDGsとの関連性



草加市未来まちづくり市民会議で出された協働のイメージ

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者に対する理解を深める（心のバリアフリー化） ● 障がい者が自立して生活できるよう支援する活動に参加する
地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域で障がい者が自立した生活を送れるよう支援する活動を行う
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者の雇用の場をつくる ● 障がい者の自立した生活を支える活動に協力する
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者が地域で自立した生活を送れるようサービスを充実させる ● 障がい者の視点を活かして公共施設や道路などのバリアフリー化を進める ● 健常者・障がい者の交流の場をつくる

※このイメージは各施策における役割分担の一例です。実際の役割分担は、個別施策ごとに関係する各主体の協働の中で決まってくるものと考えます。

施策 27 生活保護世帯・生活困窮者の自立支援

施策の意図

生活保護世帯・生活困窮者が社会的に自立できるように支援します。

現状と課題

近年、国全体をみると生活保護世帯数は増加傾向にあり、本市においても増加傾向にあります。この背景には、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により雇用環境の改善が遅れや傷病者、障がい者の増加、物価高などの社会情勢の変化などが要因として考えられます。

- 生活保護申請や自立相談支援機関への相談が増加していることから、生活保護世帯や生活困窮者に対し、生活保護制度とともに就労支援事業などを通じて適切な支援を行う必要があります。

施策の柱と方針

■生活保護世帯・生活困窮者の自立支援

- ◇様々な原因により自力では生計を維持できず生活困窮に陥った、または陥る可能性がある市民に対し、それぞれの世帯の状況に応じた自立支援を行います。

関連分野別計画等

草加市地域福祉計画

SDGsとの関連性



草加市未来まちづくり市民会議で出された協働のイメージ

- | | |
|--------|--|
| 市民の役割 | ● 健康管理や就労活動などの自助努力を行う |
| 地域の役割 | ● コミュニティビジネスなどを立ち上げ、生活困窮者等を雇用する |
| 事業者の役割 | ● 生活に困窮している市民を積極的に雇用する |
| 行政の役割 | ● 生活保護世帯や生活困窮者に対して相談や就労等の指導を行う
● 情報交換できる場をつくる |

※このイメージは各施策における役割分担の一例です。実際の役割分担は、個別施策ごとに関係する各主体の協働の中で決まってくるものと考えます。

INFO

● まるごとサポート SOKA とは

仕事、生活や家庭の問題など様々な悩みを抱えて、生活にお困り方のための相談窓口です。相談員があなたの抱える悩みを整理しながら、必要に応じて他の機関と連携しながら、問題解決のためのお手伝いをします。一人で悩まずにまずはご相談ください。



施策 28 国際交流・地域間交流の推進

施策の意図

様々な交流を通して相互の文化を理解します。

現状と課題

世界の平和と繁栄に貢献することや、市民のアイデンティティ¹を確立するためには、様々な交流を通して相互の文化を理解することが重要です。

- 急速に進むグローバル化により、経済や環境など、国際的に対応しなければならない様々な問題も生じるようになってきました。これらの問題を友好的かつ円滑に解決するためには、日頃の交流を通して、お互いの文化の理解を深めることが何よりも必要です。
- 国内の地域間交流については、市民が本市の特性を理解しアイデンティティを確立し、市民生活をより豊かにしていくため、様々な歴史や文化を有する地域との交流を通じ、本市では体験できない環境や文化に直接ふれあえる取組が必要です。

施策の柱と方針

■ 国際交流の推進

◇ 海外の姉妹都市・友好都市との相互交流を通じて、異なる文化や生活習慣に関する市民の理解を深め、草加市国際交流協会などの市民団体と協働し、事業を推進していきます。

■ 地域間交流の推進

◇ 姉妹都市²昭和村との交流活動の情報発信に努め、市民の積極的な参加を促進することにより、姉妹都市と交流を充実させることで、相互理解の充実を図ります。

1: アイデンティティ…自分が自分であると自覚すること、さらには自分の価値が、他者や社会から認められているという感覚

2: 姉妹都市 …………… 文化交流や親善を目的としても結び付いた都市同士のこと。

関連分野別計画等

SDGsとの関連性



草加市未来まちづくり市民会議で出された協働のイメージ

市民の役割	<ul style="list-style-type: none">● 外国籍市民も含め、お互いに文化の多様性について学ぶ● 市や地域が実施する交流活動に積極的に参加する● 外国籍市民などに日本語を教える活動に参加する
地域の役割	<ul style="list-style-type: none">● 地域社会の一員として外国籍市民を受け入れる● 交流イベントの実施など、市外の様々な地域と交流活動を行う
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none">● 市や地域が実施する交流活動に協力する● 市外の事業者と連携した交流イベント等を実施する
行政の役割	<ul style="list-style-type: none">● 姉妹都市の活動など市外の様々な地域と交流する機会をつくる● 様々な文化的な背景を持った市民同士が相互に理解し合えるための支援を行う

※このイメージは各施策における役割分担の一例です。実際の役割分担は、個別施策ごとに関係する各主体の協働の中で決まってくるものと考えます。

INFO

● ～ご存知ですか？ 草加市の姉妹・友好都市～

1. 福島県昭和村

昭和村(福島県大沼郡)は、猪苗代湖の南西に位置する約1,100人(2024年時点)ほどの豊かな自然が息づく山村です。特産品に、からむし(苧麻)の糸で織った「からむし織」製品(着物、小物など)、カスミノウがあります。

2. カーソン市

カーソン市はロサンゼルス郡にある人口約98,000人(2023年時点)の都市で、昭和54年に姉妹都市を提携して以来、青少年使節団の相互派遣(ホームステイを交互に隔年実施)、市民使節団の派遣など、幅広く市民の友好交流事業を行っています。

3. 安陽市

安陽市は中国の内陸部にあり、人口約541万人(2022年時点)の都市です。中国7大古都の一つで、中国古代王朝の一つである殷の時代の遺跡「殷墟」からは、漢字の起源といわれる「甲骨文字」が発掘されています。平成10年に友好都市になりました。



施策 29 人権の尊重

施策の意図

人権尊重の精神を養います。

現状と課題

「人権」とは、人間であるが故に、生まれながらにして当然に有する権利です。人権侵害の大きな要因の一つに「戦争」があります。本市では、その悲惨な体験を二度と繰り返すことのないように、昭和62年（1987年）に「草加市平和都市宣言¹」を行い、平和の大切さを広く訴えるため、毎年、平和を願う市民団体との協働で、講演会、パネル展、映画会などの平和事業を実施してきました。

また、今もなお、様々な人権問題が存在していることから、全ての人々の多様性が尊重され、差別、偏見などによる人権侵害のない社会の実現をめざすため、令和2年（2020年）6月18日に「草加市人権尊重都市宣言²」を制定しました。

- 令和4年（2022年）4月時点において、戦争を知らない戦後生まれの市民が全人口の約9割を占め、平和に対する意識の希薄化が懸念される中、「平和都市宣言」で掲げている世界の恒久平和などの理想の達成と趣旨の普及を図るため、市民団体と連携して講演会やパネル展などを実施する必要があります。
- 様々な人権課題の解決に向けて、「人権尊重都市宣言」の理念にもとづき、人権を侵害しない、人権侵害を絶対に許さない、という確固たる人権意識の醸成・高揚のさらなる推進を図り、一人ひとりが人権共生社会の理念を理解し、意識して行動する必要があります。
- 児童生徒一人ひとりの発達段階に応じた人権を大切にしよう教育を推進し、様々な人権問題に対する理解を深め、自ら解決しようとする児童生徒の育成に向け、子どもたちが主体的に考え行動できる人権教育に取り組む必要があります。また、全ての市民がお互いの人権を尊重しながら、ともに生きていく社会の実現が求められています。
- 男女共同参画社会³の実現に向けて、男女の差別や格差を解消し、家庭・学校・職場・地域などあらゆる場面で、固定的性別役割分担意識の是正、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、配偶者等からの暴力防止等の各種取組を推進する必要があります。
- 外国籍市民を含めた全ての市民が暮らしやすい「多文化共生社会⁴」の実現に向けたまちづくりを推進する必要があります。

施策の柱と方針

■ 平和への貢献

◆ 「平和都市宣言」の趣旨の普及を図るため、講演会等の各種事業を実施し、テーマや内容を

1: 草加市平和都市宣言 ……世界の恒久平和と国際協調の理想の達成をめざすため、昭和62年（1987年）に行った宣言

2: 草加市人権尊重都市宣言 ……すべての人々の多様性が尊重され、差別、偏見などによる人権侵害のない社会をめざすため、令和2年（2020年）に行った宣言

3: 男女共同参画社会 ……すべての人が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、それにより均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会のこと。

4: 多文化共生社会 ……国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく社会のこと。

工夫しながら参加しやすい環境づくりを構築します。また、市内在住の中学生を対象に平和に対する理解を深めるため、平和大使派遣事業¹を実施します。

■人権意識の啓発

- ◆人権共生社会の実現に向けて、市民、職員の人権意識の啓発を図るため、講演会や職員研修を実施するとともに、北足立郡市町同和対策推進協議会の各市町と連携し、人権フェスティバル、研修会を開催します。
- ◆地域の中で人権が侵害されないよう配慮するため、法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員による人権相談を実施します。
- ◆性的少数者の困難や生きづらさの軽減につなげるため、パートナーシップ宣誓制度の周知啓発を図るとともに、性の多様性に関する理解の推進に取り組みます。

■人権教育の推進

- ◆学校教育では、自他の大切さを認め合い人権を大切にしよう教育を推進し、子どもの人権擁護の視点に立ち、基本的人権を尊重する意識の醸成・定着・高揚に努めます。
- ◆社会教育では、市民の学習機会の充実に努め、全ての人が相互に存在を認め合い、尊重し合う平和な社会の実現を目指します。

■男女共同参画社会の実現

- ◆男女共同参画社会の実現を図るため、男女共同参画フォーラム等を開催し、テーマや内容を工夫しながら参加しやすい環境づくりを構築します。また、男女共同参画さわやかサロン²において、男女共同参画に関する情報発信や作品展及び講座などを実施します。

■多文化共生社会の実現

- ◆国際相談コーナー³のさらなる充実を図り、外国籍市民への行政サービスなどに関する課題解決に向けて取り組むとともに、国際化を推進しているボランティア団体への支援を行い、多文化共生社会の実現をめざします。

関連分野別計画等

草加市男女共同参画プラン2021
草加市教育振興基本計画

草加市人権施策推進基本方針
草加市生涯学習推進指針

SDGsとの関連性



草加市未来まちづくり市民会議で出された協働のイメージ

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 人権とは何かを学び、他人と自分の人権を尊重する意識を高める ● 一人ひとりの個性や多様性を認める
地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域活動において差別などを行わず、一人ひとりが対等な立場で活動する ● 性別や年齢、障がいの有無、国籍などにこだわらず、互いの意見を尊重し合う
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業活動において差別的な取り扱いをしない
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 人権教育や人権啓発の活動を行う ● 平和都市宣言の趣旨を積極的にPRする ● 男女共同参画社会の形成を積極的に進める

※このイメージは各施策における役割分担の一例です。実際の役割分担は、個別施策ごとに関係する各主体の協働の中で決まってくるものと考えます。

1:平和大使派遣事業 …… 次世代を担う市内在住の中学生を広島に派遣し、被爆関連施設の見学等を行い、平和に対する理解を深める本市の事業

2:男女共同参画さわやかサロン …… 市の男女共同参画を積極的に進めるための男女共同参画活動の拠点

3:国際相談コーナー …… 日本語によるコミュニケーションに支障がある市民の生活適応支援等のための市の窓口

施策 30 学びの成果が発揮される生涯学習社会の推進

施策の意図

市民が自発的意思に基づいて、自己に適した手法・方法を選び、生涯を通じて主体的に学習をするライフスタイルの形成を図ります。

現状と課題

本市では、地域に根ざした生涯学習活動として、平成塾やそうか市民大学などの実施や、獨協大学や上野学園大学短期大学部との連携による講座等を開催するとともに、生涯学習情報提供サイト「マイ・ステージ」を立ち上げ、その周知と内容の充実を図ってきましたが、今後は、学びの成果を活かすための仕組みづくりが課題となっています。

- 多様化・高度化する学習ニーズに的確に対応し、子どもから高齢者まで幅広い世代が主体的・継続的に学習活動を行える環境づくりや、学びの成果を発表できる機会、さらには、その成果を地域社会に還元できる環境を整えていくことが求められています。
- 公民館・文化センターなどは、利用者が安全・安心に利用でき、快適な環境の中で学習できるよう、計画的に修繕などを進めるとともに、有効かつ効果的な施設運営を行っていく必要があります。
- 地域の歴史や文化財の保護・活用を行うとともに、次世代へ適切に文化・歴史における地域的特色を伝えていくことが必要です。また、学校との連携を密にして、子どもたちが郷土の歴史や文化を学ぶ機会を広げていく必要があります。
- 図書館サービスでは、市民ニーズに応じた魅力ある蔵書などの整備を行うとともに、図書館システムに便利な機能を取り入れ、効果的・効率的にサービスを提供する必要があります。また、身近なテーマに沿った課題解決支援サービスと、レファレンスサービス¹を連動させるなど、市民に役立つサービスを提供する必要があります。

施策の柱と方針

■ 生涯を通じた多様な学習機会の充実

- ◇ 市民一人ひとりのライフステージに応じた多様な学習情報や様々な手法による学習機会を提供するとともに、他施策との連携を図る中で、習得した技能や知識を地域の子どもたちを含めた人々の自己実現や地域づくりに還元していくことを目指します。

■公民館・文化センターの整備と生涯学習環境の充実

- ◇公民館・文化センターなどの施設については、「草加市学校施設等長寿命化計画」を踏まえ、大規模改修などの長寿命化対策に取り組みます。
- ◇地域の生涯学習活動の拠点として、地域資源としての、大学、NPO法人、サークルや団体などの学習資源を活用し、市民の学習機会の充実に向けた取組を進めます。

■文化遺産の発掘・保存・活用の計画的、継続的な取組の推進

- ◇「草加市文化財保護指針」にもとづき、本市の文化財の保護のほか、国指定名勝「おくのほそ道の風景地 草加松原」については、周辺環境に配慮しながら、その保存・活用を図り、後世に継承していくとともに、文化財への理解を深めるための取組を進めます。

■読書活動を支える図書館サービスの充実

- ◇図書館サービスでは、市民ニーズに応じた資料の整備や利便性の高いサービスを提供することで、学校・家庭・地域において、市民が読書に親しむ機会を充実させます。読書や図書館の魅力伝える活動を推進するとともに、既存サービスの充実や利用方法の周知により、市民の読書や学びを支援します。

📖 関連分野別計画等

草加市教育振興基本計画

学校施設等長寿命化計画

国指定名勝「おくのほそ道の風景地 草加松原」保存活用計画

草加市文化財保護指針

草加市生涯学習推進指針

草加市子ども読書活動推進計画

📖 SDGsとの関連性



草加市未来まちづくり市民会議で出された協働のイメージ

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 生涯を通じて学ぶ意欲を持ち、学習活動に取り組む ● 生涯学習で学んだことを地域やまちづくりに活かしていく ● 子どもたちが学び続ける意欲を持ち続けられるよう興味を喚起する
地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の歴史や文化を子どもたちに継承する ● 高年者の知識や技能を子どもたちに伝える
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 工場見学や様々な体験などの場を提供する ● 企業のノウハウや技術を市民の生涯学習に活かしていく ● 大学が持つ資源を生涯学習活動に活かす
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 生涯学習講座などの学ぶ機会や図書館、公民館などの学びの場を充実させる ● 市の文化遺産を守り、後世に継承する

※このイメージは各施策における役割分担の一例です。実際の役割分担は、個別施策ごとに関係する各主体の協働の中で決まってくるものと考えます。

施策の意図

草加らしい文化を創造します。

現状と課題

本市では、次世代に本市の文化を継承し、総合的に文化芸術活動を推進していく市としての姿勢を明確化することを背景とし、市民の生きがいづくりや自己実現を支援し、心豊かな市民生活と、魅力ある地域社会を実現することをめざし、「草加市文化芸術振興条例」を制定しています。

- 文化芸術の振興に当たっては、全ての市民及び地域団体等が、年齢、障がいの有無、国籍等にかかわらず、等しく文化芸術を鑑賞し、参加及び創造することができる環境を整備する必要があります。
- 文化施設について、市民の文化芸術活動の拠点であるため、関係者との協議を進めながら適切な維持管理を行う必要があります。

施策の柱と方針

■文化芸術の振興

- ◇おくのほそ道のゆかりなど、草加の歴史を尊重し、草加に息づくにぎわいと活気にあふれた文化芸術の特色や文化芸術資源の継承、保護、活用などの取組を通じて、草加らしい文化芸術の振興を推進していきます。
- ◇市、市民及び地域団体等が協働し、市民の文化芸術活動の発表の場の創出などにより、文化芸術の向上及び発展を支援します。

■文化施設の適切な管理の推進

- ◇文化会館やアコスホールは、芸術や文化に触れる場として、また市民の文化芸術活動の拠点として機能するよう、適切な施設の管理運営を行います。

関連分野別計画等

草加市公共施設等総合管理計画

SDGsとの関連性



草加市未来まちづくり市民会議で出された協働のイメージ

市民の役割	<ul style="list-style-type: none">● 市の歴史や伝統文化などに親しむ● 文化芸術などに親しむ
地域の役割	<ul style="list-style-type: none">● 地域の歴史や文化などを守り、継承する活動を行う
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none">● 文化芸術活動に対する支援を行う● 地場産業の職人技をイベントで披露するなどの協力をする
行政の役割	<ul style="list-style-type: none">● 文化芸術を学ぶ機会や文化芸術活動を行う場を整備する● 市内の文化団体の育成を積極的に進める

※このイメージは各施策における役割分担の一例です。実際の役割分担は、個別施策ごとに関係する各主体の協働の中で決まってくるものと考えます。

INFO

● ～草加と『おくのほそ道』～

草加市は、俳人松尾芭蕉が『おくのほそ道』の旅の冒頭に訪れ、「其日漸早（草）加と云宿にたどり着にけり」という言葉を残した歴史ある宿場町です。

元禄2（1689）年3月27日、46歳の芭蕉は、奥州に向けて江戸深川を発ち、千住で見送りの人々に別れを告げ、門人の河合曾良とともに、日数にして約5か月、総移動距離2,400kmの長きにわたる旅へ出ました。いまなお草加市には、芭蕉が歩いた草加宿、そして舟が行き交った綾瀬川の面影が、草加松原をはじめとする市内各所に息づいています。



● ～国指定名勝『草加松原』～

草加松原は江戸時代の初期、草加宿開宿時、または綾瀬川改修時に松が植えられたとの伝承が残されています。

それから長い年月を経て、昭和40年代には環境の変化により60本程度にまで減少してしまいましたが、昭和50年代に市の有志たちが松の捕植を行ったことをきっかけに、老木の手入れや若木の捕植が続けられ、現在のような松並木として回復しました。

平成26年（2014年）3月18日、草加松原は『おくのほそ道』に関連する名勝地のひとつとして、国指定名勝へと指定されました。



施策の意図

だれもが、いつでも どこでも いつまでも スポーツに取り組める環境をつくれます。

現状と課題

本市では、スポーツに取り組みたいと考えている人に比べ、実際にスポーツに取り組んでいる市民の割合が低い状況です。子どもと高年者を中心に、運動をする人とならない人の差が広がり、特に、子どもの体力は低下傾向にあります。さらに、多忙化、生活習慣の多様化、運動をする人とならない人の二極化など、社会情勢の変化を適切にとらえる必要があります。

- 市内にはスポーツ団体数に対して体育施設が少ないため、活動の場の確保が必要であるとともに、既存体育施設の老朽化も著しいため、適切な施設の改修・修繕が必要です。
- 新型コロナウイルス感染症対策を行いながら市民ニーズに合ったイベント・大会・教室等の企画・開催を行っていくことが必要です。
- スポーツ団体の活動の場を確保するとともに、地域交流を深め、地域コミュニティの強化を図るための機会の充実が必要です。
- スポーツ協会加盟団体をはじめとする社会体育団体では、高齢化により存続が危ぶまれる団体があることや、スポーツ推進委員を含めたスポーツ指導者についても高齢化傾向にあり指導者のなり手がみつからないといった現状があることから、各団体と連携しながら育成・支援することが必要です。
- ふだん運動習慣のない人たちに、運動を楽しみながら継続してもらえるように、スポーツを通じた健康づくりを目指したスポーツ教室を開催するとともに、広報・周知や効率的かつ効果的な事業展開が必要です。

施策の柱と方針

■生涯スポーツの推進

- ◇老朽化している施設の改修・修繕を検討するとともに、施設の管理については、官民連携により、施設の利便性の向上や施設管理コストの削減を図るなど、適正な管理を進めます。
- ◇市民のスポーツに対する関心を高めていながら、草加市スポーツ協会と連携し、市民ニーズに合ったイベント・大会・教室等を開催し、しっかりと周知し、より多くの方に体を動かしていただけるよう取り組みます。

■地域におけるスポーツ活動の推進

- ◆学校体育施設、地域グラウンドを開放し、地域スポーツの拠点とするとともに、スポーツ推進委員¹、スポーツ協会加盟団体、学校開放利用団体等各団体と連携し地域コミュニティを活用したスポーツ活動の推進を図ります。
- ◆市民のスポーツ活動を推進する社会体育団体に対して適正な育成・支援を実施します。また、市民に身近な場所で推進する地域スポーツをさらに振興できるように、スポーツ推進委員を中心としたスポーツリーダーやスポーツボランティアの発掘・育成・支援に取り組みます。

■スポーツを通じた健康づくりの推進

- ◆スポーツを通じた健康づくりにより、ウォーキングやラジオ体操など、身近な場所で気軽に取り組める運動の普及に努め、高年者や運動習慣のない方に体を動かしていただき、スポーツを習慣にしていだけるように取り組みます。

📖 関連分野別計画等

草加市スポーツ推進基本方針
草加市スポーツ施設整備計画
草加市公共施設等総合管理計画

📖 SDGsとの関連性



草加市未来まちづくり市民会議で出された協働のイメージ

市民の役割	● 健康の維持増進について意識し、積極的にスポーツに取り組む
地域の役割	● 健康づくりのための体操やスポーツ大会の開催などに地域で取り組む
事業者の役割	● 事業者として市民が多様なスポーツのできる場や機会を提供する ● 市や地域が実施するスポーツ振興のための活動に協力する
行政の役割	● 市民が多様なスポーツのできる場や機会を提供する ● スポーツ振興を担う人材を育成する

※このイメージは各施策における役割分担の一例です。実際の役割分担は、個別施策ごとに関係する各主体の協働の中で決まってくるものと考えます。

1:スポーツ推進委員 … 市民の健康増進や体力向上、また地域スポーツの促進を図るため、スポーツの推進に深い関心と理解を持ち、かつ、熱意のある人をスポーツ推進委員として本市で委嘱を受けている方(非常勤職員)のこと。

施策の意図

運動や食事等の生活習慣の改善、疾病の予防・早期発見などを通して、市民の心と体の健康づくりを促進します。

現状と課題

保健・医療を取り巻く環境は大きく変化し、市民ニーズもますます高度化、多様化しています。急速な少子高齢化の進展や生活習慣病の増加などに伴い、健康寿命の延伸のため、特定健診¹やがん検診等の受診促進のほか、運動や食生活といった生活習慣の改善支援など、生活習慣病²を予防する取組が重要となっています。

- 市民自らが健康づくりに取り組めるよう、健康づくりへの意識啓発を推進します。また、子どもから高齢者まで生涯にわたって健やかな食生活を送ることができるよう、食育の重要性と具体的な食や栄養に関する啓発を行うとともに、だれもが心穏やかで豊かに生活できるよう、保健、医療、福祉、教育、労働、その他の関係施策との有機的な連携を図り、心の健康に関する知識の普及啓発等を行います。
- 適切な健診（検診）の実施とあわせて受診の周知や勧奨を行い、さらなる受診率の向上に向けた取組が必要です。
- 生活習慣の改善指導、健康教室、健康相談等の実施により、生活習慣病予防や重症化予防など、一人ひとりの健康状態に合わせた医療や保健指導などにつなげられる取組が必要です。
- 子どもたちが健やかに成長・発達するとともに、安心して妊娠、出産、子育てをできるよう、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。
- 感染状況に応じたワクチン接種体制の確保及び地域医療体制を支援するとともに、実施医療機関との連携や個別通知等の周知を行う等、感染症予防に向けた予防接種率の向上が必要です。

施策の柱と方針

生涯にわたる健康づくりの推進

- ◇疾病の早期発見・治療のため各種健診（検診）を実施するとともに、受診のさらなる周知や勧奨を実施します。
- ◇健康的な生活習慣への意識を高め実践に結び付けていくため、健康教育・健康相談等の充実を図り、市民自らが健康づくりに取り組めるよう、運動、食事等の体の健康づくりを推進します。また、自殺予防につなげていくため、世代や個々の環境に応じた情報発信の工夫等を

1:特定健診……生活習慣病の予防のために、対象者(40歳～74歳)の方にメタボリックシンドロームに着目した健診のこと。

2:生活習慣病…食事や運動、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が深く関与し、それらが発症の要因となる疾患の総称

行い、関係機関と連携を図りながら、心の健康づくりへの意識啓発を推進します。

■妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の充実

◆子育て世代包括支援センター”妊娠出産相談室「ぽかぽか」¹”における相談や、乳幼児相談等の機会を通じて、相談者に寄り添い、関係機関と連携を図りながら、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援として「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に行います。

◆子どもの健やかな成長、発達の支援として、充実した乳幼児健診等を実施します。

■感染症対策の充実

◆各種予防接種を円滑に実施するため、実施医療機関との連携や個別通知等の周知を行う等、予防接種率の向上を図り、感染症予防に努めます。

◆新型コロナウイルス感染症等の状況に応じた地域医療体制の支援、感染拡大防止を目的とした市民への啓発等を行います。

■国民健康保険加入者の健康づくりの推進

◆特定健診対象者のうち特に40代～50代の受診率が他の世代と比べて低い状況のため、若い世代の受診率が向上するよう、現状を把握し、他の市町村の受診勧奨通知の方法なども調査するとともに、独自の勧奨方法を構築します。

■後期高齢者医療加入者の健康づくりの推進

◆後期高齢者健康診査²を実施し、対象者全員への受診券の送付、広報等への掲載を行い、自身の健康状態への関心を高めるよう健康診査実施の周知や健診後の保健指導を介護予防と一体的に行います。

📁 関連分野別計画等

そうか みんなで 健康づくり計画

📁 SDGsとの関連性



草加市未来まちづくり市民会議で出された協働のイメージ

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 栄養・休養・睡眠・運動に留意して健康寿命を伸ばすよう努力する ● 健康診断を受診し、自分の健康状態をチェックする
地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者などが地域で集まれる場を設け、高齢者が外出する機会をつくる ● 健康づくりのための体操など、地域で取り組める健康づくり活動に取り組む
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 心身両面での健康を保つことができるようにするため職場環境を良好に保つ
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 積極的に情報提供をし、各種検診などへの参加を促す ● 健康の維持増進に向けた健康指導や健康教育などを行う ● 運動のしやすい環境を整備する（歩きやすい道・安全な道）

※このイメージは各施策における役割分担の一例です。実際の役割分担は、個別施策ごとに関係する各主体の協働の中で決まってくるものと考えます。

1:妊娠出産相談室「ぽかぽか」…本市が、妊娠期から安心して過ごせるようにサポートさせていただくため、妊娠・出産・子育てに関する疑問や不安などを相談できる場所として設置
 2:後期高齢者健康診査 ……フレイル(年をとって心身のさまざまな機能や活力が低下した状態)や、生活習慣病の早期発見および重症化予防を目的とするための健康診査のこと。

施策の意図

安全で安心な医療環境の実現をめざします。

現状と課題

市民が医療に関し不安なく生活するためには、必要なときに、住みなれた地域で、症状に応じた医療が受けられる体制が確保されなければなりません。

しかし、少子高齢化の急速な進展や、医療ニーズの多様化などにより、医療を取り巻く環境は常に変化をするため、一次医療¹を担う地域医療機関との連携の重要性が増すとともに、大規模災害等に対応する医療機能も強く求められています。

- だれもが必要な時に、症状に応じた適切な医療を受け、医療に関し不安なく生活できるよう、さらなる地域医療体制²の充実を図ります。
- 夜間や休日の救急医療体制、健康・医療に関する情報、医療機関の機能に応じた役割などの情報を市民に発信し、適切な受診方法の啓発及びかかりつけ医の普及・定着を図ります。
- 市内唯一の二次医療機関³として市立病院の医療提供体制の充実を図るため、医師や看護師等の医療従事者の計画的な採用、設備や医療機器の更新を順次行うとともに、新たな感染症や大規模災害に柔軟に対応していくため、近隣市の病院や地域医療機関及び関係機関等と連携し、ネットワーク化を図っていく必要があります。

施策の柱と方針

■ 地域医療体制の推進

◇ 草加八潮医師会、草加市歯科医師会、草加市薬剤師会と連携して、休日当番医制事業や子ども急病夜間クリニックの運営を行い、地域における医療体制の充実を図ります。

■ 医療・健康情報の発信

◇ 休日当番医や子ども急病夜間クリニックの情報や、医療機関の機能に応じた役割を市民に情報提供し、かかりつけ医（一次医療）、二次医療の適切な利用が浸透するよう普及・啓発活動に努めます。

■ 市立病院の健全な運営の推進

◇ 市立病院は健全な運営を推進するため、二次医療機関として救急医療や高度医療を提供しつつ、収支の改善を図ります

1: 一次医療 …… 風邪や腹痛など日常的な疾病を対象とし、それらに対応する地域の診療所やクリニックのこと。

2: 地域医療体制 …… 市民が医療に関し不安なく生活し、住み慣れた地域で必要な医療を受けられる体制

3: 二次医療機関 …… 一次医療機関である「かかりつけ医」から紹介を受けた、検査が必要な人、急を要する人、症状が重い人の診療や手術等を行う医療機関のこと。

関連分野別計画等

そうか みんなで 健康づくり計画
草加市立病院経営強化プラン

SDGsとの関連性



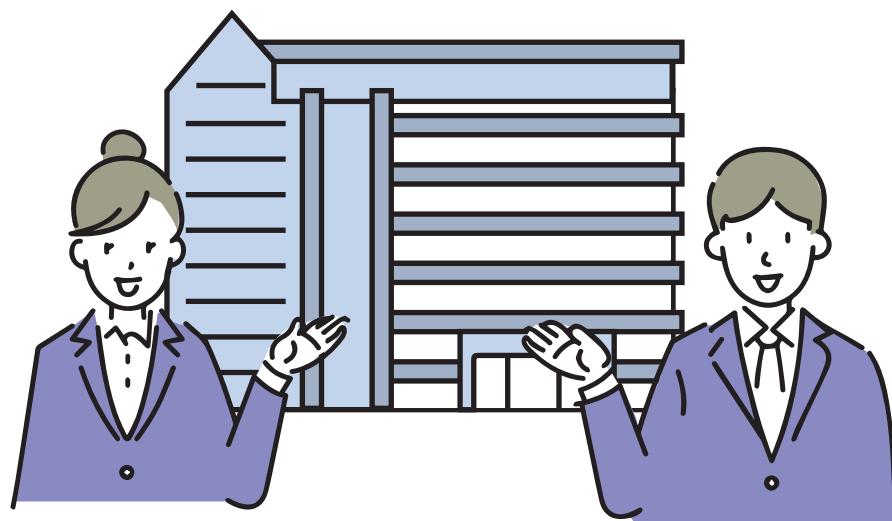
草加市未来まちづくり市民会議で出された協働のイメージ

市民の役割	<ul style="list-style-type: none">● 健康の維持増進に努める● 早めに医療機関にかかり、医療費がかからないように努める
地域の役割	<ul style="list-style-type: none">● 救急車を呼んだときなどに役立つ本人の持病などの情報共有を、可能な範囲で地域ぐるみで進める
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none">● 市民の健康増進に向けた指導や情報提供を行う● かかりつけ医などが適切に医療サービスを提供する● 相談窓口を充実させる
行政の役割	<ul style="list-style-type: none">● 市立病院を適切に運営し、市民のニーズに応える● 地域医療、救急医療のサービス向上に向けて関係機関等との連携を強化する● 電話相談の充実など、家庭でも体調の悪化等に対応できる体制を整える

※このイメージは各施策における役割分担の一例です。実際の役割分担は、個別施策ごとに関係する各主体の協働の中で決まってくるものと考えます。



地域経営を 進める市役所



施策 35 市民とともに考え行動する職員の育成

施策の意図

プロ意識を持った、市民とともに考え行動する職員を育成します。

現状と課題

本市では、「草加市みんなでまちづくり自治基本条例」による、本市独自の市民と行政との協働によるまちづくりを進めるため、草加の未来を思い、意識・能力・知識を職員同士で高め合い、自ら考え行動する職員を育成していく必要があり、引き続き組織目標達成のため、優秀な人材の確保を図るとともに、人材育成システムの活用や研修を通じて、職員一人ひとりの生産性を向上させていくことが不可欠です。

- 人口減少・少子高齢化による労働力不足の中、複雑・多様化する行政需要への対応や、定年等による職員の退職補充を図るための人材確保が困難なため、「選ばれる組織」となるよう魅力発信をしていく必要があります。
- 職員一人ひとりが意欲を持って、その能力を十分に発揮していくために、引き続き業務改善等を行うことで超過勤務を抑制し、効率のよい働き方を推進するとともに、「仕事と生活との調和（ワーク・ライフ・バランス）¹」等、職員の意識・価値観の多様化に配慮した「働き方改革」を推進する必要があります。
- 管理職の職員が中心となって、業務マネジメントはもちろん、職員のエンゲージメント²の向上などの人材マネジメントについても力を発揮し、同じ目標に向かってチームで取り組んでいくことで、働くことの充実感や満足感を感じながら成長できる、モチベーションの高い職場づくりをする必要があります。
- 職員一人ひとりが能力を発揮できる人員配置及び人材育成をしていくために、職歴、研修歴、本人の能力、資格情報、将来のキャリアビジョン及び人事評価結果といった人事情報の活用を図る必要があります。

施策の柱と方針

職員人材育成の充実

- ◆組織の活力を高め、職員一人ひとりの個性を重視した長期的・総合的な人材育成のために研修の実施及び自己啓発の支援を図ります。

1:仕事と生活との調和(ワーク・ライフ・バランス) …個々人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

2:エンゲージメント …組織への愛着や仕事へのやりがい。

◆研修等を通じて管理職の職場のマネジメント力（意識）の向上を図ります。

■職員人事制度の充実

- ◆職歴、研修歴、本人の能力、資格情報、将来のキャリアビジョン及び人事評価結果といった人事情報の活用を図ります。
- ◆職員からの相談への対応体制を充実します。

📖 関連分野別計画等

草加市定員管理方針

📖 SDGsとの関連性



INFO

●人材育成の「4つの視点」

本市では、「快適都市 草加」の実現のために、研修の基本方針を策定し、次の4つの視点から人材育成の充実を図っています。

視点① 業務知識・実務能力の開発と継続的な育成

行政課題が複雑化・高度化するなかで、市民から信頼される行政運営を実現するには、業務知識・実務能力を着実に定着することが不可欠です。とりわけ、業務に従事する職員が、業務知識・実務能力を十分に備えることで、仕事に対する安心感・納得感を生み、草加市役所全体に対する市民の信頼を生むことにつながります。そのため、本市職員が身に付けておくべき業務知識・実務能力の開発と継続的な育成を進めます。

視点② 職員年齢構成の変化に応じた職員の育成

大量退職・採用により職員年齢構成が大きく変化しつつあることから、経験の少ない若年層の力を高める取組を進めることが、組織の力を高める上で重要になっています。そのため、職員年齢構成の変化に応じた職員の育成、特に若手職員の育成を進めます。

視点③ 日常業務のなかで人を育て・学びあうこと（OJT）を中心に据えた育成

日常業務のなかで上司が部下を指導・育成するのみならず、職員が互いに学びあうこと（OJT）を人材育成の中心に据え、職場外研修等（OFF-JT）と関連づけながら、人材育成を進めます。

視点④ 人材育成システム（人事評価）と研修の効果的な連携を通じた育成

人材育成システム（人事評価）と研修は、職員一人ひとりの成長を促す仕組みであることから、相互に生かしあうことで、人材育成の効果を高めることにつながります。そのため、人材育成システム（人事評価）と研修を相互に関連づけながら、人材育成を進めます。



施策 36 市民参画制度の推進

施策の意図

市民に開かれた市役所を確立します。

現状と課題

本市は、まちづくりの方向性として、市民とのパートナーシップを掲げる中で、平成16年（2004年）6月に制定された「草加市みんなでまちづくり自治基本条例」によって、説明責任・応答責任、パブリックコメント¹、審議会委員の公募などが規定され、市民参画や協働が制度的に明確化されています。

- 市長へのEメール、手紙や陳情・要望、2年に1度実施する市民アンケートなどの広聴活動を実施し、幅広く市民の声を伺い、その結果を市政に反映していくことが求められています。
- 「草加市みんなでまちづくり自治基本条例」の理念の実現に向けたパートナーシップによるまちづくりを進めるため、明確化された市民の参画や協働の制度について、ホームページをはじめ、様々な媒体を通じて、周知等を行う必要があります。

施策の柱と方針

■市民参画制度の充実

- ◆市長への手紙、市長へのEメール、陳情・要望、草加市民アンケート（隔年実施）などの様々な広聴活動を通じて幅広く市民の声を伺い、市政に反映します。
- ◆「草加市みんなでまちづくり自治基本条例」の理念や規定等を踏まえ、説明責任・応答責任を果たしながら、パブリックコメント、審議会委員の公募などを通じて、より幅広い市民参画に向けた仕組みの整備充実を図るとともに、その周知に努めます。

1:パブリックコメント…市が基本的な政策等の策定を行う場合に、事前にその案を公表して市民の皆さんからの意見等を募集し、寄せられた意見等を考慮して市が最終的な意思決定を行う一連の手続のこと。

関連分野別計画等

—

SDGsとの関連性



INFO

●パブリックコメントの一例と市民から意見を募集した期間

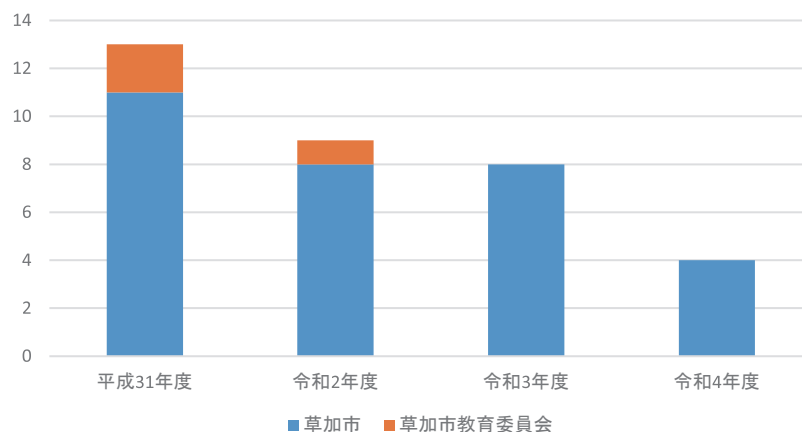
【草加市】

- ・草加市こどもプラン：令和元年12月20日から令和2年1月20日まで
- ・第八次草加市高年者プラン：令和2年12月21日から令和3年1月20日まで
- ・草加市国土強靱化地域計画：令和4年2月7日から令和4年3月8日まで
- ・草加市個人情報保護法施行条例：令和4年9月20日から令和4年10月19日まで
- ・草加市公共施設等総合管理計画：令和5年2月5日から令和5年3月6日まで など

【草加市教育委員会】

- ・第三次草加市教育振興基本計画：平成31年12月20日～令和2年1月20日
- ・草加市学校施設等長寿命化計画：令和2年12月21日～令和3年1月20日 など

パブリックコメントの年度別件数の推移(単位:件)



●出前講座

出前講座は、市民の皆様には市政や市の事業に理解を深めていただきたい、耳寄りな情報をお伝えしたいという思いから生まれた取組で、市職員が地域に出向き、市役所で行われている様々な事業等について説明を行うものです。

講座メニューには、「役所のしごと」

「健康と福祉」「社会保障」「教育」

「まちづくり」「くらし」「環境」など、

市民の皆様のくらしに役立つ情報や市が取り組んでいる事業に関するテーマを用意しています。



施策 37 社会ニーズへの的確な対応

施策の意図

社会ニーズに対応した市民サービスの充実を図ります。

現状と課題

国では、行政サービスの電子化の遅れやマイナンバーカードの普及を進める中、令和3年（2021年）にデジタル庁を発足しました。また、新型コロナウイルス感染症の流行によって外出行動の抑制など市民生活も大きく変化し、デジタル活用が広がることとなりました。

- 行政手続のデジタル化に向けたシステム改修等がはじまっていますが、引き続きシステム改修に向けた対応が増えると予想されます。また、改修を終え、デジタル化する手続の運用について、市民への周知や、デジタル化に不安のある市民への対応などが必要となります。
- 平成27年度（2015年度）から平成28年度（2016年度）に約2万4千枚、令和2年度（2020年度）後期から令和3年度（2021年度）にかけて約5万4千枚の交付を行ったマイナンバーカードについて、交付後の更新は10年後、電子証明書の更新は5年後に手続が必要になります。そのため、令和7年度（2025年度）後期から令和8年度（2026年度）にかけて、体制を整える必要があります。
- 様々な地域の課題に対して、庁内の各組織が効果的に業務を遂行できるよう、組織の整備等を定期的に行うことが必要です。

施策の柱と方針

■ 窓口サービスの充実

- ◇ 行政手続のデジタル化について、関係省庁からの提示やアドバイス、国などの交付金等を活用するとともに、対応する職員に十分な研修を実施し、窓口サービスのさらなる充実に向けた取組を推進します。
- ◇ マイナンバーカードの交付状況により、カードや電子証明の更新の時期を考慮した窓口の体制づくりが必要になることから、電子証明書の更新等に係る業務委託の活用を検討します。

■ 組織の整備

- ◇ 社会ニーズに的確に対応するとともに、市民との協働をより深め、市民サービスの向上を図るために、組織横断的かつ庁内連携を強めることのできる組織づくりに努めます。

関連分野別計画等

草加市職員定員管理方針

SDGsとの関連性



INFO

●コンビニ交付をご利用ください

マイナンバーカード(個人番号カード)を利用して、全国のコンビニエンスストア等で草加市の証明書が取得できます。

【証明書等の種類と取得できる証明書】

証明書の種類	取得できる人	
住民票の写し	カード所有者本人の分 または同一世帯員の分	草加市に住民登録がある人
住民票記載事項証明書		
印鑑登録証明書	カード所有者本人の分	草加市で印鑑登録をしている人
戸籍謄本 (戸籍全部事項証明書)	カード所有者本人の現在の分	草加市に本籍がある人 ※市外にお住まいの方は「利用登録 申請」が必要
戸籍抄本 (戸籍個人事項証明書)	カード所有者本人の現在の分 または同籍者の現在の分	
附票の写し	カード所有者本人の現在の分 または同籍者の現在の分	
課税・非課税証明書	カード所有者本人の直近5年度分	取得したい証明書の年の1月1日から 現在まで草加市に住民登録がある人
所得証明書		
納税証明書	カード所有者本人の最新年度 および過去3年度分の市県民税	取得したい証明書の年の1月1日から 現在まで草加市に住民登録がある人

【利用できる時間】

毎日午前6時30分から午後11時(年末年始・メンテナンス時を除く)

注：戸籍謄本・抄本及び附票の写しは、平日午前9時から午後5時

【利用できる店舗】

コンビニ等店舗数：全国約56,000店舗（2023年9月末現在）

詳しくは、下記URLからお願いします。

<https://www.city.soka.saitama.jp/cont/s1703/010/010/PAGE0000000000000064025.html>

施策 38 市役所の情報化の推進

施策の意図

市役所の情報化を進め、市民の利便性向上と市民サービスにおける課題の解決、市の業務における生産性向上を図ります。

現状と課題

インターネットやスマートフォンに代表されるICT（情報通信技術）の急速な進歩と普及は、新型コロナウイルス感染症の影響も加わり、市民生活や事業活動、行政サービスなど地域社会に大きな変化をもたらしています。

- ICTを使える人と使えない人の間に生じる格差、いわゆるデジタルデバイド¹に配慮しながら、デジタル技術²で市民サービスをどのように進化させていくかが課題です。
- 少子高齢化に伴う労働力の不足が、今後、さらに大きな課題になってきますので、デジタル技術を活用し、職員の生産性の向上を図るとともに、高いレベルで情報セキュリティを保つことが重要となります。

施策の柱と方針

■ 市民の利便性の向上

- ◇ デジタルデバイドが生じないように、だれもが恩恵を受けられるサービスをめざすとともに、サービスに適合できるように手順を変えていくといった手法も含めて検討や取組を進めます。

■ 職員の生産性の向上

- ◇ デジタル技術で、市の業務の生産性向上を進めていくには、市全体として効果を生むような取組が効果的であるため、幅広い業務で活用できるデジタル技術を取り入れていきます。
- ◇ コストを抑えつつ情報セキュリティの向上を図るため、システムやネットワークが複雑にならないよう、整理や分離を進めます。

1: デジタルデバイド … インターネットやパソコン、スマートフォン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。

2: デジタル技術 …… AI (Artificial Intelligence: 人工知能)、IoT (Internet of Things: あらゆるものがインターネットにつながる仕組み)、ロボット等の先端技術のこと。

関連分野別計画等

—

SDGsとの関連性



INFO

● マイナポータル

マイナポータルは、政府が運営するオンラインサービスです。

自分の所得・地方税、行政サービスに関するお知らせなど、必要な情報をいつでも確認できます。また、地方公共団体が提供しているサービスをお手元のパソコンやスマートフォンで簡単に検索できます。

【主なサービス】

自己情報表示	行政機関などが保有する自分の特定個人情報を確認することができます。
情報提供等記録表示 (やりとり履歴)	自分の特定個人情報を、行政機関同士がやりとりした履歴を確認することができます。
お知らせ機能	自分に合った行政サービスに関するお知らせを受信することができます。
ぴったりサービス (サービス検索機能)	地方公共団体が提供している子育てなどに関するサービスを検索することができます。

【利用に必要なもの】

- ・「パソコン（インターネットに接続されたもの）＋ ICカードリーダーライター」または「カード読み取りに対応したスマートフォン」
- ・マイナンバーカード（顔写真付きの樹脂製カード）

詳しくは、下記URLからお願いします。
<https://myna.go.jp/beta/>



施策 39 市政の透明性・公平性の充実

施策の意図

市の価値・資源を正しく情報発信することで、開かれた市政を推進します。

現状と課題

パートナーシップによるまちづくりにおいては、同じ情報を共有し、同じ認識に立つてこそ、同じ目標に向けて取組を進めることができます。本市では、「草加市みんなでまちづくり自治基本条例」によって、説明責任・応答責任、情報の公開と共有などが制度化されています。

- 情報種やターゲット層ごとに最適な情報発信方法を確立し、それらの媒体を通じて発信した情報が市民に正確に伝わったか、伝わった情報が市民にとって効果的であったかを把握し、情報発信手法に反映させていく必要があります。
- 情報公開・個人情報開示の請求が年々増えている状況であり、引き続き適正な制度の運用が必要です。

施策の柱と方針

■ 情報発信の充実

- ◇ 様々な媒体を活用して、市民に必要な情報を正確かつタイムリーに発信するとともに、市民との双方向コミュニケーションの仕組みを構築していきます。
- ◇ 各種アンケートや市への問い合わせメールなどから、市民の関心事や、情報の伝達度を捕捉することで、市が発信した情報が市民と共有できているかの見える化を進めます。

■ 市政の透明性・公平性の充実

- ◇ 情報公開制度・個人情報保護制度に係る事務を適正に行います。

関連分野別計画等

—

SDGsとの関連性



INFO

● ～草加市みんなでまちづくり自治基本条例～

・草加市みんなでまちづくり自治基本条例とは

この条例は、草加市のすべての市民の自由と平等と公正を保障する「だれもが幸せなまち」をつくるために制定されました。草加市の市民自治の実現とパートナーシップによるまちづくりを進めるため、市民・市議会・市の三者の関係やそれぞれの役割と責務が定められています。

・どんなことが定められているのか？

草加市の最高規範として、市民自治の実現とパートナーシップによるまちづくりを進めるため、次のような自治の基本原則が定められています。

1. 草加市のまちづくりの基本方針・基本原則
2. 市民の権利・責務
3. 議員の責務・市議会の責務
4. 市長の責務・市の責務
5. 市政運営
6. まちづくりの環境整備
7. まちづくりの参画手続
8. 住民投票
9. 条例の検証



・現在の主な取組

条例に基づき、市民活動の拠点として市民活動センターを開設し、NPOや地域のまちづくりを進めるための手法、他市の参考事例などを紹介する「まちづくり講座」を実施しています。市民活動センターでは、条例の趣旨を子どもたちに理解してもらうために副読本を作成し、市内小学校に配布しています。

また、住みよいまちづくりを目指す市民の皆さんの主体的な活動を応援するため、「ふるさとまちづくり応援基金」により、非営利活動団体やその事業に対する助成を行っています。

さらに、まちづくり登録員制度を設けているほか、市民がまちづくりに参加する仕組みとして、みんなでまちづくり会議の場があります。

施策の意図

中長期的な視点から財政収支を見通し、効果的かつ効率的で安定した行政運営を推進します。

現状と課題

将来的に生産年齢人口の減少が見込まれる中、今後は財源の大幅な増加を期待することは難しい一方、少子高齢化の進行などによる義務的経費¹や、公共施設の老朽化による施設の更新費用が増大することが見込まれることから、限られた財源を適切に配分し、その中で最大限の効果を生み出すことがますます求められています。

- 客観的な視点を持って、魅力的な政策や事業を立案し、ヒト・モノ・カネといった経営資源を適正に配分しながら計画的に推進するとともに、計画の進行管理や政策及び事業の不断の見直しによって、限られた財源の中でも、効率的で効果的な行政サービスが推進できるよう、事業の立案、改善、廃止を進める必要があります。
- 老朽化が進む公共建築物について、公共施設等総合管理計画にもとづき効果的効率的に更新を進めていくため、中長期的な視点で財源を確保していく必要があります。また、全ての市有財産について、効果的効率的に維持管理を行う必要があります。
- 社会保障経費や人件費などの義務的経費の増加が見込まれる中、将来的な財政指標の悪化が懸念される状況にあります。公債費²や公共施設の更新費用の増加などにより、市が持つ各種基金の残高が減少傾向にあることを踏まえ、健全な財政運営と適正な資金管理をめざす必要があります。
- 自主財源である市税収入の安定的な確保は施策の実現に必要不可欠であることから、適切な課税・徴収事務を実施するなど、自主財源の確保をしていく必要があります。
- 工事、製造請負、業務委託及び物品の調達に当たり、競争原理を働かせるとともに、契約の公平性、公正性及び透明性を確保する必要があります。

1: 義務的経費 … 支出が義務付けられ、任意に削減しにくい経費のこと。人件費(職員の給与や手当、議員の報酬) + 扶助費(生活保護や、高齢者・障がい者・児童等の福祉費用) + 公債費(市が借り入れた地方債(借金)の返済)の合計

2: 公債費 … 市が借り入れた市債(借金)の元金や利子の償還金のこと。

施策の柱と方針

■行政マネジメントの推進

- ◇客観的で根拠あるデータを踏まえた社会状況や市民ニーズの変化に対応し、真に必要な政策や事業を立案及び推進ができるよう庁内横断的な体制を展開するとともに、政策や事業の着実な実現に向け、計画的に行政運営を推進します。
- ◇資源を適正に配分し、最小の経費で最大の効果を得られるよう政策や事業に対して、PDCAサイクル¹による不断の見直しを行うことで、効率的で効果的な行政サービスを推進します。

■効果的効率的な資産活用

- ◇老朽化が進む公共建築物の更新に当たっては、中長期的な視点で財源を確保しながら公共施設等総合管理計画にもとづき公共施設の更新を進めます。また、全ての市有財産の維持管理に当たっては、公共施設マネジメントの視点で効果的効率的に行うとともに資産を有効活用し、財源の確保に努めます。

■健全な財政運営の推進

- ◇厳しい財政状況の継続が見込まれることから、中長期的な財政収支の見通しを示すとともに、実質的な財政状況の分析にもとづき、健全な財政運営と資金管理計画に基づく適正な資金管理を行います。
- ◇入札・契約等について、公平性、公正性及び透明性を確保し、市民の信頼に応えられるよう適切に事務の実施に努めます。

■財源の確保

- ◇各種施策を実施するに当たり必要な財源の安定的な確保に向けて、市税収納率の向上に努めるなど、自主財源の確保に努めます。

関連分野別計画等

草加市公共施設等総合管理計画

SDGsとの関連性



1:PDCAサイクル …PLAN(計画)、DO(実施)、CHECK(評価)、ACTION(改善)の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。

施策 41 広域行政・官民連携の推進

施策の意図

他自治体や大学、企業等との連携により効果的な行政サービスを提供します。

現状と課題

交通や通信技術の発達により、市民の日常的な生活範囲は、市の行政区域に関係なく営まれているため、産業の活性化や大規模災害への備え、社会資本の老朽化への対応など、一つの自治体だけでは対応が困難な課題が増えてきています。

- 大規模災害への備えや社会資本の老朽化への対応など、一つの自治体だけでは困難な課題へ対応するため、本市周辺をはじめとした自治体間での連携が必要です。
- 市民ニーズが複雑化・多様化しており、将来都市像を市単独で実現することが困難な中、民間のノウハウや資金等を活用し、官民の相乗効果によって市民サービスを向上させるとともに、その実現に向けた体制整備が必要です。
- 大学が有する知的・人的・物的資産を活用し、幅広い分野における課題解決をめざすとともに、さらなる連携の拡大に向けて調査・研究や教育の場を提供する必要があります。

施策の柱と方針

■広域行政の推進

- ◇草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町の5市1町で構成する埼玉県東南部都市連絡調整会議¹における公共施設の相互利用や広域的な課題に関する調査・研究に取り組みます。
- ◇草加市、川口市、戸田市、蕨市の4市で構成する埼玉県南4市まちづくり協議会²において産業、防災、都市計画、情報などの分野について課題や情報の共有に取り組みます。

■官民連携の推進

- ◇これまで締結した協定に基づく取組をはじめ、民間の知識や経験、資金等を活用する官民連携手法を用い、官民の相乗効果によって様々な分野における効果的・効率的な行政サービスの提供をめざすとともに、社会課題の解決につながる官民連携の推進における体制整備を検討します。

1: 埼玉県東南部都市連絡調整会議 …平成3年(1991年)に草加市・越谷市・八潮市・三郷市・吉川市・松伏町によって埼玉県東南部地域における調和のとれた発展をめざし、広域的な行政課題について調査研究を行い、かつ広域的な連携を図ることを目的として設立

2: 埼玉県南4市まちづくり協議会 …昭和58年(1983年)に川口市、鳩ヶ谷市(当時)、草加市、蕨市、戸田市によって、構成市が力を合わせ、共通する行政課題に取り組み、魅力ある連合都市圏域を作り上げていくことを目標に、埼玉県南5市まちづくり協議会として設立。平成23年(2011年)の川口市と鳩ヶ谷市の合併に伴い、現在の名称に変更

■大学連携の推進

◆大学が有する知的・人的・物的資産を活用し、幅広い分野における課題解決をめざし、さらなる連携の拡大に向けては調査・研究や教育の場を提供するとともに、大学の社会貢献機能の強化に寄与できるよう取組を進めます。

📁 関連分野別計画等

埼玉県南4市まちづくり協議会 広域行政計画
第2次埼玉県東南部都市連絡調整会議 基本方針

📁 SDGsとの関連性



INFO

●官民連携の推進

包括連携協定においては、企業等との連携により、産業・経済、子育て、文化・スポーツなどの様々な分野において、地域の活性化と市民サービスの向上を図ることを目的に取り組んでいます。



草加マルイで出張図書館のイベントを実施



埼玉西武ライオンズによるベースボールクリニック

●大学連携の推進







草加市と獨協大学は、昭和45年の大学公開講座を端緒として連携事業がはじまり、これまで、豊かなまちづくりに向けて、様々な分野での連携が図られてきました。

近年では、草加市に隣接する東京都足立区に文教大学 東京あだちキャンパスが開設され、地域と大学がともに発展できる学園都市としてのまちづくりを進めています。



草加市・獨協大学基本協定変更協定書締結式

(参考) 施策とSDGsの対応表

		 1 貧困をなくそう ①貧困	 2 飢餓をゼロに ②飢餓	 3 すべての人に健康と福祉を ③保健・福祉	 4 質の高い教育をみんなに ④教育	 5 ジェンダー平等を実現しよう ⑤ジェンダー	 6 安全な水とトイレを世界中に ⑥水・衛生
施策1	水環境の保全			●			
施策2	みどりの保全と公園の再生・活性化						
施策3	環境を守り育てる			●			●
施策4	良好なまちづくりの推進	●					
施策5	利用しやすい公共交通網の整備			●			
施策6	安全で快適な道路の整備						
施策7	総合的な治水対策の推進			●	●		●
施策8	交通安全対策の推進						
施策9	危機管理体制の強化						
施策10	地域安全の推進						
施策11	安全・安心な消費生活の推進				●		
施策12	安全で安定した水の供給						●
施策13	安定した汚水処理の推進						●
施策14	地域とともに栄える産業の振興		●	●			
施策15	就労支援・勤労者福祉の推進				●	●	
施策16	おもてなしの心が息づく観光の振興						
施策17	心地よいまちづくりの推進						
施策18	総合的な高齢者施策の推進			●			
施策19	子育て支援の推進	●		●		●	
施策20	幼保小中を一貫した教育の推進				●		
施策21	学校・家庭・地域の連携・協働の推進				●		
施策22	教育環境の整備・充実				●		
施策23	子ども・青少年育成の充実					●	
施策24	市民自治の推進						
施策25	地域福祉の推進	●		●			
施策26	障がい者福祉の推進			●			
施策27	生活保護世帯・生活困窮者の自立支援	●					
施策28	国際交流・地域間交流の推進				●		
施策29	人権の尊重				●	●	
施策30	学びの成果が発揮される生涯学習社会の推進				●		
施策31	草加らしい文化の創造				●		
施策32	スポーツの推進			●		●	
施策33	心と体の健康づくり			●			
施策34	医療環境の充実			●			
施策35	市民とともに考え行動する職員の育成					●	
施策36	市民参画制度の推進						
施策37	社会ニーズへの的確な対応						
施策38	市役所の情報化の推進						
施策39	市政の透明性・公平性の充実						
施策40	計画的で効果的な行政の推進						
施策41	広域行政・官民連携の推進						

7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	10 人や国の不平等 をなくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさを 守ろう	15 陸の豊かさも 守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
⑦エネルギー	⑧成長・雇用	⑨イノベーション	⑩不平等	⑪都市	⑫生産・消費	⑬気候変動	⑭海洋資源	⑮陸上資源	⑯平和	⑰実現手段
				●		●	●	●		●
				●		●		●		●
●				●	●	●	●	●		●
		●		●						●
				●						●
●				●						●
	●	●	●	●	●	●	●	●		●
				●						●
				●		●				●
●					●				●	●
				●			●			
●	●	●		●						●
	●		●							●
	●									●
			●	●						●
				●						●
	●		●	●						●
				●						●
	●		●	●						●
	●		●							●
			●	●						●
			●						●	●
			●						●	●
		●		●						●
				●						●
	●								●	●
			●							●
			●						●	●
●	●			●					●	●
				●						●



III
資料編

草加市振興計画審議会条例

昭和41年10月7日

条例第34号

(設置)

第1条 総合振興計画を策定するため、草加市振興計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(平11条例27・全改)

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合振興計画の策定に関し必要な事項を調査審議する。

(平11条例27・全改)

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市内の公共的団体等の役員及び職員
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 市民

(平11条例27・全改)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平11条例27・追加)

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を掌理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(平11条例27・旧第4条繰下・一部改正)

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平11条例27・一部改正)

(関係者の出席)

第7条 審議会は、所掌事項に関し必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(平11条例27・全改)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平11条例27・一部改正)

附 則(略)

草加市振興計画審議会委員名簿

任期：令和4年11月25日～令和6年11月24日

役職	氏名	選出団体等	備考
会長 職務代理	榎本 武彦	草加市町会連合会	
	森 勇一	草加商工会議所	
	三井 忠	草加市商店連合事業協同組合	
	豊田 林一	草加市農業振興協議会	
	糸 溪文有	草加市社会福祉協議会	
	野上 由理江	草加市PTA連合会	
	浅古 敏雄	草加市文化団体連合会	
	小川 勝	埼玉県宅地建物取引業協会 埼玉東支部	
	木村 功	草加市青少年健全育成市民会議	
会長	石阪 督規	国立大学法人埼玉大学 基盤教育研究センター	
	山田 修嗣	文教大学国際学部国際理解学科	
	大谷 基道	獨協大学法学部総合政策学科	
	延原 弘章	公立大学法人埼玉県立大学 健康開発学科	
	小野 秀樹	公募市民	
	角田 良子	公募市民	

第四次草加市総合振興計画基本計画策定等委員会設置要綱

平成30年5月31日

(設置)

第1条 第四次草加市総合振興計画の基本計画の策定等を行うため、第四次草加市総合振興計画基本計画策定等委員会(以下「策定等委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定等委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総合振興計画基本計画の策定に関すること。
- (2) 総合振興計画に関して必要な事項

(組織)

第3条 策定等委員会は、市長室長、総合政策部長、総務部長、自治文化部長、健康福祉部長、子ども未来部長、市民生活部長、都市整備部長、建設部長、上下水道部長、会計管理者、市立病院事務部長、議会事務局長、教育総務部長及び監査委員事務局長をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 策定等委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、総合政策部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、都市整備部長をもって充てる。
- 4 委員長は、策定等委員会を代表し、会務を掌理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定等委員会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

- 2 委員長は、委員が策定等委員会を欠席する場合には、当該委員の代理者の出席を求めることができる。

(検討委員会)

第6条 総合振興計画基本計画の策定等に係る庁内横断的な課題及び方向性を検討するため、策定等委員会に検討委員会を設置する。

(検討委員会の組織)

第7条 検討委員会は、市長室長、総合政策部副部長、総務部副部長、自治文化部副部長、健康福祉部副部長、子ども未来部副部長、市民生活部副部長、都市整備部副部長、建設部副部長、上下水道部副部長、会計課長、市立病院事務部副部長、議会事務局次長、教育総務部副部長及び監査委員事務局次長をもって組織する。ただし、副部長又は次長の職にある者が複数の場合は、当該部長が指名する者とする。

(検討委員会の会長及び副会長)

第8条 検討委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、総合政策部副部長をもって充てる。
- 3 副会長は、都市整備部副部長をもって充てる。
- 4 会長は、検討委員会を代表し、会務を掌理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(検討委員会の運営)

第9条 検討委員会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 会長は、会員が検討委員会を欠席する場合には、当該会員の代理者の出席を求めることができる。

(検討部会)

第10条 総合振興計画基本計画の策定等に係る専門的事項の検討並びに調査及び研究を行うため、検討委員会に検討部会を設置する。

2 検討部会の名称及び構成は、別表のとおりとし、部会員は、原則として課、室その他の部署の課長補佐級の職員のうちから所属長が指名する者をもって組織する。ただし、課長補佐級の職員がいない部署の場合は、この限りでない。

3 検討部会に部会長及び副部会長を置く。

4 部会長は、部会員の互選による。

5 副部会長は、部会員のうちから部会長が指名する。

6 部会長は、検討部会を代表し、会務を掌理する。

7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

8 検討部会は、部会長が招集し、部会長は、会議の議長となる。

(関係者の出席)

第11条 策定等委員会、検討委員会及び検討部会は、その所掌事務に関し必要と認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第12条 策定等委員会、検討委員会及び検討部会の庶務は、総合政策部総合政策課において処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、策定等委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定等委員会に諮って定める。

附 則(令和5年告示第241号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第10条関係）

部会名	部会員（課長補佐級の職員のうちから所属長が指名する者）
快適環境部会	交通対策課、環境課、廃棄物資源課、都市計画課、開発審査課、建築安全課、みどり公園課、新田駅周辺土地区画整理事務所、建設管理課、河川課、道路整備課、維持補修課、水道総務課、水道営業課、水道工務課、水道施設課、下水道課
安全安心部会	危機管理課、福祉政策課、生活支援課、長寿支援課、介護保険課、障がい福祉課、健康づくり課、保険年金課、新型コロナウイルス対策課、臨時特別給付金室、交通対策課、くらし安全課、経営管理課、施設管理課、医事課、地域医療連携相談室
活気創出部会	産業振興課、都市農業振興課、文化観光課、スポーツ振興課、スポーツ施設整備室、くらし安全課、生涯学習課、中央図書館
地域共生部会	広報課、広聴相談課、人権共生課、みんなでまちづくり課、文化観光課、子育て支援課、子ども育成課、子育て支援センター、保育課、総務企画課、学務課、指導課、教育支援室、子ども教育連携推進室、学校施設課、選挙管理委員会
地域経営部会	秘書課、総合政策課、財政課、資産活用課、情報推進課、公共建築課、庁舎建設室、庶務課、職員課、市民税課、資産税課、納税課、契約課、工事検査課、税外債権管理室、市民課、議会事務局、監査委員事務局

諮問

草 総 第 1 9 5 号
令和4年(2022年)11月25日

草加市振興計画審議会 会長 様

草加市長 山 川 百合子

第四次草加市総合振興計画第三期基本計画の策定について（諮問）

第四次草加市総合振興計画第三期基本計画の策定に当たり、次の事項について諮問します。

1 諮問事項

第四次草加市総合振興計画第三期基本計画の素案の策定について

2 諮問事項に対する説明

本市では、平成28年度（2016年度）から令和17年度（2035年度）までの20年間を計画期間とし、本市の将来都市像である「快適都市」を実現していく基本的な方針となる「第四次草加市総合振興計画基本構想」（以下「基本構想」といいます。）を策定しています。

基本構想では、一期4年の計画期間において、基本構想を実現するための施策を体系化し、方針を定める「基本計画」を策定することとしており、第二期基本計画は令和2年度（2020年度）から4年間の計画期間としています。

第二期基本計画が令和5年度（2023年度）に目標年次を迎えることから、第二期基本計画における成果や課題、社会情勢の変化等を踏まえ、令和6年度（2024年度）を開始年度とする第三期基本計画を新たに策定するに当たり、幅広くご議論をいただきたく、貴審議会のご意見を求めるものです。

答申

草 振 審 第 2 号
令和5年(2023年)4月10日

草加市長 山 川 百合子 様

草加市振興計画審議会
会 長 石 阪 督 規

第四次草加市総合振興計画第三期基本計画の策定等について(答申)

令和4年11月25日付け草総第195号で諮問がありました第四次草加市総合振興計画第三期基本計画の策定等について、当審議会で審議した結果、次のとおり答申をいたします。

別添「第四次草加市総合振興計画基本構想・第三期基本計画(素案)」をもって答申とします。

なお、市は次に述べる意見に配慮して、第四次草加市総合振興計画における、草加のめざす都市像である「快適都市」の実現をめざすようお願いします。

記

- 1 本計画の実施に当たっては、「みんなでまちづくり自治基本条例」に則り、市民自治を原則として、これまで以上に市民、市議会、市が連携し、様々な取組が進められるよう本計画の内容をはじめとした情報公開に努め、広く市民の理解と協力を得ながらパートナーシップによるまちづくりの推進に努めること。
- 2 本計画の推進に当たっては、市を取り巻く環境の変化を適切に捉え、課題に対する十分な分析を行うとともに、進捗管理を適切に実施し、効率的かつ効果的に取組の実施に努めること。
- 3 本計画の計画書及び概要版の作成に当たっては、用語集や注釈をつけるなど分かりやすいものとする一方で、多くの市民と共有できるものとする。

【審議経過】

本審議会は令和4年11月25日に市長から委嘱され、同日、別添のとおり「第四次草加市総合振興計画第三期基本計画の策定について」諮問を受けました。

この諮問内容に基づき、これまで6回の審議会を開催し、計画の体系や各施策について、積極的な審議を行ってきたところです。審議の経過は次のとおりです。

なお、本審議会は、市内の公共的団体等の役員や知識経験を有する者、公募による市民の15人で構成されており、各委員からは日頃培ってきた経験やそれぞれの代表としての視点から、積極的にご意見をいただき、活発な議論を行うことができました。

回	開催日	時間	会場	審議内容
第1回	令和4年 11月25日	19:00～	市役所	・委嘱式、諮問事項について ・第四次草加市総合振興計画第三期基本計画の策定等について ・振興計画審議会の進め方について
第2回	12月22日	19:00～	市役所	・振興計画審議会の進め方について ・各種基礎調査について ・基本構想の修正素案について
第3回	令和5年 1月26日	19:00～	市役所	・第2回草加市振興計画審議会での意見について ・第三期基本計画（個別施策除く）について
第4回	2月16日	19:00～	市役所	・第3回草加市振興計画審議会での意見について ・第三期基本計画（施策1～施策17）について 重点審議：施策2、施策3、施策6、施策9、 施策14
第5回	3月22日	19:00～	市役所	・第4回草加市振興計画審議会での意見について ・第三期基本計画（施策18～施策41）について 重点審議：施策18、施策19、施策29、施策33、 施策41
第6回	4月10日	19:00～	市役所	・第5回草加市振興計画審議会での意見について ・計画全体総括 ・答申案について

策定経過

年月日	内容
令和4年 3月31日	「第四次草加市総合振興計画第三期基本計画策定方針」策定
7月5日 ～7月29日 8月24日 ～9月14日	草加市振興計画審議会委員の公募(2名)
7月20日	第1回第四次草加市総合振興計画基本計画策定等委員会検討委員会
7月21日	第1回第四次草加市総合振興計画基本計画策定等委員会
7月25日	第1回第四次草加市総合振興計画基本計画策定等委員会検討部会
8月22日	ワークショップの開催[みんなでまちづくり会議スピンオフ企画-これからの草加の話をしよう!](1日目)
9月15日	ワークショップの開催[みんなでまちづくり会議スピンオフ企画-これからの草加の話をしよう!](2日目)
9月20日	第2回第四次草加市総合振興計画基本計画策定等委員会検討部会
10月20日	第3回第四次草加市総合振興計画基本計画策定等委員会検討部会
10月28日	第2回第四次草加市総合振興計画基本計画策定等委員会検討委員会
11月11日	第2回第四次草加市総合振興計画基本計画策定等委員会
11月16日	第四次草加市総合振興計画基本計画策定等委員会検討部会ワーキング
11月17日	第四次草加市総合振興計画基本計画策定等委員会検討部会ワーキング
11月25日	草加市振興計画審議会委嘱式
同日	第1回草加市振興計画審議会 市長から第四次草加市総合振興計画第三期基本計画について諮問
12月22日	第2回草加市振興計画審議会

年月日	内容
令和5年 1月18日	第3回第四次草加市総合振興計画基本計画策定等委員会検討委員会
1月23日	第3回第四次草加市総合振興計画基本計画策定等委員会
1月26日	第3回草加市振興計画審議会
2月16日	第4回草加市振興計画審議会
3月22日	第5回草加市振興計画審議会
4月10日	第6回草加市振興計画審議会 会長から第四次草加市総合振興計画第三期基本計画について答申
5月20日 ～6月19日	第四次草加市総合振興計画基本構想〔改訂〕・第三期基本計画（素案） に係るパブリックコメント
8月18日	第四次草加市総合振興計画第三期基本計画（案）策定
8月25日	パブリックコメントに寄せられた意見に対する市の考え方の公表
9月25日	「第四次草加市総合振興計画 第三期基本計画を定めることについて」 の議案が議決で可決
令和6年 4月1日	第四次草加市総合振興計画第三期基本計画がスタート



ワークショップの様子



草加市振興計画審議会答申の様子

草加市みんなでまちづくり自治基本条例

平成16年6月18日
条例第23号

目次

前文

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 基本方針と基本原則(第3条—第5条)
- 第3章 市民の権利と責務(第6条・第7条)
- 第4章 議員と市議会の責務(第8条・第9条)
- 第5章 市長と市の責務(第10条・第11条)
- 第6章 市政運営(第12条—第17条)
- 第7章 まちづくりの環境整備(第18条—第22条)
- 第8章 まちづくりの参画手続(第23条—第26条)
- 第9章 住民投票(第27条・第28条)
- 第10章 条例の検証(第29条)
- 第11章 委任(第30条)

附則

私たち草加市民は、このまちと人を愛し、デモクラシーの精神にのっとり、このまちが「市民の市民による市民のため」の存在であることを自覚し、すべての市民の自由と平等と公正を保障する「だれもが幸せなまち」をつくります。

市民、市議会、市が市民自治を原則として、それぞれが主体的に次代をも見据えたまちづくりを行うため、ここに草加市みんなでまちづくり自治基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、草加市における市民自治の実現とパートナーシップによるまちづくりを進めるため、市民、市議会、市の関係やそれぞれの役割と責務を明らかにし、自治の基本原則を定めることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例で使う言葉の意味は、次のとおりです。

- (1) 市民 草加市に住み、働き、学ぶすべての人や団体、市内に事務所や事業所を有する法人、その他利害関係がある人や団体をいいます。
- (2) 市民自治 市民が主体的にあらゆる課題の解決に向けてともに考え行動することをいいます。
- (3) 参画 市の政策立案から実施、評価までの各段階に市民が主体的に参加することをいいます。
- (4) まちづくり 前文に掲げた理念に基づき、「だれもが幸せなまち」を実現することをいいます。
- (5) パートナーシップ 市民、市議会、市の相互の信頼に基づく対等な関係をいいます。

第2章 基本方針と基本原則

(基本方針)

第3条 市民、市議会、市は、次の基本方針に基づいて、総合的・計画的・民主的にまちづくりに取り組みます。

- (1) すべての市民が参画できるまちづくりを進めます。
- (2) 市民の自立と自律によるまちづくりを進めます。
- (3) 市民主体のまちづくりを進めます。

(パートナーシップによるまちづくりの7つの原則)

第4条 市民、市議会、市は、次の原則に基づいてパートナーシップによるまちづくりを進めます。

- (1) 主体性 主体性に基づいてまちづくりを進めます。
- (2) 対等性 対等の立場に立ってまちづくりに取り組みます。
- (3) 協調性 相手を尊重し、相手の立場や主張について理解します。
- (4) 柔軟性 従来の発想にとらわれることなく、自己改革を進めます。
- (5) 公開性 まちづくりに関する情報を広く公開し、共有します。
- (6) 普遍性 市のすべての施策や事業をパートナーシップの観点から実施します。
- (7) 発展性 従来の関係に安住することなく、さらに新しい関係への発展をめざします。

(条例の位置づけ)

第5条 市議会、市は、この条例を草加市における最高規範とし、他の条例などの制定改廃や計画などの策定を行うときは、この条例の趣旨を尊重します。

第3章 市民の権利と責務

(市民の権利)

第6条 市民は、まちづくりに関して、意見を表明し、提案する権利を有します。

- 2 市民は、お互いを尊重し、思いやる精神を基本として、まちづくりを行う権利を有します。
- 3 市民は、まちづくりに関して、市議会、市の保有する情報を知る権利を有します。
- 4 市民は、行政サービスを等しく受ける権利を有します。

(市民の責務)

第7条 市民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚し、積極的にまちづくりを行うよう努めます。

- 2 市民は、まちづくりを行うに当たり、自らの発言と行動に責任を持ちます。
- 3 市民は、公共の福祉、次世代への負担と市の将来を考え、前条の権利を濫用しません。

第4章 議員と市議会の責務

(議員の責務)

第8条 議員は、すべての市民の代表としての自覚を持ち、審議能力、政策提案能力を高め、常に公益の実現に努めます。

(市議会の責務)

第9条 市議会は、市民の代表として選ばれた議員によって組織された草加市の最高意思決定機関であり、市民の意思が市政に反映されることを念頭において活動します。

- 2 市議会は、行政活動が民主的で効率的に行われているかを調査・監視し、市の政策水準の向上や行政運営の円滑化に努めます。
- 3 市議会は、市民のパートナーとして常に変革に努め、情報の公開と市民の参画を進めます。

第5章 市長と市の責務

(市長の責務)

第10条 市長は、市政の最高責任者であり、全体の奉仕者としての自覚を持ち、公正かつ誠実に市政の執行に当たり、常に市民福祉の向上に努めます。

(市の責務)

第11条 市は、市議会の議決を経て、基本構想とその実現のための基本計画を定め、これに基づいてまちづくりを進めます。

- 2 市は、前項の計画の具体的な実現のために、各分野の基本的な計画を定め、これに基づいてまちづくりを進めます。
- 3 市は、第1項と第2項の構想と計画を定めるときやまちづくりを行うときは、市民の参画を進めます。
- 4 市は、市民自治を基本としたパートナーシップによるまちづくりのために必要な施策や事業を行います。
- 5 市は、市民の参画が、行政活動を行うに当たり市が負うべき義務と責任を軽減することにつながることは解しません。

(平23条例20・一部改正)

第6章 市政運営

(説明責任・応答責任)

第12条 市は、施策の進捗状況や意思決定の過程について、市民にわかりやすく説明します。

- 2 市は、市民から意見、要望、苦情などがあつたときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に応答します。
- 3 市議会は、市民に対し、市政に関する説明責任が十分に果たされるよう努めます。

(情報の公開と共有)

第13条 市は、まちづくりに関する情報を積極的に公開します。

- 2 市民は、自らのまちづくりに関する情報を互いに共有するよう努めます。
- 3 市民と市は、まちづくりに関する情報を共有するよう努めます。

(個人情報保護)

第14条 市民、市議会、市は、個人の権利と利益が侵害されることのないように、個人情報を保護します。

(パブリックコメント)

第15条 市は、重要な条例の制定や計画の策定などをするとき、事前に案を公表し、市民の意見を聴くように努めます。

- 2 前項の規定により、市民の意見が提出されたときは、その意見に対する市の考え方を公表します。

(審議会委員などの公募)

第16条 市は、審議会その他の附属機関などの委員には、公募による委員を加えるよう努めます。

(評価の実施)

第17条 市は、まちづくりの目標に照らし、取り組みの有効性、効率性などについて評価を実施します。

2 市は、まちづくりの評価の結果を分かりやすく市民に公表します。

第7章 まちづくりの環境整備

(人材の育成)

第18条 市は、パートナーシップによるまちづくりを進めるため、学習の機会を提供するとともに、専門家の派遣などの技術的な支援を行い人材を育成します。

2 市民は、パートナーシップによるまちづくりを進めるため、自らまちづくりに関する学習に努め、人材の育成に努めます。

3 市は、パートナーシップによるまちづくりに必要な能力を備えた市職員の育成に努めます。

(組織づくり)

第19条 パートナーシップによるまちづくりを進めるため、市民は組織を作ることができ、市は必要な組織を作ります。

(基金などの設置)

第20条 市は、市民の主体的なまちづくり活動の支援を目的とする基金と制度を作ります。

(拠点・ネットワークづくり)

第21条 市民、市は、まちづくりの拠点やネットワークづくりに努めます。

(まちづくり支援団体)

第22条 市は、市民の主体的なまちづくり活動を支援するため、まちづくり支援団体を作り、その活動に必要な経費の助成などの財政的な支援や業務の委託をすることができます。

第8章 まちづくりの参画手続

(まちづくりの相談)

第23条 市民は、他の市民と市にまちづくりに関する相談をすることができます。

(まちづくり活動の登録など)

第24条 市民は、パートナーシップによるまちづくりに取り組むときは、市にまちづくり活動の登録をすることができます。

2 市民は、一定の地域のパートナーシップによるまちづくりに取り組むときは、地域まちづくり団体を作り、市にまちづくり活動の登録をすることができます。

3 第1項と第2項により、まちづくり活動の登録をした市民(以下「まちづくり登録員」といいます。)は、他の市民と連携し、主体的にまちづくり活動を行うとともに、まちづくり計画の作成に積極的に取り組みます。

(まちづくり計画の提案)

第25条 まちづくり登録員は、次条のみんなでまちづくり会議の場で、まちづくり計画を提案することができます。

(みんなでまちづくり会議)

第26条 市は、次の事項について市民の参画を実現するため、まちづくり登録員で構成するみんなでまちづくり会議を開催します。

- (1) 前条のまちづくり計画の提案
- (2) パートナーシップによるまちづくりの政策提言
- (3) この条例の運用の監視
- (4) この条例の調査・研究
- (5) その他この条例に基づくまちづくり

2 市は、前項の内容を公表します。

3 市は、みんなでまちづくり会議において提案され、話し合われた事項について、市政に反映するよう努めます。

4 市は、前項の反映結果について公表し、みんなでまちづくり会議で説明をします。

5 みんなでまちづくり会議は、前項の反映結果について納得できない場合は、別に定めるところにより、市議会で意見を述べる機会を求めることができます。

6 市議会は、前項の意思を尊重します。

第9章 住民投票

(住民投票)

第27条 市長は、市政の重要事項について、広く市民の意見を確認するため、住民投票を実施することができます。

2 市長は、住民投票の結果を尊重します。

3 住民投票を行うときは、そのつど投票できる人、投票結果の取扱いなどを規定した条例を別に定めます。

(住民投票の発議・請求)

第28条 草加市において選挙権を有する人は、その総数の50分の1以上の連署により、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求できます。

2 議員は、議員定数の12分の1以上の議員の発議により、住民投票を規定した条例を市議会に提出できます。

3 市長は、住民投票を規定した条例を市議会に提出することにより住民投票を発議できません。

第10章 条例の検証

(条例の検証)

第29条 この条例が市民、市議会、市のパートナーシップによるまちづくりを常に保障するため、この条例を施行後5年以内ごとに検証します。

第11章 委任

第30条 この条例の施行について必要な事項は、別に定めます。

附 則

この条例は、平成16年10月1日から施行します。

附 則 (平成23年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行します。

第四次草加市総合振興計画

令和6年（2024年）3月発行

発行：草加市

〒340-8550 埼玉県草加市高砂一丁目1番1号

TEL 048-922-0151（代表）

URL <http://www.city.soka.saitama.jp>

編集：総合政策部総合政策課

